

— 令和3年度 初任者のための研修資料 —

# 学び続ける教師

山形県教育センター

## 本県教育の目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

〈テーマ〉

つ な ぐ

～ いのち、学び、地域 ～

### 目指す人間像

「いのち」をつなぐ人

学びを生かす人

地域をつくる人

\*第6次山形県教育振興計画（後期計画）より

# はじめに

人類の歴史を振り返れば、ある分野における革新的とも言える技術の進歩が、大きな社会の変化をもたらしてきた事実があります。わが国においては、Society5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが現在とは「非連続」と言えるほど変化することが予想されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な影響が多方面かつ長期間にわたる様相を呈し、一層先行きが不透明となる中、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうかが問われています。こうした中において、新学習指導要領が小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施され、高等学校については、令和4年度から年次進行で実施される予定です。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、まさに新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められていると言えます。

本県では、令和2年3月に、本県教育の指針となる「第6次山形県教育振興計画」（後期計画）が策定されました。「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に、目指す人間像として「『いのち』をつなぐ人」、「学びを生かす人」、「地域をつくる人」が示されています。この目標の実現のため、信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮が、これまで以上に求められています。

山形県教育委員会は、教育公務員特例法第22条に基づき、平成30年1月、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び特性に応じて身に付ける資質を明確化した山形県教員「指標」を定め、同年3月、この指標を踏まえた「山形県教員研修計画」を策定しました。系統的な研修体系を構築し、教員がキャリアステージに沿って、指標で示された資質・能力を身に付けていくことができるよう、様々な研修を実施しています。研修体系の始発点となる初任者研修は、本県が求める「着任時の姿」を前提に、職務に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高めることをねらいとしています。

教員の研修については、教育基本法第9条や教育公務員特例法第21条において、教員が、自己の崇高な使命を深く自覚し、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことが明確に述べられています。初任者の皆さんには、「研究」と「修養」によって新しい知識や指導方法を学び、高い教養と専門性を身に付けると同時に、教育の理念を深めながら、総合的な人間力を形成してほしいと思います。

本書は、新しく本県の教員になられた皆さんが、初任者研修についての理解を深めるとともに、日常の指導で当面する問題の解決や自己研鑽を進めるための参考資料となるよう作成されたものです。研修計画の作成や実施方法等についてまとめた別冊子「初任者研修の手引」とともに、研修の座右の書として有効に活用されることを願います。

古来、「教育は人なり」と言われ、児童生徒の望ましい成長を図る上では、教師の力量に負うところがきわめて大であります。日々のたゆまぬ研修を通し、見識と指導力を高め、本県教育の充実のために「学び続ける教師」として活躍されることを期待します。

令和3年3月

山形県教育センター

所長 大山 慎一

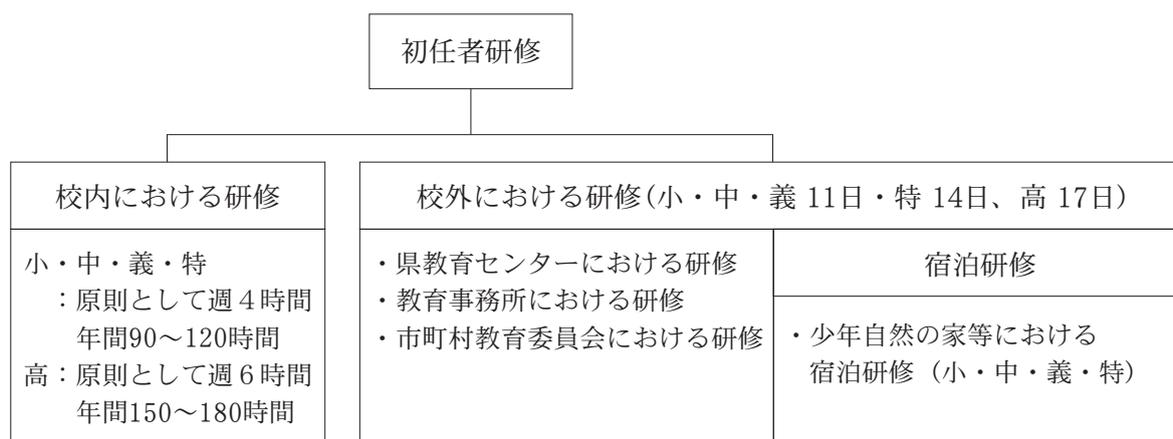
# 目 次

はじめに	
初任者研修の概要	1
Ⅰ 教育の潮流	2
Ⅱ 山形県の教育	4
1 教育県山形の歴史	4
2 本県の教育が目指すもの	5
3 第6次山形県教育振興計画	5
4 山形県教員「指標」	10
5 山形県教員研修体系全体図	12
Ⅲ 教師の仕事	13
1 教師に望まれること	13
2 学校というところ	17
Ⅳ 学習指導	25
1 授業の進め方	25
2 道徳教育	39
3 特別活動	49
4 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間	54
5 外国語教育	60
6 教育の情報化	63
7 確かな学力の育成	66
Ⅴ 生徒指導と学級経営	68
1 生徒指導	68
2 学級経営	77
3 指導要録と通知表	81
Ⅵ 特別支援教育	83
1 共生社会の実現に向けて	83
2 山形県の特別支援教育の推進	85
3 通常の学校における特別支援教育の推進と充実	86
4 特別支援学校における特別支援教育の推進と充実	91
Ⅶ 学校全体で取り組むこと	97
1 学校における体育・健康に関する指導	97
2 キャリア教育	104
3 読書活動の推進	111
4 教育情報の管理と配慮事項	112
5 部活動	113
Ⅷ 家庭・地域との連携	115
1 家庭との連携	115
2 PTA活動	116
3 地域との連携	116
Ⅸ 資料	117
1 知っておきたい教育関係法令	117
2 山形県の教育の歩み（略年表）	120
3 教育関係各種資料	129
4 接遇	135
5 山形県のシンボル	137

# 初任者研修の概要

初任者研修は、新規採用教員に対して、教育公務員特例法第23条等の規定に基づき、現職研修の一環として実施される一年間の研修です。山形県では、実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高めることを目的として行われます。

初任者研修は、皆さんの勤務する各学校で計画・実施する「校内における研修」と県教育センター等の校外で計画・実施される「校外における研修」の二つに大別されます。



**参考** 初任者研修が修了した後の2年次、3年次にはフォローアップ研修が行われます。

## 1 校内における研修

校内における研修は、初任者研修の中核となるものです。教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動及びその他の校務一般について、実体験を通して実践的指導力を養い、教員としての専門的資質や総合的な人間力を高め、教育への使命感と教育理念を深めることを目的として行われます。校長はじめ指導教員(拠点校指導教員、校内指導教員も含む)や教科指導員などの指導で、計画的かつ継続的に行われます。

研修の計画は、別冊子「初任者研修の手引」を参考にして、校長が作成することになっています。

## 2 校外における研修

校外における研修は、基礎的・専門的内容の研修や教育的体験を通して、教員としての使命感や自覚を育てるとともに、豊かな人間性の確立を図ることを目的として行われます。県教育センター・教育事務所・市町村教育委員会における研修があります。また、宿泊研修は、初任者が学校を離れて、体験活動等を通して主体性、協働性を養い、同時に教員相互の交流を深めることを目的として行われます。

研修の計画は、県教育委員会及び市町村教育委員会が作成します。

# I 教育の潮流

教育基本法や学校教育法などを踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという理念のもと、学習指導要領が改訂されました。新学習指導要領は小学校が令和2年度より実施、中学校が3年度から、高等学校が4年度から全面実施されます。

## 1 学習指導要領改訂の基本的な考え方

### (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することとし、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

### (2) 確かな学力の育成

知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することが求められています。

### (3) 豊かな心や健やかな体の育成

道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが求められています。

## 2 育成を目指す資質・能力の明確化

子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容が、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等、の資質・能力の三つの柱で再整理されています。

## 3 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供たちが資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を一層高める授業改善の取組みを活性化していくことが必要です。我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められます。そのため、各学校においては、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎつつ、子供たちの実態や教科等の特質に応じた指導の工夫改善を図る必要があります。資質・能力の三つの柱が、バランスよく育まれるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、授業改善を進めることが示されています。なお、その際の留意点として、深い学びの鍵として各教科等の「見方・考え方」を働かせることが重要になります。「見方・考え方」は、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ、教師の専門性の発揮が求められます。

## 4 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のた

めには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を単元など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められます。これらの実現のためには、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

## 5 教育内容に関する主な改善事項

### (1) 言語能力の確実な育成

発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとし、学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論すること）などが充実しています。

### (2) 情報活用能力の育成

ICT等を活用した学習活動等の充実を図ることとし、小学校においては、各教科等の特質に応じてコンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしています。

### (3) 理数教育の充実

日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などが充実しています。また、必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて問題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容が充実しています。

### (4) 伝統や文化に関する教育の充実

古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導が充実しています。

### (5) 体験活動の充実

生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動が充実し、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視しています。

### (6) 外国語教育の充実

小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導が充実しています。

### (7) 職業教育の充実

地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容が充実しています。

## 6 道徳教育の充実

道徳の時間が、教育課程上、特別の教科 道徳として新たに位置付けられ、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換が図られました。内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直されたとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などが取り入れられており、指導方法の工夫を行う必要があります。また、道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすことが求められています。

## 7 その他の重要事項

- 幼稚園教育要領 ○初等中等教育の一貫した学びの充実 ○家庭や地域との連携・協働
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実 ○部活動
- 子供たちの発達の支援 ○ESD、SDGs ○STEAM教育

## II 山形県の教育

### 1 教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～

本県は、教育について「普及の山形」「実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。

#### (1) 戦前の普及と実践

##### ① 教育を普及するための工夫（明治20年～大正期）

明治22年、鶴岡町（現鶴岡市）の私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子供たちに昼食を出しました。これが「日本の学校給食の始まり」とされています。明治30年代の子守学級設置の奨励、大正期の出席奨励策などにより、初等教育における高い就学率及び出席率を実現しています。

##### ② 社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ（明治末～昭和15年）

明治末期以降、実業補習学校の普及により、勤労青少年たちは、実業に従事しながら引き続き教育を受けることができ、就学率も全国トップクラスでした。大正4年、本県では地方自治の中核となる人材育成のため、自治講習所を開設し、全国に例のない自治研修機関、青年教育機関として高く評価されました。昭和初期にも、実業補習学校、青年訓練所、青年学校における就学率及び出席率が高く、いかに向学心に燃えている県民が多かったかを示しています。

##### ③ 優れた青年の学力（昭和6年～昭和14年）

徴兵検査時の学力調査では、全国最高位など良い成績を上げています。初等教育での高い就学率及び出席率、実業補習学校や青年訓練所への進学、質の高い教育水準を支えた師範学校出身教員の比率の高さなどが要因と言えます。

#### (2) 戦後における普及と実践の継承

##### ① 地域の生活に根ざし、一人一人を育てることを目指した実践

生活綴り方教育の取組みは、昭和26年出版の『山びこ学校』に見られるように、生活の現実をありのままに見つめ、自分の言葉で書き綴ることを通して、人間としての成長を促すことを目指した実践ですが、学校外にも波及し、全国的に広がっていきました。

##### ② 高等学校教育の普及

昭和23年、新制高等学校の発足により、全国一（対人口比）の定時制高等学校開設数45校を整備し、「勤労青少年教育の県・山形」と高く評されました。昭和35年、全国に先駆け、高校整備対策協議を設置し、工業高校の新設や既存工業高校の課程増設など、産業経済構造の変化等に対応する高等学校整備を行いました。

##### ③ へき地教育振興の実績

昭和31年、第5回全国へき地教育研究大会での「同単元指導」発表は、へき地教育の研究と複式学級の指導法の両面において、その振興に大きく貢献しました。

##### ④ 社会教育における先駆的な取組み

青年学級の発足、産業開発青年隊運動、青空公民館の名で親しまれた公民館活動、若妻学級など、全国の社会教育分野の先導的役割を果たしました。戦後の混乱と激動の改革と再建の時代に、山形県はまさに国土復興の担い手づくり、草の根の社会教育活動の発信基地となっていました。

### (3) 近年における普及と実践の取組み

#### ① 社会教育における継承

全国初の中型青年の家が、昭和42年、天童市に設置され、全国的な注目を集めました。「山形方式」と呼ばれる、県内青少年による地域単位のボランティア活動は、全国的に高く評価されています。

#### ② 少人数学級の実施

平成14年度、全国に先駆け、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学級編制を小学校に導入し、平成23年度に義務教育の全ての課程での少人数学級が完成しました。

### (4) 地域とともにある山形の教育

これまでの取組や活動は、地域住民が必要とし、地域ぐるみの運動などによる教育的要求が具現化したもので、教育の地域的な土台を培ってきたものです。

本県教育の特徴は、地域と結びついた教育であり、これを可能にしてきたものは、県民の教育への理解の高さと熱意であったと言えます。このような、本県の教育県としての風土・文化は、将来にわたって継承していかなければなりません。

## 2 本県の教育が目指すもの

私たちが担う公教育には、教育基本法にも謳われているとおり、「人格の完成を目指し、社会の形成者としての資質を備えた人間を育成する」という、時代を超えて変わらない使命があります。その一方で、社会の変化に伴う時代の要請に応じていくという役割をも担っています。

本県では、これまで第4次山形県振興計画（4教振）においては「感性」、第5次教育振興計画（5教振）においては「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にした教育を進めてきました。これらを継承しつつ、平成27年5月に、第6次山形県教育振興計画（6教振）が策定され、平成27年度から概ね10年間を通じて目指す本県教育の姿を示すとともに、平成27年度から平成31年度の5年間に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組み等が示されました。さらに、令和2年3月に、計画前期5年間の成果と課題を踏まえ、また、社会状況の変化が前期計画策定時に捉えていた以上に進行し、さらに社会変化がより加速することを見据え、教育の変革期に対応しながら本県の子ども、県民一人ひとりの更なる成長を実現するために、後期5年間（令和2年度から令和6年度）の計画が策定されています。

## 3 第6次山形県教育振興計画（後期計画）

6教振（前期計画）の基本目標は、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にし「山形らしい教育」を希求してきた4教振、5教振の精神も継承する理念です。6教振策定後のさまざまな社会の変化等を踏まえても、「人間力」という総合的な力の育成や、「山形の未来をひらく」という地方創生の重要性は変わらないと考えられます。このようなことから、6教振（後期計画）において、引き続き、この基本目標を掲げています。

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

## (1) 目指す人間像

後期計画で掲げた3つの目指す人間像は、基本目標「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人」を具現化したものです。「人間力」にしても、「山形の未来をひらく」ということを考えても、3つの目指す人間像の視点は重要です。6教振（前期計画）策定時よりも、さらに予測困難になると推測されている社会で生き抜く力を育成するために求められている学びの内容や、地域コミュニティの在り方の変化を踏まえ、目指す人間像の方向性は継承しつつ、以下のとおりとされています。

### 「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分への受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。

### 学びを生かす人

学びを重ねることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けた人。多様な他者と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。

### 地域をつくる人

郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは、地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。

山形県では「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を第4次山形県総合発展計画の基本目標として掲げています。それを実現していくためには、県民一人一人が、自分が生まれ育った地域を愛し、地域で活躍し、地域の発展に貢献すること、すなわち地域の未来をきりひらいていくことが求められます。

3つの目指す人間像の全体を貫く基本姿勢として、地域の窓から世界を見る\*など広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に果敢に挑戦し続けること、すなわち、**広い視野と高い志を持って**行動することが求められます。

\*星寛治「耕す教育」の時代—大地と心を耕す人びと—2006.10 より真壁仁の言葉

## (2) テーマ

基本目標と目指す人間像を踏まえ、この計画のテーマは以下のとおりとされています。

つなぐ  
～いのち、学び、地域～

## 第6次山形県教育振興計画（後期計画）

### 基本目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

〈テーマ〉 つなぐ  
～ いのち、学び、地域 ～

目指す人間像

### 「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。

### 学びを 生かす人

学びを重ねることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる人。多様な他者と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。

### 地域を つくる人

郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。

### 広い視野と高い志を持って (全体を貫く基本姿勢)

夢や希望を持って、その達成に向け行動し続ける姿勢。  
地域の窓から世界を見るなど広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に果敢に挑戦し続ける人。

### (3) 目指す人間像の育成に向けて

#### 「いのち」をつなぐ人

5教振では、自らの生命が輝くような生き方をし、同時に他の人の生命と生き方をも尊重する人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。6教振前期計画でも、「いのちの教育」を引き継ぎ、3つの目指す人間像の一つ目『『いのち』をつなぐ人』として、取り組んできました。

自尊感情・自己肯定感は、自分のよさや成長を、他者から認めら尊重されることで育まれることも多く、多様性や個性、違い等を受けとめられる人の育成が大切です。また、自分自身の多様性や個性を、自分の成長を自覚する中で受け止めていくことが、自尊感情・自己肯定感を育むことにもなり、他者を尊重する意識の醸成にもつながります。そのために、多様な価値観、それぞれの個性や違いを理解し、互いの生き方や人格を尊重し合える力が必要です。そこで、『『いのち』をつなぐ人』の意味として、「多様性」や「個性」を尊重する意味が、これまで以上に強められています。

#### 学びを生かす人

前期計画では、「学び続ける人」として、変化が激しい社会で生き抜いていくためには、学び続けることを通して、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けた人の育成を目指してきました。

学習指導要領の改訂と国の第三次教育振興計画においては、育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか・何ができるようになるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、②「理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養）」の三つの柱で整理し、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となることを重視しています。これまでも本県において重視してきた「学び続ける」ということを通して、多様な他者と協働しながら、主体的に判断し、新たな価値を生み出す力やグローバル化の進展や急速な技術革新等、様々な変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力を育成することが必要であり、価値の創造や社会や人生に学びを生かすことがこれまで以上に求められています。

#### 地域をつくる人

前期計画では、「地域とつながる人」として、地域の人や自然、文化と関わりを持ち、地域が抱える課題の解決に向けて、コミュニティの一員として主体的に取り組む人の育成を目指してきました。

人口減少問題に向き合い、持続的に発展する活力ある地域を形成していくためには、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りや未来を切り拓く力を養い、本県の持続的な発展を担う未来の人材を育成するとともに、誰もが活躍できる社会を形成し、地域の活力を高めていく必要があります。多様な人材を地域に受け入れ、協働しながらコミュニティの形成や

地域活性化に向けた取組みを行い、自らの可能性を認識し、力を発揮できるよりよい地域社会の創り手となる人材を育成・確保することが重要となります。「地域とつながる」ための取組を通して培った関係性を昇華させ、よりよい地域社会の創り手の育成を目指しています。

#### (4) 総合的・計画的な施策の展開

基本目標である「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」と、それを推進するための3つの目指す人間像を育成するため、9つの基本方針のもとに施策を体系化し、それぞれの施策について本県教育の現状と課題を踏まえ、今後の方向性を示すとともに、主な取組や目標指標を掲げています。

#### 基本目標を実現するための施策の体系



## 4 山形県教員「指標」

山形県教員指標 教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目		●「指標」教諭用A●						
領域	能力	項目	着任時の 段階	始発期	成長期	充実期	組織運営 期	
担任力（学級担任とともに教科担任としての資質・能力も含む）	生徒指導力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1					
		2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○				
		4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○				
		5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。			○			
	集団指導力・学級経営力	6 児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。				○		
		7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。					○	
		8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2					
		9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○				
		10 学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。			○			
学習指導力	基礎的授業力・カリキュラムマネジメント	11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			○			
		12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。			○			
		13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。				○		○
		14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。	○3					
		15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。		○				
	指導の積極的改善	16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。		○				
		17 学習内容の習熟の程度などを踏まえて、個に応じた指導を行うことができる。		○				
		18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。			○			
		19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。				○		○
		20 学習評価の意義と方法について理解している。	○4					
教師としての専門性の構築・専門教科の指導力強化	21 評価規程を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。		○					
	22 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。			○				
	23 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。				○			
	24 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。		○					
	25 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。		○					
ICT活用力・情報モラル	ICT活用力	26 郷土を理解し、郷土に誇りをもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。		○				
		27 研究金や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。		○				
		28 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。				○		
		29 英語教育や道徳教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。					○	
		30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○5					
	特別支援教育力	31 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用することができる。		○				
		32 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○			
		33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○			
		34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。				○		
		35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○6					
36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。		○						
37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○					
38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。			○					
39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。				○				
40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○			

山形県教員指標 教諭・養護教諭・栄養教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目		●「指標」教諭・養護教諭・栄養教諭B●							
領域	能力	項目	着任時の 段階	始発期	成長期	充実期	組織運営 期		
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることことができる。	○1						
		2 悩みや困ったことが生じた場合等には、管理職や同僚に相談することができる。		○					
		3 互いに相談し合える雰囲気や関係を築き上げることができる。			○				
		4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。				○			
		5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。	○2						
	豊かな人間性・教養	6 日本及び外国の文化・歴史・環境問題、平和問題等についての広い知識をもっている。		○					
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。			○				
		8 地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。				○			
		9 学び続ける教師の重要性について理解している。	○3						
		10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。		○					
教育公務員としての自覚	学び続ける姿勢	11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。			○				
		12 教師として自己革新への意欲をもち続け、教育の動向等を踏まえつつ、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。				○			
		13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。	○4						
		14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。		○					
		15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。				○			
	チームマネジメント能力	経営参画意識	16 山形県の教員として、郷土を愛する心をもち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・園を築こうとしている。	○5					
			17 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。		○				
			18 組織の一員として自己の役割を自覚し、学校・園の運営に貢献することができる。			○			
			19 学校・園を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。				○		
			20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力をもち、全体最適の視点から学校・園の職務を推進することができる。					○	
連絡調整力		21 学校・園の運営について、機会を自らつくり出して管理職に意見具申することができる。					○		
		22 組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校・園の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。					○		
		23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。					○		
		24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。			○				
		25 学校・園の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。				○			
チーム運営力	26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。					○			
	27 外部との調整の実務担当者として、学校・園の課題に応じた人的・物的資源を活用することができる。					○			
	28 互いの課題や悩みに気付き、支え合う環境をつくることと、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。					○			
	29 会議や研修が効率的に行われるように、参加者の意見や積極的な取組みを引き出すことができる。					○			
	30 同僚の特性や強みを見取り、それらを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。					○			
後輩への指導・助言力	31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。					○			
	32 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。					○			
	33 自らの指導及び援助等の技術を公開し、職員のパフォーマンスを向上させることを自覚し、後進の育成に当たることができる。					○			
	34 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。	○6							
	35 危険発生時の対処要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故、災害への的確な対応ができる。		○						
危機管理能力対応	36 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・園の安全に関する実践を推進することができる。					○			
	37 危険発生時の対処要領の作成に参画し、事件・事故、災害への的確な対応ができる。					○			
	38 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報の保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。		○						
	39 パソコンの使用規程などを整備し、安全管理を徹底することができる。					○			
	40 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。					○			

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】

※○印は、その段階における重点項目

●「指標」養護教諭用A●

能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
健康相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うことができる。		○			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。			○		
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。			○		
保健管理力	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。	○2				
	6 健康に関する個人情報の管理を適切に行うことができる。		○			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。		○			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、疾病予防等を行うことができる。		○			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。		○			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。		○			
	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることできる。			○		
	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。				○	
保健教育力	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。	○3				
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。		○			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性についての教育を行うことができる。		○			
	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。		○			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。			○		
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。				○	
保健室経営力	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。			○		
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	○4				
	21 保健室の環境整備ができる。		○			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。		○			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。			○		
保健組織活動力	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。			○		
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。				○	
	26 人とのつながりを大切に、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	○5				
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。		○			
ICT活用力・情報モラル	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			○		
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。			○		
	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。				○	
	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○6				
特別支援教育力	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し学校のICT環境の整備を進めることができる。			○		
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。			○	○	
	35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○7				
	36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。				○	
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○	
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。				○	
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をともに、教育的支援を行うことができる。				○	
40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○	

山形県教員指標 栄養教諭用A【栄養教諭の実践に関する資質・能力】

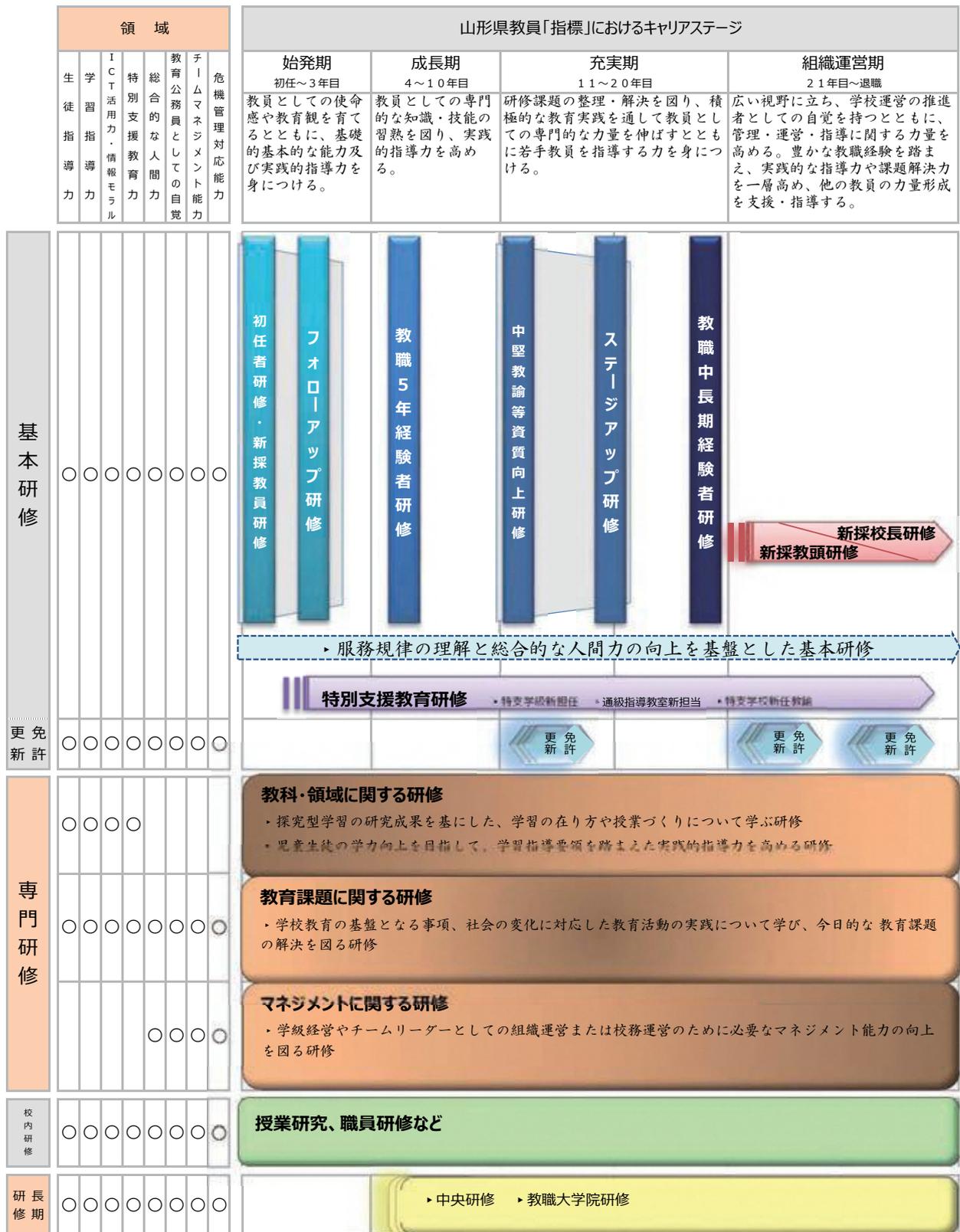
※○印は、その段階における重点項目

●「指標」栄養教諭用A●

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
食に関する指導力	児童生徒理解力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	○1				
		2 一人一人の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
		3 不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○		
		4 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○2				
	食育推進力	5 児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。			○		
		6 学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。			○		
		7 食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。				○	
	給食時間における食に関する指導力	8 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○3				
		9 学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。		○			
		10 地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地産物等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。			○		
	教科等における食に関する指導力	11 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。	○4				
		12 教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。		○			
		13 PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			○		
		14 カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。		○			
個別的な相談指導力	15 肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。			○			
	16 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。			○			
	17 スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。				○		
	18 栄養管理責任者としての役割について理解している。	○5					
学校給食管理力	栄養管理力	19 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立を作成することができる。		○			
		20 教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。		○			
		21 児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。		○			
		22 自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。			○		
	衛生管理力	23 児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるような献立の工夫や改善を図ることができる。				○	
		24 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。				○	
		25 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。	○6				
		26 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。		○			
ICT活用力・情報モラル	27 給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の校務処理を適切に行うことができる。		○				
	28 食中毒や異物混入、食物アレルギー発症防止等の危機管理体制を構築し、対応策を考えることができる。		○				
	29 衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医、薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。		○		○		
	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○7					
特別支援教育力	31 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○				
	32 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○			
	33 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。				○		
	34 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○8					
	35 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。		○				
	36 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○		
37 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。				○			
38 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をともに、教育的支援を行うことができる。				○			
39 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。					○		

5 山形県教員研修体系全体図

令和3年度 山形県教員研修体系 全体図



注1 ○印は、重点とする領域である。

注2 養護教諭・栄養教諭については、領域内の「生徒指導力」、「学習指導力」を、各職種の専門的な指導力に読み替えるものとする。

注3 職種によっては開講しない講座もある。

注4 校内研修に関し、OJTのサポートのため指導主事の派遣が行われている。

### Ⅲ 教師の仕事

#### 1 教師に望まれること

##### (1) こんな教師でありたい

本県教育の目標の根底に流れているものは、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力を基礎に主体的に考え判断する力、豊かな感性や自分の存在を大切にしつつ人と協調し他を思いやる心、そして、健康でたくましい体、いわゆる知徳体の三つをバランスよく調和するとともに、それらを活かし、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことです。そのことを念頭に置いて、これからの教師としての道を歩んでほしいと思います。

##### ア これからの社会と国民の求める学校・教師像

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。特に、近年顕著となってきているのは、その変化の早さが加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、しかもこのような変化は全ての子どもたちの生き方に影響するものとなってきていることです。

このような時代だからこそ、直面する変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら主体的に向き合って他者と協働しながら関わり、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要です。

社会の大きな変動に伴い、保護者や国民の間に、学校に対して、必要な学力や体力、道徳性を育成する質の高い教育を求める声が高まっています。そうした期待に応えるためには教員の資質・能力をいっそう高めるとともに、地域や家庭と目指す子供の育ちを共有し、信頼関係を確立することが極めて重要です。

##### イ これからの時代の教員に求められる資質・能力

平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上について」等において、これまで教員として不易とされてきた児童生徒に対する深い教育愛等の資質・能力を含め、以下のような資質・能力が求められるとしています。

- 自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結び付け構造化する力。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害(山形県では「障がい」と表記)を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量。
- 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協同的に諸課題の解決に取り組む力。

##### ウ 初任者を含め始発期に求められる資質・能力

平成30年1月に策定した山形県教員「指標」(10～11頁参照)では、本県教員が身に付けるべき資質・能力を、キャリアステージに応じ教諭8領域、養護教諭11領域、養護

教諭8領域に示し、「山形県教員研修計画」に基づいて研修を実施するとしています。

初任者研修では特に「総合的な人間力」「使命感」「実践的指導力」を高めたい力と考えています。「指標」の始発期における重点項目を目安としながら、自分が伸びていくための目標を設定し、日々の教育活動や初任者研修を目標と照らして省察しつつ教育実践に取り組んでほしいと思います。

言うまでもなく「研修」とは「研究」と「修養」から成り立ちます。ただ、ややもすると教員は教科等の「研究」にばかり目が向いて、「修養」の部分が不足しがちだと批判されることもあります。「研究」と「修養」は本来別のものではないはずです。常に「学び続ける教師」を目指し知識や指導方法をについて教師自身が、主体的・対話的に深く学ぶことにより、教養と専門性を高めつつ教育への使命感と教育理念を深め、「指標」における成長期の重点「総合的な人間力」少しずつ高めていきたいものです。

## (2) 学び続ける教師

資質・能力は学びによって変容、深化させることができるものです。また、教師の資質・能力の向上は教師集団の在り様によって大きく左右されるものです。「教師としての使命感」を持ち、同僚や仲間とともに日々伸び続けたいものです。

「今日の新たな一滴が要るのです」

教師の仕事は、生きている子どもに生きた知恵を育てることです。そのためには、初々しい感動、新しい命のようなものが教師の側にないと、子どもを惹きつけられません。…今日の太陽が昇って、昨日の自分とは違う新しい自分がある、そういう激しい成長力のようなものが子どもを動かします。…子どもに伝わっていきます。人を育てるといえるのはそういうことです。…今日の新たな一滴が要るのです。

(大村はま著『灯し続ける言葉』小学館)

法の上でも研修の権利や義務、研修制度の確立について、様々な規定があります。教育基本法第9条では「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とされ、教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員にとって研究と修養は職務そのものであると規定されています。

### ア 研修の形態

私たちは、日々の仕事を行う中で様々な問題や課題に直面します。時には悩み、不安を覚えることもあります。解決に向けて、同僚に知恵を借りたり、書物を手に取ったり、あるいは、積極的に研修会や研究会に参加したり、長期にわたって本格的に研究に取り組んだりすることもあります。問題や課題の解決過程を通して、仕事に密着した実践的な研修が進められますが、おおよそ次の四つの研修の形態があります。

- ① 自発的な研修（自己研修、グループ研修など）
- ② 学校における研修（学校研究など）
- ③ 職務専念義務を免除されて行う研修
- ④ 職務命令を受けて行う研修

### イ 研修制度

自発的な研修を教員の研修の基本にしながらも、それを補完し、方向性を与えるため

に、各種の研修制度が設けられています。教育公務員特例法第21条2項には任命権者に対して、教育公務員の研修に必要な施設や研修を奨励するための方途、第22条には校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針等、第23条では初任者に対して1年間の研修（以下「初任者研修」という）の実施、第24条では「中堅教諭等資質向上研修」をそれぞれ義務付けています。これらのことを受けて、本県でも各種の研修の機会と場が設定されていますが、主なものは次のとおりです。

- ① 山形県教育委員会が行う研修 … 県教育センター等
- ② 市町村教育委員会が行う研修
- ③ 長期研修（内地留学及び社会体験） … 県教育センター、大学、企業等
- ④ 独立行政法人教職員支援機構が行う研修
- ⑤ 大学院における研修
- ⑥ 海外派遣研修

これらの研修で学んだことを自発的な研修や学校での研修に結合させて、より一層の広がりや深まりのあるものに発展させていくことが望まれます。このようないろいろな研修を通して、研鑽を積み自己成長を遂げていく過程こそ「学び続ける教師」の姿ではないでしょうか。

### (3) 教師の身分と職務

公立学校の教職員は、勤務する学校を設置している地方公共団体の公務員です。したがって、その身分は県立学校に勤務する教職員は県職員、市町村立学校に勤務する教職員（その給与が県によって負担され、その任命権が県教育委員会に属しているもの、以下「県費負担教職員」という）は勤務する学校を設置している市町村の職員になります。

#### 教師の職務（仕事）

- ① 法令に規定されている職務（学校教育法37条第11項）  
「教諭は、児童の教育をつかさどる」と規定（中学校、高等学校への準用規定は第49条、第62条、第82条）。これにより教師の主たる職務は、児童生徒の教育に責任をもってあたることといえる。
- ② 具体的な職務
  - 諸教育活動  
教科指導、外国語活動（小）、特別の教科 道徳、総合的な学習（高：探究）の時間、特別活動、生徒指導、進路指導等
  - 教育活動に必要な準備及び整理の仕事  
指導前後の教材研究や指導法の研究等諸準備、指導についての評価
  - 教育活動に付随する仕事  
家庭との連絡、対外的な渉外・連携、教室の整備、学級事務等

### (4) 服務

服務とは、公務員としての地位に基づいて、職務上または職務外において公務員に課せられた規律に服する義務のことをいいます。この服務の根本の基準になっているのは、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地方公務員法第30条より）という規定です。

また、教育公務員という職務の特殊性から、教育公務員特例法において公立学校の教育公務員の政治的行為の制限や兼職及び他の事業等の従事などについての特例が定められています。

職員の服務を監督するのは、県立学校職員については県教育委員会、県費負担教職員については当該教職員の身分が属する市町村の教育委員会ですが、実際には委任され当該教職員の属する学校の校長が行います。

## ア サービス上の義務

① 全体の奉仕者であること	③ 二つの禁止
② 四つの義務	○信用失墜行為の禁止
○サービスの宣誓の義務	○争議行為等の禁止
○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	④ 二つの制限
○秘密を守る義務	○政治的行為の制限
○職務に専念する義務	○営利企業への従事等の制限

特に、本県では「信頼され、尊敬される教員」を育てることを重要課題にしています。一旦失われた信頼・尊敬の代償は大きく、子供に与える心の傷は深く残るものです。子供の価値形成や心の成長のために、師表となる教師でありたいものです。

※参照：職員の不祥事防止に向けた取り組み ～県民に信頼される教職員であるために～  
平成27年10月（平成30年2月改訂）

**■不祥事を起こさないためのセルフチェックシート**

私たち山形県の職員には、県民全体の奉仕者として、県民の期待と信頼に応えることが求められている。そのためにも、職員一人ひとりが基本的な心構えや守るべきルールを認識し、自らの行動を点検することが大切である。

以下のチェック項目に従い、自らの心構えや行動について、自己点検を行うこと。

**【公務員としての心構え】**

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	県民全体の奉仕者として常に誠実かつ公正に業務を遂行している。
<input type="checkbox"/>	事務の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県民からの理解と信頼を確保するよう努めている。

## イ サービス上の心得（勤務時間・勤務日）

### ① 勤務時間と職務専念の義務

学校では、通常7時間45分の勤務時間が割り当てられていますが、休憩時間を除き、授業の合間や放課後の時間も正規の勤務時間であり、職務に専念すべき時間となります。

### ② 勤務日

夏季休業などの長期の「休業日」は、児童生徒から見たときの「授業を行わない日」のことですが、教師にとっては、勤務時間が割り振られた日は「勤務日」です。

## 2 学校というところ

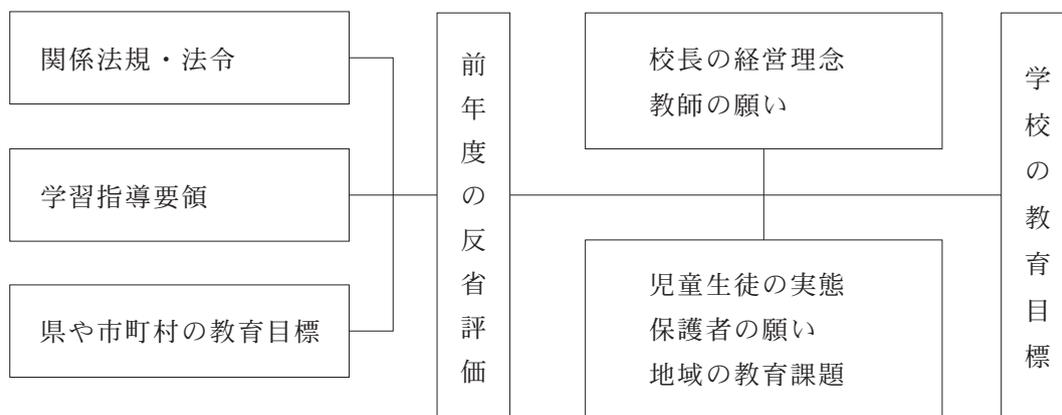
### (1) 教育計画の編成

#### ア 学校の教育目標

教育基本法第1条に教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。その目的を実現するために、教育を受けるものの心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければなりません。

学校の教育目標は毎日の教育活動のよりどころであり、すべての活動は学校の教育目標を具体的に児童生徒に実現させるための活動です。ですから、教職員はもちろん、保護者、児童生徒も全員が学校の教育目標を知っていなければなりませんし、常に意識して活動するように指導することも必要になります。

学校の教育目標の設定までの手順はおおよそ次のとおりです。



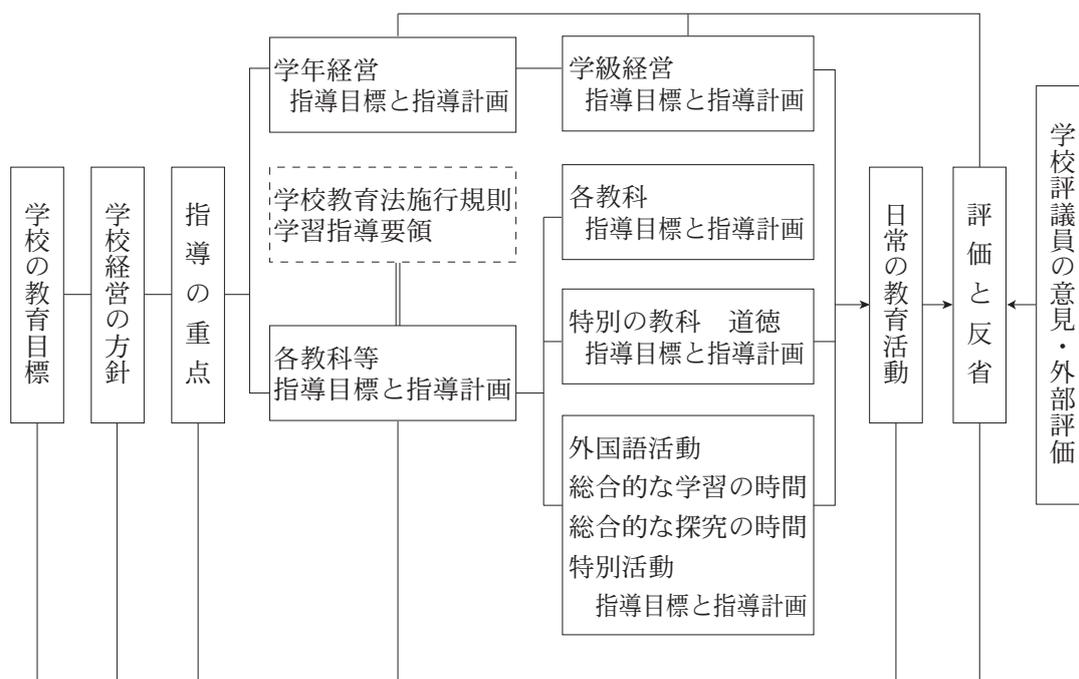
学校の教育目標は、校長の責任において年度当初設定するものですが、児童生徒の実態や教師と保護者の願いが反映されるべきものですから、校内で十分検討する必要があります。安易に前年度と同じにすることは避けなければなりません。全教職員がそれぞれの立場に応じて目標設定に積極的に参加すべきです。

学校によっては、全教職員の考えを反映させるために教育目標や教育課程を決定するための特別な組織をつくっているところもあります。

#### イ 教育課程の編成

教育課程とは、学校の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容、標準授業時数などの教育課程編成の基準は、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されています。この基準をもとに、各学校で校長の責任において、全教職員の協力で教育課程が編成されることとなります。

教育課程編成の手順はおおよそ次のとおりです。



学校の教育目標と校長の経営方針を受けて今年度の指導の重点を具体的に決定します。そして、それに基づいて学年経営や学級経営、各教科・領域の指導目標と指導計画がつくられます。

以上のような手順を経て教育課程が編成され、日常の教育活動に生かされていきます。一人一人の教師が常に学校の教育目標を意識し、独善に走らず、調和と統一のとれた教育活動に努めなければなりません。

次に、活動に対する評価と反省を行います。評価・反省の時期は、週末、月末、学期末、年度末などが考えられますが、最も大事にしたいのは日常の評価です。児童生徒の変容や日常の教育活動を的確に評価・反省することが教育活動を行う上での基本になります。

各学校では、学校評議員や外部評価も取り入れた、学校評価システムを構築し、各学期や年度末に学校経営評価として評価・反省を行います。これらの評価結果を分析・考察して、次学期、次年度の教育課程を検討することになります。この際、自分の所属する学年や分掌で評価・反省を行うことが多いので、積極的に意見を出すことが大切です。

## ウ カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントとは、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことです。特に、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められています。ですから、学校長や管理職のみならず、全ての教職員がこの考え方を共有し、各学年・学級において、各教科・領域等の学習活動を通してどのような資質・能力を育むのかを明確にするとともに、そのための授業づくりの基本方針を考え、実践し、見直していくことが必要です。

## (2) 小学校・中学校・義務教育学校の教育課程

学習指導要領では、小学校・中学校における教科等を次のような構成、年間標準授業時数を定めています。

年間の総授業時数					
小学校	第1学年	850時間	中学校	全学年	1,015時間
	第2学年	910時間			
	第3学年	980時間			
	第4・5・6学年	1,015時間			

これらは、年間35週（小学校第1学年は34週）以上にわたって計画しなければなりません。この基準をもとに週当たりの授業時数が決定され、具体的には時間割というかたちで表現されます。そして、学校行事等の計画と総合的に検討して年間の計画が完成します。

### ア 小学校における各教科等の構成

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
各教科	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科	道徳	34	35	35	35	35	35
	外国語活動			35	35		
	総合的な学習の時間			70	70	70	70
特別活動	学級活動	学級や学校における生活づくりへの参画 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 一人一人のキャリア形成と自己実現					
	児童会活動						
	クラブ活動						
	学校行事	儀式的活動 文化的行事 健康安全・体育的行事 遠足・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事					

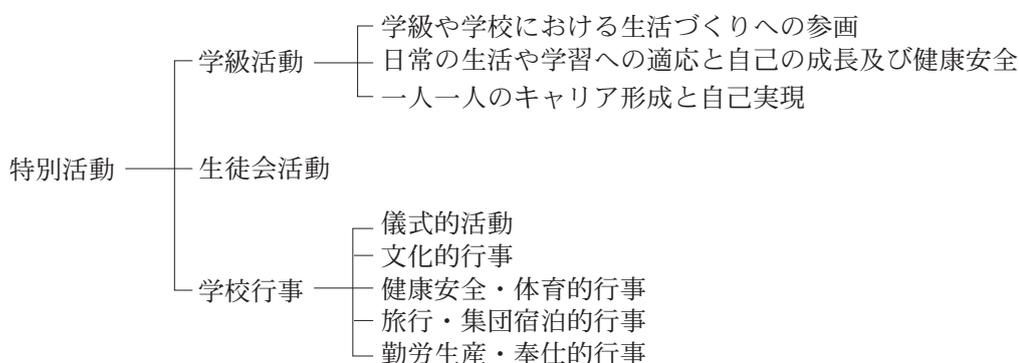
なお、小学校では学級担任が自分の学級の時間割を編成することが多いのですが、その際は次のことに留意する必要があります。

- ① 児童の過重負担にならないよう、また、最も教育効果が上がるよう教科等を配当する。（合科的・関連的な指導も可能）
- ② 日々の時数管理をていねいに行い、授業時数の確保と計画的な指導に努める。

## イ 中学校における各教科等の構成

1 単位時間は50分とし、生徒の実態や教育活動のねらいに応じて弾力的に運用する。

		1 学年	2 学年	3 学年
各教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70



また、小学校、中学校とも1単位時間の弾力化が図られたことで、15分授業や、60分授業等のような授業が可能となっています。これらの授業時数、授業スタイルを有効に活用し、「特色ある教育」を展開し、児童生徒に自ら学び自ら考える「生きる力」を育成していくことが大切です。

## ウ 義務教育学校

義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校です。小学校・中学校の学習指導要領を準用して教育活動を行います。本県では、新庄市立萩野学園と新庄市立明倫学園、戸沢村立戸沢学園が該当します。

### (3) 高等学校の課程や学科の設置

#### ア 課程・学科とその編成

課程や学科の設置は、公教育の立場から法令の定めがあり、教育に関する諸法令及び学習指導要領の基準に従って行われます。学校の課程及び学科の編成は次のとおりです。

### ① 課程

高等学校には、次の課程が設置されています。

全日制の課程	通常の課程
定時制の課程	夜間その他の特別の時間又は時期において授業を行う課程
通信制の課程	通信による教育を行う課程
学 年 制	教育課程を学年ごとに編成する
単 位 制	教育課程を学年による区分を設けずに編成する

[関係法令]・学校教育法第4条及び53～54条 ・学校教育法施行規則第101、103条  
・単位制高等学校教育規程、高等学校通信教育規程

### ② 学科の種類

高等学校は、普通教育及び専門教育を施すことを目的としていますが、高等学校段階の生徒は、能力・適性・進路等が多様化してくるので、生徒の実態に応じた学校の設置と教育課程の編成が必要となります。この場合、教育課程を編成する単位となるのが学科で、次のように分類されます。

普 通 科	普通教育を主とする学科
専 門 学 科	専門教育を主とする学科 ※このうち職業教育を主とする学科を職業学科といいます。 ※本県では、農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報の職業学科と、理数・体育・音楽・探究の各学科が設置されています。
総 合 学 科	普通教育及び専門教育を総合的に施す学科 ※この学科は単位制による課程が原則となっています。 ※本県では、天童、左沢、北村山、高畠、荒砥、鶴岡中央、庄内総合、遊佐の8つの高校に、全日制の課程として設置されています。

[関係法令]・学校教育法施行規則第80条 ・高等学校設置基準第5～6条  
・高等学校学習指導要領 ・山形県立高等学校管理運営規則

### ③ 編制

高等学校の編制においては、1学級の生徒数や、校長・副校長・教頭・教諭・事務職員・実習教諭・養護教諭などの職員数についての算出方法が定められています。

[関係法令]・学校教育法第60条

- ・高等学校設置基準第7～11条
- ・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律及び同施行令

#### イ 定時制・通信制の課程の教育

定時制・通信制の課程の教育は、勤労青少年や様々な教育ニーズに対応して教育の機会を提供する制度として、修業年限が3年以上（全日制は3年）と規定されています。

本県では次の高等学校に設置されており、単位制により教育課程が編成されています。

定時制の課程（5校）	霞城学園、新庄北、米沢工業、鶴岡工業、酒田西
通信制の課程（2校）	霞城学園、鶴岡南

[関係法令]・学校教育法第53～56条 ・学校教育法施行規則第101、102条  
・山形県立高等学校管理運営規則

## ウ 高等学校における専門教育

高等学校における専門教育は、次の3つの場合があります。

### ① 専門学科を置いて行われる場合

専門学科における履修教科・科目には次のような特徴があります。

- ・専門教科・科目の必履修単位数が何単位以上という規定があること。
- ・職業学科では「課題研究」を原則としてすべての生徒が履修すること（看護科を除く）。

また、学科に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること（商業科を除く）。

### ② 普通科の中で行われる場合

普通科においても、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮されています。

### ③ 総合学科の中で行われる場合

総合学科では、普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目が設けられることになっており、生徒の適性、進路等に応じて、主体的に選択履修できます。

総合学科における履修教科・科目には次のような特徴があります。

- ・「産業社会と人間」をすべての生徒が原則として入学年次に履修すること。
- ・開設される専門教科・科目の単位数の合計が、「産業社会と人間」を合わせて25単位以上という規定があること。

## エ 専攻科

高等学校では、高等学校卒業者を対象とした専攻科を置くことができるようになっており、本県では山辺高等学校看護科・米沢工業高等学校生産情報科の二つが設置されています。

〔関係法令〕・学校教育法第58条 ・山形県立高等学校管理運営規則

## オ 連携型高等学校

新庄南高等学校金山校、小国高等学校では、それぞれ同じ町内の中学校における教育との一貫性に配慮した教育活動を進めています。

〔関係法令〕・学校教育法施行規則第87、88条 ・山形県立高等学校管理運営規則

## カ 併設型中高一貫教育校

東桜学館高等学校は、東桜学館中学校と接続した併設型中高一貫教育校です。併設型中高一貫教育校における教育課程の基準については、中学校、高等学校学習指導要領等を準用しつつ、中高一貫教育の利点を生かして6年間を通じた特色あるカリキュラムを編成することができるよう、特例措置が設けられています。

〔関係法令〕・学校教育法施行規則第104～117条 ・山形県立高等学校管理運営規則

## キ 探究科・普通科探究コース

平成30年度より山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校に探究科、そして寒河江高等学校、新庄北高等学校、長井高等学校に普通科探究コースが設置されました。これは、各教科で学んだ基礎的な知識・技能を活用し、自ら見つけた課題の解決に向けて主体的・協働的に取り組む「探究型学習」に重点を置く学科・コースです。

#### (4) 学校にある組織

学校では、教育目標を達成するために、全ての教職員が互いに協力しながら教育活動を進めています。そのため、授業だけではなく多くの仕事があります。これを校務といい、具体的には次のようなものがあります。

- ・学校教育の運営に関すること。
- ・教育課程の編成、実施、改善に関すること。
- ・児童生徒の指導に関すること。
- ・児童生徒の進路に関すること。
- ・児童生徒及び教職員の保健安全に関すること。
- ・学校の施設・設備（教材教具などを含む）に関すること。
- ・地域社会、関係諸機関・団体などとの連絡調整に関すること。

多岐にわたる校務を適切に処理できるよう分担して進めます。これを校務分掌といいます。校務分掌を円滑に行うには、次の点に注意が必要です。

- ・分掌内容を十分理解する。
- ・分掌内で共通理解を図り、連携して校務にあたること。

#### (5) 学級（ホームルーム）担任、教科担任の役割

##### ア 学級（ホームルーム）担任の役割

児童生徒は、学校における学習・や生活の時間の多くを学級で過ごします。そこで、学級担任の主な役割は、児童生徒の健全な成長・発達を促すのにふさわしい教育の環境づくりです。（幼稚園教育要領、保育指針の「環境を通して行う教育」等参照）

学びの場にふさわしい学級の環境をつくるには、まずもって教師自身が児童生徒にとって大きな環境の一つであるという認識に立ち、児童生徒との好ましい教育的な人間関係を構築することが欠かせません。児童生徒の個性や健康状態、学習の達成度など、心的・身体的な状態への共感と洞察を踏まえた的確で柔軟な対応を行うことが大切です。

ただ、ややもすると「学級担任だから児童生徒を一番よく知っている」と思い込んでしまうものです。同僚や保護者とコミュニケーションをとり、多面的な児童生徒理解に努めたいものです。

##### イ 教科担任の役割

中学校や高等学校では、教科内容がより深く専門的になります。そのため教科担任が生徒の学習を指導します。小学校でも、学級を担任しないで教科を担当したり、担任の得意分野を生かして交換授業をしたりする場合があります。

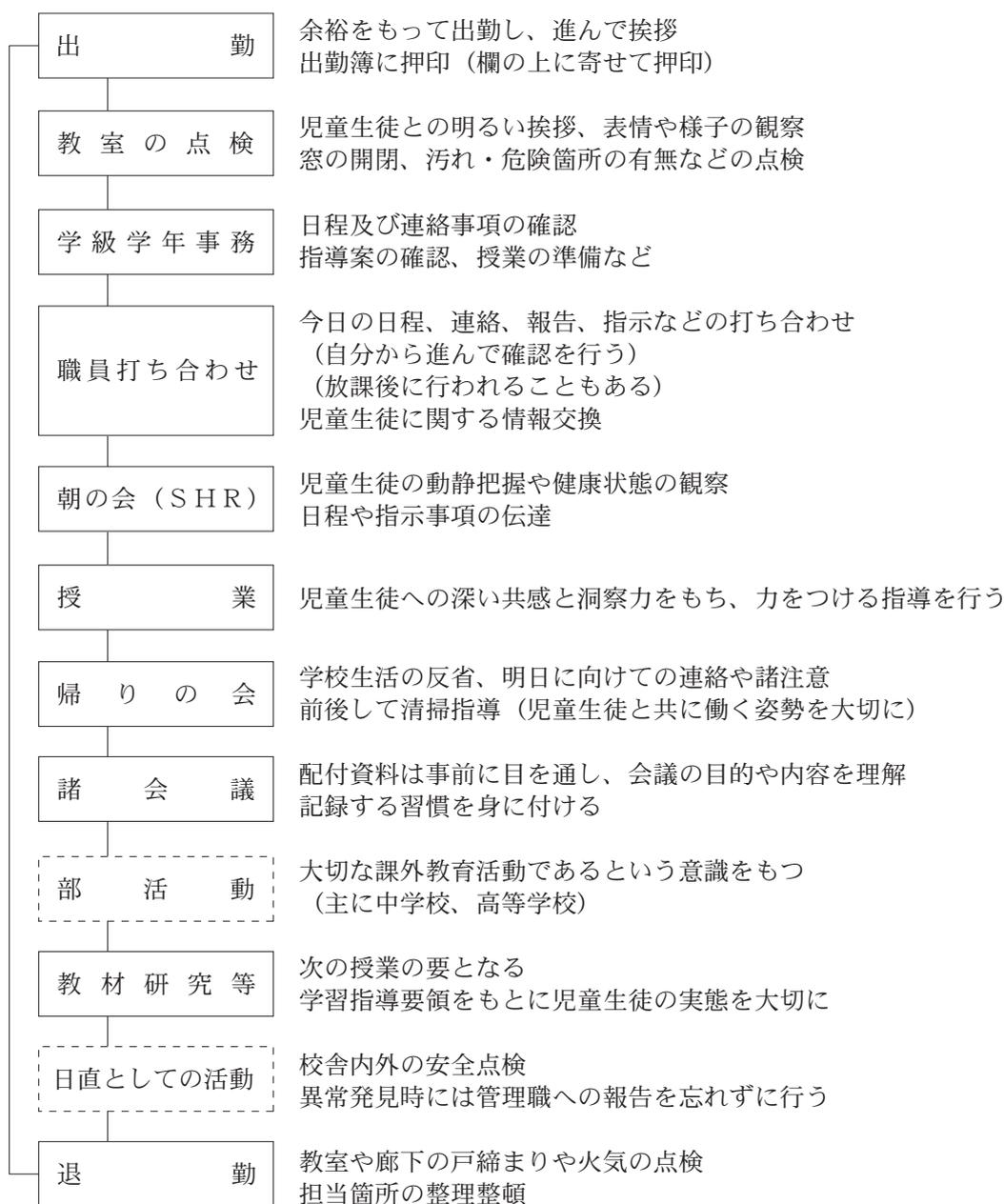
教科担任の役割は、専門性を生かした学習指導を行うことです。多くの研鑽を積み重ねることにより、児童生徒一人一人の思考等についての洞察の的確さを高めながら、それらに対応した柔軟な授業改善を行うことにより、児童生徒の育ちを教科の特質の面から支えていくことが大切です。

配慮すべき点は、教科担任相互、学年団・学級担任との連携を密にすることです。児童生徒を多面的に見て指導に当たることが大切です。

## (6) 教員の一日

一日の勤務のおおよその流れは次のようになります。

その他、夜間や休日を利用して行われるPTA活動などに関する仕事もあります。



## IV 学習指導

### 1 授業の進め方

#### (1) 授業で目指すこと

児童生徒が主体的に生きる力を育成すること  
他者とのかかわりの中で、児童生徒自らの関心、意欲をもとに、知識や技能を獲得し、思考力、判断力、表現力及び学ぶ態度などを養い、児童生徒の可能性を引き出すこと。

これが授業の最大の目的です。

その中で教師には、児童生徒の学習活動を毎時間の授業で、具体的、即時的に支援・指導することが求められます。

#### 【参考】

学校教育法第30条第2項（小学校）、同法第49条（中学校）、同法49条第8項（義務教育学校）、同法第62条（高等学校）で、次のとおり、学力の要素が示されています。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、  
ア：基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、  
イ：これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、  
ウ：主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

#### (2) 授業設計の基本

授業を行う上で最初に考えなければならないことは、学習指導要領の基本を踏まえながら、目の前の児童生徒にどのような資質・能力を育みたいかをきちんと把握することです。授業設計にあたっては、教科書を確認するだけでなく、そこに該当する目標や内容を各教科等の学習指導要領解説を読んで確認します。

これらを踏まえて、次のような三つの面から授業を設計していきます。

このような資質・能力を育てたいから	
この教材で	(教材観)
このような児童生徒に	(児童生徒観)
このような場と方法で授業を行う	(指導観)

このように確かな見通しをもって授業の計画を作ることが大切です。以下に授業を設計する上で大切なことを三つ挙げます。

#### ア 教師が教材を熟知していること

内容、教材の価値、他の教科・科目との関連など。

#### イ 教師が児童生徒を理解していること

児童生徒の思いや願い、興味・関心、思考の型、身に付けている力など。

#### ウ 適切な授業の計画を作ること

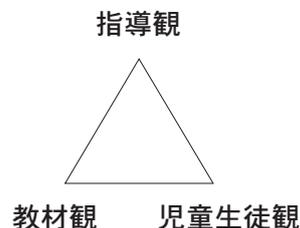
年間指導計画に基づきながら、指導方法を工夫し、足りない力を補ったり、もっと伸ばしてやりたい力を育てたりする場を作るなど。

指導の効果を高めるために、次の事項に十分配慮することも大切です。いずれも、教育課程全体を通して実施することが必要な内容です。各学校において、学校としてどのような共通理解が図られているかを確認しましょう。

- ① 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
- ② 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- ③ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- ④ 課題選択や自己の在り方生き方を考える機会の充実
- ⑤ 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- ⑥ 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用
- ⑦ 学校図書館の利活用 等

### (3) 授業設計の実際

児童生徒の学習意欲を喚起し、よくわかり、学習する喜びを味わわせるには、「的確な児童生徒理解」「深い教材研究」「子供の心を動かす指導」の三つの面から考えることが必要です。



#### ア 教材観（教材について）

指導する内容について研究し、理解することです。学習指導要領を熟読し、教科の特質を踏まえながら多面的な教材研究をすることが大切です。

- ① 教材を吟味し、学習指導の見通しを立てます。
- ② 教材を通して、どのような「見方・考え方」を働かせて、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などを養えばよいかという指導目標を明確にします。
- ③ 教材の系統性や発展性、他教科との関連性を明らかにします。
- ④ 教材の内容を児童生徒の実態に合わせて精選します。

## イ 児童生徒観（児童生徒について）

児童生徒個々の実態を、可能な限り把握することです。授業における観察やレディネステスト、アンケートなどによって、十分に分析・把握しておくことが大切です。

- ① 教材についての児童生徒の興味・関心・意欲、思いや願いはどうであるか。
- ② 教材に関するこれまでの学習経験はどうであるか。
- ③ 教材に関する既習事項の到達度はどうであるか。
- ④ 児童生徒にとってまだ身に付いていない学習内容に関する、教師自身の指導上の課題を把握しているか。
- ⑤ 学習に向かう学級の姿勢や雰囲気はどうであるか。

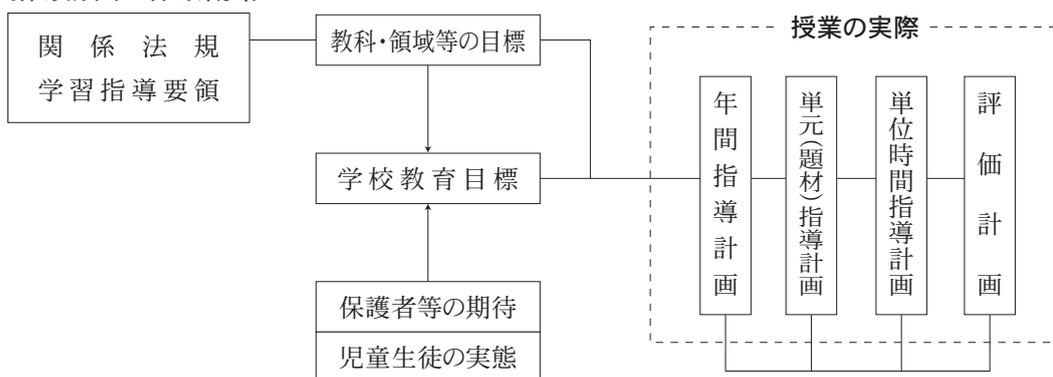
## ウ 指導観（指導について）

教材観と児童生徒観を踏まえ、どのように指導するのかを示します。児童生徒にどこで、どのような力を付けたいかを明らかにすることが大切です。教材観、児童生徒観の分析を受けて、指導形態やワークシートの工夫等、具体的な指導上の工夫点を明確にします。

- ① 学習内容の配列を考え重点的に扱う箇所や発展的に扱う箇所を示します。
- ② 学習活動の場を構成し、能動的に活動させる場を設定します。
- ③ 児童生徒がつまづきやすい箇所を予測したり、既習事項で到達度が低い原因を確認したりして、それらを解決する手立てを考えます。
- ④ 主な目標に対する評価の場面を設定し、指導に生かす方法を考えます。
- ⑤ 教える内容と、気付かせたり考えさせたりする内容を明らかにします。

## (4) 指導計画の作成

### 指導計画の体系概略



## ア 年間指導計画

年間指導計画は、各教科等の目標を達成するための年間を通した計画です。

学校全体の年間指導計画や各教科等の授業時数を基に、各単元の学習時期や配当時間、単元（題材）の目標などを具体的に示すものです。

- ① 年間指導計画作成上の留意点
  - ・教科・科目の目標と学年・単元の目標、他教科等の関連を図ること。
  - ・児童生徒の実態に応じて指導内容を精選し、構造化を図ること。
  - ・学校行事等との関連を考慮すること。

② 年間指導計画（様式例）

月	単元(題材)名	配当時数	目 標	学習活動	●指導上の留意点 ◎評価

イ 単元（題材）の指導計画

年間指導計画をより明確で具体的にしたものです。教科の系統性・発展性を考慮し、児童生徒の実態を把握しながら、学習活動を検討します。

① 単元（題材）指導計画作成上の留意点

- ・これまでの指導を振り返り、改善が必要な点を明らかにしたり、反省点を生かしたりすること。
- ・単元（題材）のゴールを見据え、どのような児童生徒の姿を期待するか（児童生徒に付きたい力）をイメージすること。
- ・学習展開において、児童生徒の意識や活動の向かう方向を的確に予測すること。  
「この児童生徒であれば、この場面でこう考えるのではないか」など、多様な児童生徒がいることを想定し、可能な限り具体的に即して丁寧に予測します。

② 単元（題材）の指導計画（様式例）

目 標	時 間	学習活動	●指導上の留意点 ◎評価

ウ 単位時間の指導計画

① 単位時間の指導計画作成上の留意点

- ・学習のめあてを明確にすること。
- ・発問や指示、支援の手立てや学習形態など、できるだけ個に応じ、児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう検討すること。
- ・教材・教具の効果的な活用場面を考慮すること。
- ・評価の場面とその方法を決め、評価結果の生かし方を検討すること。

② 単位時間における授業過程の考え方（例）

学びの主体は児童生徒ですから、児童生徒の視点から授業を構成することが重要です。教師主導で「導入・展開・まとめ」の過程を進めていくではありません。

**▼導 入**…… この段階では、児童生徒が共通の課題を意識し、やってみたい、解決したいという意欲をもてるようにすることを大切にします。

また、その授業で何を学ぶのか、到達目標は何か、どんな方法・順序で学習するのか、どんなまとめ方をするのかなど学習の見通しをもたせます。学習に必要な基礎的・基本的な事項を確認したり、必要に応じて補足したりすることもあります。

**▼展 開**…… 導入で提示された素材や課題を、児童生徒が考察したり、解決したりする段階です。ここでは児童生徒の自由な発想を重視したいものです。そのためにも、学習形態に変化をもたせたり、学習環境へ配慮したりす

るなどの工夫が必要となるでしょう。

考える時間を保障すること、児童生徒の疑問等を見逃さず、考え方や解決の過程を大事にしながら指導していくことが大切です。また、机間指導を行い、児童生徒一人一人の思いなどを洞察しながら授業の流れに生かす柔軟性がほしいものです。

▼まとめ…… 考察の結果をまとめ、課題を解決し、整理する段階です。

知識・理解の確認にとどまらず、児童生徒自身が学んできた過程を振り返り、自己の学びの広がりや深まりに気づき、新たな問いを自覚する場面です。

教師は、結果だけを評価するのではなく、どのように学習が深まったか、学習への興味・関心がどのように高まったかなども評価します。また、次の学習への準備として、次時の学習課題や問題点などを明確にするような予習課題を指示することも考えられるでしょう。

## エ 学習指導案

授業に先立ち、その授業の学習目標を達成するために立てる計画書を学習指導案といい、細案と略案があります。細案は、研究授業、公開授業、研修等の際に作成される細部にわたった計画書で単元（題材）構成を含めて詳細に記載します。

略案は、重点事項に内容を絞って記載した計画書で、A4判用紙1枚程度に簡潔にまとめたものです。日常の授業に際して作成し、利用されます。

## ○○○○○学習指導案

令和○年○月○日(○) ○校時 場所○○  
 学校名 ○○○○○○ 指導者 ○○○○  
 教科書 ○○○○

- 1 単元名 教科によっては、題材名・主題名とすることもあります。
- 2 目 標 観点別学習状況の評価を考慮して書きます。  
 児童生徒の視点に立って「～できる／～する」等の表現で書いたり教師の視点に立って「～できるようにする／～させる」等の表現で書かれたりします。
- 3 指導にあたって
  - (1) 教材観（教材について）
  - (2) 児童生徒観（児童生徒について）
  - (3) 指導観（指導について）
  - (4) 評価（評価の観点について）  
 ＊その他に校内や教科の研究テーマとの関係を書くこともあります。
- 4 指導計画（単元構成・評価計画も含む）
- 5 本時の指導
  - (1) 目 標
  - (2) 指導過程

区分(時間)	*学習活動(学習内容)	○発問 ★指示	●指導上の留意点 ◎評価 ◇支援等
導 入 ( )			
展 開 ( )			
まとめ ( )			

- (3) 評 価

(5) 授業における具体的な手立て（ユニバーサルデザインの視点を取り入れて）

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れる」とは、「配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で、他の児童生徒にも『有効な支援』を、学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫する」ということです。

ア 発問……思考をゆさぶる発問は授業を活性化していきます。

● 児童生徒が学びたい、考えたいと動機づけられる問いを考える。

問いを考え、発問するには、これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」を感じさせたり、学習対象への「あこがれ」や「可能性」を感じさせたりする工夫が必要です。そのためには、児童生徒の実態をできるだけ丁寧に見て取り、把握することが大切です。

● できるだけ短い言葉で、すっきりと問う。

場面に応じて、

「どう思いますか」…………… 様々な考えを引き出す時に  
「どこがよかったでしょうか」…………… 他の考えのよさに触れさせる時に  
「どうすれば～できますか」…………… 工夫や活動をうながす時に  
「どうしてそう考えたのですか」…………… 思考を確認時に  
「例えばどういうことですか」…………… 思考を拡散する時に  
「まとめるとどうなりますか」…………… 思考を収束する時に  
等々、いろいろな発問のしかたの工夫をしてみましょう。

● 発問に対して全員に自分の考えを持たせる。

授業に全員を参加させるための大切な手立てです。そのためには、

- ・発問に対する答えをノートに書かせる…………… 個別活動
  - ・発表された答えを指導者が分類する…………… グループ化
  - ・児童生徒が自分の考えを見直す機会を設ける…………… 自己評価
- というような様々な手立てがあります。

● 児童生徒のつまづきを予測する。

発問計画を立てる時に、児童生徒のつまづきを予想して、その対応を考えて授業に臨むことで、児童生徒の立場に立った、広がりのある授業が展開できます。

● 児童生徒が理解しやすい発問をする。

発問が理解しにくいと、どの児童生徒にとっても、混乱の要因となります。「〇〇について考えましょう」といった抽象的な発問ではなく、「〇〇と△△の違うところを挙げましょう」といった考える視点がわかりやすい発問をします。また、「～について考えましょう」ではなく、「比較して考えましょう」「分類して考えましょう」「関連付けして考えましょう」など、何をどのように考えればいのかかわかるようにすると、児童生徒の考えを広げたり、深めたりすることができます。

イ 説明……明快な説明をすることによって、学習内容が整理されます。

● 重要なところをはっきりと述べる。

順序よく、論理的に、できるだけ短い言葉で述べます。「結論を最初に述べて、論拠を項目立てて話す」ことを基本としながら、十分に問を取るなど、場に応じた説明の

仕方を身に付けていく必要があります。

● **児童生徒の知っていることと関係付ける。**

児童生徒が既に学習経験のあるものや日常生活で経験していることなど、よく知っていることと結び付けて説明するとわかりやすくなります。

ウ 指 示……きびきびとした指示は授業にリズムを生み出します。

● **一指示一行動を原則とする。**

指示は一つの文が長いと内容が伝わりにくく、児童生徒はどう動いたらよいかわからなくなることがあります。その結果、学習活動に取り組めなかったり、十分に力を発揮できなかったりすることがあります。一文で一つの行動ができる指示をするのが原則です。

● **抽象的な学習活動の表現は具体化する。**

「しっかりできましたか」「ちゃんと座りましょう」という抽象的な表現ではなく、「特に、～の点はできましたか」「椅子に深く腰をかけて座りましょう」のように具体的な表現で指示をしましょう。発達段階に応じた、できるだけ簡潔で、具体的な表現を用いた発問や指示を行うことが「わかる」授業につながります。

● **学習活動の時間を示す。**

授業を構想するにあたり、指示した学習活動に要する時間を予想しておきます。そして活動時間を示し、児童生徒に見通しをもたせて授業を進めます。

● **早く終わった人は何をするかを示す。**

学習活動への取り組み方や終了するまでの時間には、個人差があります。

早く活動を終えた児童生徒には、その次の学習活動が明示され見通しがもてるようにすることが望ましいです。

エ 指 導・支 援……個に応じた指導・支援は児童生徒一人一人の学習を確かなものにしていきます。

● **児童生徒の頑張りを認め、肯定的な表現で話しかける。**

児童生徒の気持ちや頑張りを受け止めることは、安心して学習できる雰囲気をつくることにつながります。児童生徒の考えや意見、思いや願いなどに含まれる価値を明らかにしていくことは、学習を進めていく上での大きなエネルギーになります。学習活動の結果だけでなく、結果に至るまでの過程を認めるなど、プラスの声掛けを意識して、様々な機会を見付けて一人一人を積極的に励ましましょう。

● **机間指導によって一人一人の学習状況をよく見て、適切に指導・支援する。**

つまづいている児童生徒と一緒に考え、助言によって方向付けたり、自信をもたせたりすることが重要です。

● **個の学びをつなげる。**

児童生徒一人一人の学びをもとに、学級全体の学びへと展開すると、授業は問題解決に向けての学び合いの場となります。児童生徒一人一人（グループも含む）の考えや意見の共通点と相違点を明らかにしながら、より問題を解決するのに適した考えや意見に整理していきます。その際、相違点を取り上げ対比することによって、さらに考えたり、共通点を集約し焦点化を図ったりするなど、学級全体で思考を深めたり、

広げたりすることが大切です。

● **学習環境を整えて授業の雰囲気を作る。**

教室に関連資料を展示したり、学校図書館に関連図書のコーナーを設けたり、いくつかの発展学習のコースを設定したりと、児童生徒が知らず知らずに学習に取り組みたくなるような環境づくりに配慮します。

オ **板書**……児童生徒の学びを助けるためにあります。

● **必要なときに必要なことを書く。**

板書を完成していくために授業が進行していくものではありません。指導者が予想もなかった児童生徒の発言でも授業の流れに応じて、関係付けたり、精選したり、付け加えたりして板書していくことが大切です。また、教室の後ろの児童生徒からも見えるような文字の大きさや行間で書くことを心がけ、チョークの色の役割を誰もが識別しやすい配色で約束しておきましょう。

● **授業の流れや内容の理解を図り、児童生徒の思考活動を助ける板書を心がける。**

授業の流れや内容がわかり、大切な言葉同士の対比や、描かれた図と用語の関係などが一目でわかるような板書でありたいものです。そのためには、黒板の割り振りの見直しをもち、板書する量、スピード、タイミング、間などを工夫しながら、構造的な板書を心がけましょう。1時間の授業における児童生徒の思考の変容が見える板書を目指したいものです。

● **正しい文字を正しい書き順で書く。**

文字を書く時には、正しく丁寧に書くように心がけることが必要です。児童生徒にとって第一の言語環境は教師であることを忘れてはいけません。

カ **ICTの活用**……わかる授業・楽しい授業をつくるための効果的なツールとして活用されています。

教師が実物投影機を活用して、資料や児童生徒のノートなどを拡大して提示したり、Webサイトを利用して、日頃体験できない内容の動画や画像を見せたりすることで、児童生徒に驚きや感動をより与えることができたり興味・関心を高めたりすることができます。また、調べ学習、学習のまとめの作成、発表、ドリル学習といった場面において、児童生徒がコンピュータやタブレット端末、デジタルカメラ、ICレコーダー等のICT機器を実際に操作し活用することで、教科等の目標を達成することにもつながります。(p.64参照)

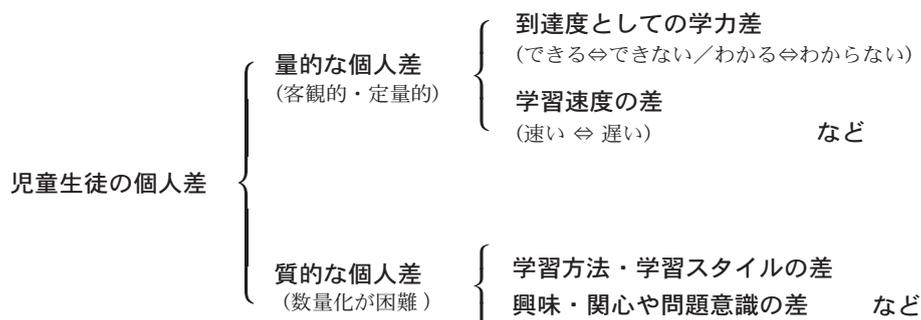
※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

(6) **一人一人を伸ばす指導**

一人一人の児童生徒理解と児童生徒の側に立った教材研究、それらを踏まえた指導計画や学習指導案作成、学びを広げ深める授業づくりを支える技術、これらのことすべてが「一人一人を伸ばす」ためにあります。

## ア 児童生徒の個人差

個人差には、「量的な個人差」と「質的な個人差」があると言われています。前者の客観的・定量的なもの、後者の数量化が難しいものに分かれます。



## イ 個に応じた指導

ここでは、習熟度別指導とチーム・ティーチング (TT) について説明します。

### ● 習熟度別指導

児童生徒一人一人の学習内容の達成状況を把握し、習熟度の程度に応じたいくつかの学習集団やコースに分けて学習します。学習内容を確実に身に付けさせるという基礎・基本の定着を目指した個に応じた指導法の一つです。この習熟度別指導においては、児童生徒や保護者にいたずらに優越感や劣等感を与えたり、競争心をあおったりしないように十分配慮する必要があります。

### ● チーム・ティーチング (TT)

複数の教師が協力して授業の指導を行う方法です。TTによる指導方法には、1学級(教科)の指導を複数の教師が担当し、きめ細かく指導する方法、1学級または複数学級を集団の質によって編制しなおし、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法等があります。また、学習の内容によっては異なる教科の教師が協力して授業の指導を行う方法もあります。

## (7) 指導と評価

### ア 評価の基本的な考え方

学校では、計画 (Plan)、実践 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) という一連の活動 (PDCAサイクル) が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されています。

学習の評価は、教育がその目標に照らしてどのように行われ、児童生徒がその目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにし、また、どのような点でつまずき、それを改善するためにどのように支援していけばよいかを明らかにするものです。また、児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気づき、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促すという意義もあります。

「評価の在り方」は次のようにまとめられます。

#### ① 「目標に準拠した評価」(絶対評価)の重視

児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにし、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、学習の過程や成果を評価します。そのため

に、学習指導要領に定める目標に照らしてその実現状況を見る評価（いわゆる絶対評価）を重視し、観点別学習状況の評価に基づいて、児童生徒の学習の到達度を適切に評価していきます。

この際、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の学習の状況をどのような規準や方法等で明らかにしていくかが重要です。各学校における評価が客観的で信頼できるものになるよう、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するための評価規準の作成、評価方法の工夫が必要になります。

## ② 個人内評価

資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう、感性、思いやりなどの観点別学習状況の評価や評定には示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされています。児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。

## ③ 指導と評価の一体化

指導と評価は別物ではなく、指導に生かす評価を充実させることが重要です。指導と評価は一体化していなければなりません。また、評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切です。

## ④ 目標に準拠した評価による評定

評定は、観点別学習状況の評価と同様で、学習指導要領に示されている目標に準拠し、各教科の学習の状況を総括的に評価するものです。小学校第3学年以上において3段階、中学校や高等学校の必修教科においては5段階で行います。その際、観点別学習状況の評価を、どのように評定に総括するかの具体的な方法等については、各学校で工夫します。

# イ 評価の実際

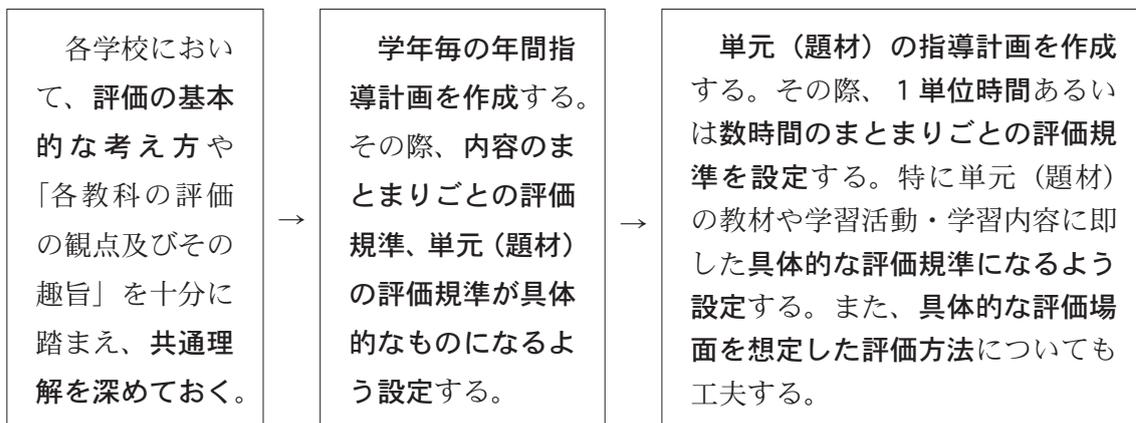
## ① 指導の前

<単元指導計画は評価計画と一体のものとして作成する>

**診断的评价** …… これから学習する単元・題材に向けての児童生徒の知識・経験、思いや願い、興味・関心等を把握し、指導計画や教材研究、教材準備に役立てます。（アンケート/レディネステスト等）

- ・前述の評価観点から、教科の目標や内容に応じた指導と評価の計画を作成します。その際、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するために参考となる評価規準の作成や評価方法の工夫が必要となります。

☆評価規準作成の手順の例



- ・評価規準は、「おおむね満足できる」状況（B）について設定します。
- ・保護者や児童生徒に対して、どのような観点や規準、方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を教育活動の計画などとともにあらかじめ説明することも大切です。

【評価規準の例】

中学校 国語 第2学年

単元名「清少納言と自分のものの見方や考え方を比べる」

1 単元の目標

- (1) 現代語訳や語注などを手掛かりに作品を読むことを通して、古典に表れたものの見方や考え方を知ることができる。〔知識及び技能〕
- (2) 文章を読んで理解したことや考えたことを知識や経験と結び付け、自分の考えを広げたり深めたりすることができる。〔思考力、判断力、表現力等〕
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする。〔学びに向かう力、人間性等〕

2 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・現代語訳や語注などを手掛かりに作品を読むことを通して、古典に表れたものの見方や考え方を知っている。	・「読むこと」において、文章を読んで理解したことや考えたことを知識や経験と結び付け、自分の考えを広げたり深めたりしている。	・積極的に古典に表れたものの見方や考え方を知り、学習の見通しをもって自分の考えを説明しようとしている。

② 指導過程

- ・単元（題材）評価計画にしたがって、本時の学習では三つの観点の何（と何）をいつ、どこで、どんな方法で評価するかを決定します。そして、実際の授業場面で児童生徒の態度や反応を設定した評価規準に照らして評価し、「努力を要する」状況となるおそれのある児童生徒に対しては、様々な働きかけを行ったり手立てを講じたりする必要があります。

形成的評価…… 学習過程における児童生徒のつまずきや興味・関心など把握し、少し戻ったり、速めたり、指導計画を調整して、個に応じた支援を行います。（観察／机間指導／小テスト等）

③ 指導の後

- ・観点別学習状況については、評価規準に照らし、児童生徒の学習の実現の程度について、まず「おおむね満足できる」状況（B）か、「努力を要する」状況（C）かを判断します。さらに、「おおむね満足できる」状況（B）と判断されるもののうち、児童生徒の学習の実現の程度について質的な高まりや深まりをもっていると判断されるものを「十分満足できる」状況（A）とします。「努力を要する」状況の評価となった児童生徒に対しては補充的な指導を行います。評価結果は整理し、いつでも取り出せるようにしておきます。
- ・単元（題材）末、学期末、学年末に、累積した評価結果を総括します。
- ・観点別学習状況の評価を基に評定への総括をします。学年末に総括した観点別学習

状況の評価結果を総括し評定とする場合や、学期末における観点別学習状況の評価結果から各学期末の評定を行い、その結果を総括し評定とする場合などが考えられます。

**総括的评价**…… 単元・題材の終了時や学期末に、児童生徒の学習状況を測り次の学習に向けて指導計画を立てます。

(ペーパーテスト／作品／レポート／実技等)

- ・こうした学習の評価を、日常的に通知票や面談などを通じて、児童生徒や保護者に十分説明し共有していくことが大切です。

☆評価方法の工夫と改善のポイントとしては以下のことが考えられます。

(評価を行う時期と場面)

- ・学期末や学年末に偏ることのないよう、単元(題材)ごと時間ごとの分析的な評価を工夫し、学習や指導の改善に役立たせる。
- ・学習の後だけでなく、学習の前や学習の過程の場面での評価を工夫する。

(評価の方法)

- ・ペーパーテスト、ワークシート、学習カード、観察、面接、質問紙、作品、レポート、ノート等からその場面における児童生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択し、ポートフォリオなどにより記録の蓄積に努める。

(児童生徒や外部からの評価)

- ・自己評価や児童生徒同士の相互評価を生かした評価を工夫する。
- ・保護者による評価、教育活動に協力した地域の人々による評価を参考にする。

## (8) 研究授業

自分の授業を振り返る目を育てていくためには、多くの優れた授業を見る機会をつくることが大切です。優れた授業を見ることによって、「わかりやすい授業」「児童生徒を生かす授業」「楽しい授業」を成立させている授業のポイントに触れることができます。また、自ら研究授業を行って、先輩の先生方から質問や意見を伺い、自分の指導に生かすことも大切です。一回でも多く研究授業をすることを心がけるようにしましょう。先輩の先生方の授業づくりの視点を学んで、自分の授業を見つめ直すことが、教師としての授業に対する力を付けるための最良の方法です。

研究授業にあたっては、次のようなことに気を配りましょう。

### ア 研究授業の目的

研究授業の目的には、二つの側面があります。一つは、自分自身の授業の力量を高めることです。発問や指名のしかた等について、自分自身では気付かない癖や欠けている部分を指摘してもらえます。こうしたことを通して、授業の力量を磨いていきましょう。もう一つは、校内の研究主題に基づいて研究を深めるという側面です。そのために、事前研究会と研究授業後の授業研究会を設定しましょう。事前研究会を行うことで、授業者の思いや願い等の共通理解が得られます。また、授業を参観する視点が明確になり、授業研究会での発言も、より授業者に寄り添ったものになります。研究授業後の授業研究会では、温かい意見、厳しい意見など様々な考えが出てきますが、それらに耳を傾けて、授業をよりよくするための代案を出し合いながら、授業者、参観者ともに充実した研究会にしていきます。

## イ 教材研究

指導書や市販の書籍にある通りに授業を組み立てても、必ずしも生き生きとした授業ができるとは限りません。ただし、これまでの先行実践を踏まえ、何らかの新しい問題提起を意識して研究していけば、指導計画を立てる上でも発問を構成していく上でも、多くのヒントが得られます。教科書になぜこのように記されているのか、このような配列になっている意図は何かなどを理解するように努めることが大切です。

そのためにも、まず、指導する単元（題材）について、該当する教科の学習指導要領解説で、目標や学習内容等を確認し、付きたい力や指導事項等を明確にします。そして、研究主題に即して何をどう投げかけ何をどう追究させるのかを吟味し、指導するための言語活動を明らかにしていきます。教材は、言語活動が目的化しないようにしながら、活動を通して指導事項を指導するにはどうするかという見方で、分析し、最終的に選定していきます。また、教材研究は、複数の教員で行うと効果的です。各自のもつ指導のアイデアを出し合い、情報交換をしながらよりよい指導計画を作成することができます。

## ウ 児童生徒の実態把握

この教科書をどう教えるかではなく、「この教科書でどう教えるか」という視点が大切です。目の前の児童生徒の実態がこうだから、この教材をこう活用して、こういう力を付けようとするのです。これまでの児童生徒の様子を振り返り、まだ身に付いていない諸能力の中から、本単元で重点的に育成する資質・能力を絞り込んでいくことが必要です。そのためには、教科・領域等の特性に関わる児童生徒の実態とともに、研究主題に関わる実態も明らかにする必要があります。

## エ 授業研究会後の自己分析

授業を行う際に、是非ビデオ機器等で記録しましょう。研究仮説を検証する上で必要な場合が多いのですが、それ以外にも、授業研究会後に映像を基に発問や指名、授業の流れ等を詳しく分析することで、研究会で指摘されたことが明らかになったり、今後授業づくりをしていく上での課題が見えてきたりします。

## オ 研究授業を参観するにあたって心がけたいこと

自分が研究授業を行うだけでなく、研究授業を参観する機会もあります。研究授業を参観するにあたっては、教師の指導方法や発問や、授業の展開において目に留まりやすい児童生徒の発言を見るだけでなく、そのような児童生徒以外の児童生徒のつぶやきやしぐさ、表情、活動の様子をじっくりと見て取ることを心がけましょう。そして、研究授業後の授業研究会では、授業で見られた「児童生徒が学んでいる姿」から、その児童生徒はどのように考え、どのような学びがあったのかを洞察し、授業者と参観者で共有します。それら具体的な児童生徒個々の姿をもとに、研究授業での成果や課題、次時以降に向けた改善案を出し合う建設的な授業研究会にしたいものです。

## 2 道徳教育

平成25年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告書では、次のことを指摘しています。

### 量的課題

- ・歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・他教科に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないか。

### 質的課題

- ・教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- ・地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- ・授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- ・学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

年間35単位時間が確実に確保するという量的確保と、児童生徒一人一人が、答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」への質的転換が求められています。

このため、平成26年2月には文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされ、同年10月に答申が行われました。

この答申を踏まえ、平成27年3月の学習指導要領一部改正から先行実施期間を経て、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」という。）は、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、新学習指導要領の趣旨を踏まえて全面实施されています。

### 道徳の「特別の教科」化の具体的なポイント

- 検定教科書を導入
- いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

道徳教育は、学校や児童生徒の実態などを踏まえ設定した目標を達成するために、道徳科はもとより、各教科、（小：外国語活動、）総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行う必要があります。その中で、道徳科は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たします。

## (1) 小学校・中学校における道德教育

### ア 目標について

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方（中：人間としての生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性です。道德教育は道德性を構成する諸様相である道德的判断力、道德的心情、道德的实践意欲と態度を養うことを求めています。

○道德的判断力…それぞれの場面において善悪を判断する能力です。つまり、人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力です。的確な道德的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道德的行為が可能になります。

○道德的心情…道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことです。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言えます。それは、道德的行為への動機として強く作用するものです。

○道德的实践意欲と態度…道德的判断力や道德的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味します。道德的实践意欲は、道德的判断力や道德的心情を基盤とし道德的価値を実現しようとする意志の働きであり、道德的態度は、それらに裏付けられた具体的な道德的行為への身構えとすることができます。

### イ 道德科について

#### ① 目標

よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中：物事を広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（中：人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、实践意欲と態度を育てる。

小学校（中学校でも同様に）では、道德教育の目標と道德科の目標を各々の役割と関連性を明確にするため、道德科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道德性を養う」として、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と統一されました。また、従来の道德の時間の「道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」としていたものを、「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改められました。さらに、「道德的实践力」が、具体的に「道德的な判断力、心情、实践意欲と態度」と改められています。

「多面的」とは学習の対象が様々な面を持っていることを、「多角的」とは学習対象を様々な角度から考察し理解することを意味しています。実際の指導に当たっては、「多面的」と「多角的」は必ずしも明確に分けられるものではないため、「多面的・多角的」とひとくくりで示されています。

## ② 内 容

内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、これまで、

- 「1 主として自分自身に関すること」
- 「2 主として他の人との関わりに関すること」
- 「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」
- 「4 主として集団や社会との関わりに関すること」

の順序で示していた視点を、児童生徒にとっての対象の広がり即して整理し、

- 「A 主として自分自身に関すること」
- 「B 主として人との関わりに関すること」
- 「C 主として集団や社会との関わりに関すること」
- 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

として順序が改められました。

内容の記述に当たっては、その内容項目を概観するとともに、内容項目の全体像を把握することにも資するよう、その内容を端的に表す言葉を付記したものを見出しにして、内容項目ごとの概要、指導の要点が示されています。

この四つの視点は、相互に深い関連をもっています。例えば、

- ・自律的な人間であるためには、Aの視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容に関わり、再びAの視点に戻ることが必要になる。
- ・Bの視点の内容が基盤となってCの視点の内容に発展する。
- ・A及びBの視点から自己の在り方を深く自覚すると、Dの視点がより重要になる。
- ・Dの視点からCの視点の内容を捉えることにより、その理解は一層深められる。

などの関連です。

したがって、このような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければなりません。

従来の道徳の時間との変更内容などは次のとおりです。

校 種	項目数	変 更 の 項 目
小学校	低	16→19 新規：「個性の伸長」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」
	中	18→20 新規：「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」
	高	22→22 新規：「よりよく生きる喜び」 整理統合：「よりよい学校生活、集団生活の充実」
中学校	24→22	分割：「自然愛護」「感動、畏敬の念」 整理統合：「思いやり、感謝」「友情、信頼」「よりよい学校生活、集団生活の充実」

## ウ 年間指導計画について

### ① 意義

#### 小学校

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画です。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにします。

#### 中学校

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等の年間指導計画との関連をもちながら、生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画です。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、学校独自の重点内容項目や生徒の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年ごとに主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにします。

### ② 内容

年間指導計画は、各学校において道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものですが、上記の意義に基づいて、特に次の内容を明記しておく必要があります。

- ・各学年の基本方針
- ・各学年の年間にわたる指導の概要
  - (ア) 指導の時期
  - (イ) 主題名
  - (ウ) ねらい
  - (エ) 教材
  - (オ) 主題構成の理由
  - (カ) 学習指導過程と指導方法
  - (キ) 他の教育活動等における道徳教育との関連
  - (ク) その他

### ③ 創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきこととして次のことが挙げられます。

- ・主題の設定と配列を工夫する
- ・計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- ・重点的指導ができるように工夫する
- ・各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- ・複数時間の関連を図った指導を取り入れる

- ・特に必要な場合には他学年段階の内容を加える ※小学校のみ
- ・計画の弾力的な取扱いについて配慮する
- ・年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

## エ 道徳科の特質を生かした学習指導の展開について

### ① 学習指導案の内容

道徳科の学習指導案は、教師が年間指導計画に位置付けられた主題を指導するに当たって、児童生徒や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する指導計画です。

学習指導案は、教師の指導の意図や構想を適切に表現することが好ましく、各教師の創意工夫が期待されます。したがって、その形式に特に決まった基準はありませんが、一般的な内容としては次のようなものが考えられます。

主 題 名	原則として年間指導計画における主題名を記述します。
ねらいと教材	年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述します。
主題設定の理由	年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、 ① ねらいや指導内容についての教師の捉え方 ② それに関連する児童生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願いなど、 ③ 使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述します。
学習指導過程	ねらいに含まれる道徳的価値について、児童生徒が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることなどができるようになるための学習の手順を示すものです。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童生徒の学習活動、主な発問と予想される発言や反応、指導上の留意点などを記述することが多くあります。
そ の 他	例えば、他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述します。

### ② 学習指導案作成の主な手順

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なりますが、おおむね次のようなことが考えられます。

ねらいを検討する	指導の内容や教師の指導の意図を明らかにします。
指導の重点を明確にする	ねらいに関する児童生徒の実態と、各教科等での指導との関連を検討して、指導の要点を明確にします。
教材を吟味する	教科用図書や副読本等の教材について、授業者が児童生徒に考えさせたい道徳的価値に関わる事項がどのように含まれているかを検討します。
学習指導過程を構想する	ねらい、児童生徒の実態、教材の内容などを基に、授業全体の展開について考えます。その際、児童生徒の反応などを具体的に予想しながら、効果的な展開を構想します。

### ③ 学習指導案作成上の創意工夫

学習指導案の作成に当たっては、これらの手順を基本としながらも、さらに、児童生徒の実態、指導の内容や意図等に応じて工夫していくことが求められます。特に、重点的な指導や問題解決的な学習を促す指導、体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な教材の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められます。

### ④ 道徳科の特質を生かした学習指導

道徳科の学習指導過程には、特に決められた形式はありませんが、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われています。このような指導を基本としますが、学級の実態、指導の内容や教師の指導の意図、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなど各段階での多様な工夫をすることが大切です。

導入の工夫	主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に動機付けを図る段階です。具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられます。
展開の工夫	ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめたり、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、道徳的価値や人間としての生き方についての自覚を深めたりする段階です。 具体的には、児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていきます。そこでは、 <ul style="list-style-type: none"><li>・教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かす</li><li>・物事を多面的・多角的に考えることができるようにする</li><li>・児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解できるようにする</li></ul> などに留意し、児童生徒がどのような問題意識をもち、考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛けます。
終末の工夫	ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認して、今後の発展につなげたりする段階です。 学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられます。

## オ 指導の配慮事項について

### ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

(中：学級担任の教師が行うことを原則とするが、) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳科は、主として学級担任が計画的に進めるものですが、学校の道徳教育の目標を達成させるために、指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切になります。

#### ○協働的な指導の例

- ・校長や教頭などの参加による指導

- ・他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導
  - ・校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導 など
- 指導体制の充実により生み出される多様な利点や効果
- ・学校としての道徳科の指導方針が具体化され指導の特色が明確になる
  - ・授業を担当する全教師が、児童生徒の実態や授業の進め方などに問題意識をもつことができる
  - ・学校の全ての教職員が各学級や一人一人の児童生徒に関心をもち、学校全体で児童生徒の道徳性を養おうとする意識をもつようになる
  - ・道徳科の推進に関わる教材や協力を依頼する保護者、地域等の人材の情報が学校として組織的に集約され、それらを活用してねらいに即した効果的な授業が一層計画的に実施されることにつながる

各学校においては、自校の道徳科の実施状況やそこに見られる課題を押さえた上で改善を図り、このような成果が広く生み出されるように、校長の責任と方針の下で道徳教育推進教師を中心として見通しをもった授業の充実を図ることが望まれます。

## ② 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

### 小学校

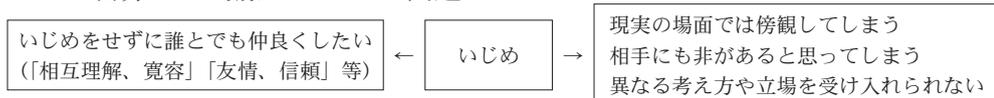
道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の感じ方や考え方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。

### 中学校

道徳科における問題解決的な学習とは、生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。

#### 問題場面から考える学習の例

- 道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題



- 複数の道徳的価値の間から生じる問題



## カ 道徳科の評価について

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中：物事を広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（中：人間としての）生き方についての考えを深める」という目標に掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められます。

### 評価の在り方

- 数値による評価ではなく、記述式とすること。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと。
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること。

※個人内評価…観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子供たち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの

道徳科において、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童生徒の実態に応じて、教師の明確な意図の下、学習指導過程や指導方法の工夫と併せて適切に考える必要があります。

また、発言が多くない児童生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な児童生徒が、教師や他の児童生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしていたりしている姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する児童生徒の姿に着目することも重要です。

### ① 評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要です。

- 例
- ・児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積する
  - ・児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積する
  - ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する

なお、こうした評価に当たっては、記録物や実演自体を評価するのではなく、学習過程を通じていかに道徳的価値の理解を深めようとしていたか、自分との関わりで考えたかなどの成長の様子を見取るためのものであることに留意が必要です。

### ② 必要な配慮

発達障がい等のある児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過

程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められます。

例えば、他者との社会的関係の形成に困難がある児童生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要です。

そして、評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要です。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要があります。

発達障がい等のある児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障がいにより学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要です。

道徳科の評価は他の児童生徒との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられます。

なお、こうした考え方は、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる児童生徒について、一人一人の児童生徒の状況に応じた指導と評価を行う上でも重要です。

## (2) 高等学校における道徳教育

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における「特別の教科である道徳」（以下「道徳科」という。）の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していきます。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要です。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要です。このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとなっています。

## ア 道徳教育の目標

小学校及び中学校学習指導要領を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められています。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為する発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓ひらいていく力を育む源となるものでなければなりません。

## イ 道徳教育推進上の留意事項

道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められます。その際、高校生という発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての道徳教育の重点目標に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切です。その際、小・中学校の道徳教育の内容項目とのつながりを意識することも大切です。

どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するのですが、その際には社会的な要請や今日的課題、中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解についても考慮し、次の①から⑤までについて指導するよう配慮することが求められます。

- ① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事
- ② 生命を尊重する心を育てること
- ③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
- ④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

### 3 特別活動

#### (1) 特別活動の基本的な性格

特別活動とは、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体です。また特別活動は、身近な社会である学校において各教科等で育成した資質・能力について、実践的な活動を通して社会生活に生きて働く汎用的な力として育成する教育活動でもあります。したがって社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で、特別活動で身に付けた資質・能力は生かされていくことになります。この人間形成を実践的に統合する全人教育としての役割が、特別活動の基本的な性格です。

#### (2) 特別活動の目標

##### 小学校・中学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意志決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、(主体的に)集団や社会に(参画し、)おける生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

##### 高等学校

- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

#### ア 特別活動における三つの視点

特別活動を指導する上で重要な視点が、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つに整理されています。これらの三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味をもちます。

また、三つの視点は相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでもないことにも留意する必要があります。

##### ① 人間関係形成

「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点です。人間関係形成に必要な資質・能力は、集団の中において、課題の発見から実践、振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して、個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられます。年齢や性別といった属

性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係をつくることが大切です。

## ② 社会参画

「社会参画」は、よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点です。社会参画のために必要な資質・能力は、集団の中において、自発的、自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられます。学校は一つの小さな社会であると同時に、様々な集団から構成されます。学校内の様々な集団における活動に関わることが、地域や社会に対する参画、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていきます。

## ③ 自己実現

「自己実現」は、一般的には様々な意味で用いられますが、特別活動においては、集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点です。自己実現のために必要な資質・能力は、自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方生き方を考え設計する力など、集団の中において、個人が共通して当面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えられます。

### イ 目標の構成・趣旨

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動です。冒頭の「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」とは、特別活動の特質である「集団活動」と「実践的な活動」を踏まえた物事を捉える視点や考え方です。

(1)、(2)、(3)は、特別活動を通して育成を目指す資質・能力であり、(1)では「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

### (3) 特別活動の教育活動全体における意義

特別活動は、「集団活動」と「実践的な活動」を特質としています。学級や学校における集団は、それぞれの活動目標をもち、目標を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指して協力して実践していくものです。特に、実践的な活動とは、児童生徒が学級や学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味しています。したがって、児童生徒の実践を前提とし、実践を助長する指導が求められるのであり、児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすることが大切です。

#### (4) 内容相互の関連

特別活動の内容は次のようになります。

小学校	中学校	高等学校
学級活動・児童会活動 クラブ活動・学校行事	学級活動 生徒会活動・学校行事	ホームルーム活動 生徒会活動・学校行事

特別活動における各内容は、集団の単位、活動の形態や方法、時間の設定などにおいて異なる特質をもっており、それぞれが固有の意義をもつものです。しかし、これらは、最終的に特別活動の目標を目指して行われており、相互に関連し合っていることを理解し、児童の資質・能力を育成する活動を効果的に展開できるようにすることが大切です。

#### (5) 各活動・学校行事の目標及び内容

##### ア 学級活動・ホームルーム活動

###### ① 目標

###### 小学校・中学校

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

###### 高等学校

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

###### ② 内容

###### 小学校・中学校・(高等学校)

- ・学級（ホームルーム）や学校における生活づくりへの参画
- ・日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ・一人一人のキャリア形成と自己実現

##### イ 児童会・生徒会活動

###### ① 目標

###### 小学校・中学校・高等学校

異年齢の児童（生徒）同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

## ② 内 容

### 小学校

- ・児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営
- ・異年齢集団による交流
- ・学校行事への協力

### 中学校

- ・生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- ・学校行事への協力
- ・ボランティア活動などの社会参画

### 高等学校

- ・生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- ・学校行事への協力
- ・ボランティア活動などの社会参画

## ウ クラブ活動（小学校）

### ① 目 標

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### ② 内 容

- ・クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営
- ・クラブを楽しむ活動
- ・クラブの成果の発表

## エ 学校行事

### ① 目 標

#### 小学校・中学校

全校又は学年の児童（生徒）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 高等学校

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

## ② 内 容

学校行事は、5つの活動に分けられています。

行事内容	ね ら い	行 事 名 (例)
儀式的行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わう</li> <li>・新しい生活の展開への動機付け</li> </ul>	入学式・卒業式・始業式・終業式・開校記念の儀式等
文化的行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素の学習活動の成果を発表し、向上の意欲を高める</li> <li>・文化や芸術に親しむ</li> </ul>	学習発表会・合唱コンクール・作品展・音楽会・文化祭等
健康安全・体育的行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健全な発達や健康の保持増進などに関心を高める（理解を深める）</li> <li>・安全な行動や規律ある集団行動の体得</li> <li>・運動に親しむ態度の育成</li> <li>・責任感や連帯感の涵養</li> <li>・体力の向上</li> </ul>	避難訓練・交通安全教室・運動会・マラソン大会・水泳大会・健康診断等
遠足(旅行)集団宿泊的行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め自然や文化に親しむ</li> <li>・集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積む</li> </ul>	遠足・集団宿泊活動・修学旅行・野外活動等
勤労生産・奉仕的行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労の尊さや生産（創造すること）の喜びの体得</li> <li>・職場（就業）体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験</li> <li>・ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験</li> </ul>	校内美化運動・ボランティア活動・インターンシップ等

### (6) 指導計画作成に当たっての配慮事項

#### ア 特別活動における主体的・対話的で深い学び

特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすることが求められます。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視する必要があります。

#### イ 全体計画と年間指導計画の作成

学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮するとともに、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように計画することが大切です。

#### ウ 学級経営の充実と生徒指導との関連

学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ることが求められます。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようなことが必要です。

## 4 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間

### (1) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の特質

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であり、探究的な学習を実現するため、探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してきました。探究的な学習においては、各教科等で育成を目指す資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなることが大切です。

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせる統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成することが大切です。

### ア 学習指導要領における総合的な学習の時間（高：総合的な探究の時間）（以下、「総合的な学習（探究）の時間」という。）の第1の目標

#### 小学校・中学校

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

#### 高等学校

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

### イ 目標の構成・趣旨

目標の柱書は、総合的な学習（探究）の時間に固有な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく（高：自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく）ための資質・能力を育成するという、総合的な学習（探究）の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示すものです。

(1)、(2)、(3)は、総合的な学習（探究）の時間を通して育成を目指す資質・能力であり、(1)では「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

## ウ 各学校において定める目標及び内容

### 【各学校において定める目標】

各学校においては、学習指導要領における目標を踏まえ、各学校の総合的な学習（探究）の時間の目標を定める。

各学校において定める目標については、学習指導要領の目標及び各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習（探究）の時間を通して育成を目指す資質・能力を示します。

### 【各学校において定める内容】

各学校においては、学習指導要領における目標を踏まえ、各学校の総合的な学習（探究）の時間の内容を定める。

総合的な学習（探究）の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領に明示していません。これは、第1の目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童生徒の実態に応じて創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからです。

総合的な学習（探究）の時間の内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があります。

#### 「目標を実現するにふさわしい探究課題」

目標を実現するにふさわしい探究課題は、探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしく、それらの解決を通して育成される資質・能力がよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくこと（高：自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくこと）に結びついていくような、教育的に価値のある諸課題であることが求められます。

〔例示〕 ○現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題

○地域や学校の特質に応じた課題

○児童生徒の興味・関心に基づく課題

○職業や自己の将来に関する課題（中学校）

○職業や自己の進路に関する課題（高等学校）

#### 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」

探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化したものであり、生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、教師の適切な指導により実現を目指す資質・能力のことです。教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力としては、それぞれの学習活動との関連において、言語活動を通じて育成される言語能力（読解力や語彙力等を含む。）言語活動やICTを活用した学習活動等を通じて育成される情報活用能力、問題解決的な学習を通じて育成される問題発見・解決能力などが考えられます。

#### 「考えるための技法の活用」

「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、「比較する」、「分類する」、「関連付ける」のように具体化し技法として整理したものです。総合的な学習（探究）の時間が、各教科等を越えて全ての学習における基盤となる資質・能力を育成することが期待されている中で、こうした教科等横断的な「考えるための技法」について、探究的な過程の中で学び、実際に活用することが大切です。

## (2) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の構想

### 【授業づくりの手順】

#### 指導計画を作成する

学校として作成する指導計画

##### ア 全体計画

学校としてこの時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める目標、及び内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

- ① 必須の要件として記すもの
  - ・各学校における教育目標
  - ・各学校において定める目標
  - ・各学校において定める内容
- ② 基本的な内容や方法等を概括的に示すもの
  - ・学習活動
  - ・指導方法
  - ・指導体制（環境整備、外部との連携を含む）
  - ・学習の評価
- ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの。

##### イ 年間指導計画

各学校で作成した総合的な学習（探究）の時間の全体計画を踏まえ、学年や学級において、その年度の総合的な学習（探究）の時間の学習活動の見通しをもつために、1年間にわたる児童生徒の学習活動を構想して示すものである。

#### 学習の概要を具体化し、単元計画を作成する

単元を計画する際のポイント

##### ア 児童生徒の関心や疑問を生かした（高：興味・関心等）に基づく単元の構想

- ① 児童生徒の関心や疑問は、その全てを本人が意識しているとは限らず、無意識の中に存在している部分も多いと捉える。
- ② 児童生徒の関心や疑問とは、児童生徒の内に閉ざされた固定的なものではなく、環境との相互作用の中で生まれ、変化するものと捉える。
- ③ 児童生徒にとって切実な関心や疑問であれば何を取り上げてもよいというわけではなく、総合的な学習（探究）の時間において価値ある学習に結び付く見込みのあるものを取り上げ、単元を計画する。

##### イ 教師が意図した学習を効果的に生み出す単元の構想

- ① 学習の展開における児童生徒の意識や活動の向かう方向を的確に予測する。
  - ・児童生徒の立場で考える。
  - ・複数の教師で予測を行い、意見が異なった点については慎重に検討する。
  - ・可能な限り具体的に即して丁寧に予測する。
- ② 十分な教材研究が必要である。
  - ・できるだけ幅広く、拡散的に思考を巡らせて学習活動を考える。

#### 実践と計画の修正を行う

学習の進展状況をもとに支援と評価を与えながら実践を行います。この時、活動状況に応じて随時計画を修正します。

### (3) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の評価

#### ア 評価の基本的な考え方

総合的な学習（探究）の時間の評価については、この時間の趣旨、ねらい等の特質が生かされるよう、教科のように数値的に評価することはせず、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、例えば指導要録の記載においては、評定は行わず、所見等を記述することとしています。

#### イ 評価の方法

総合的な学習（探究）の時間における生徒の学習状況の評価に当たっては、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではありません。児童生徒の具体的な学習状況の評価の方法については、次の三つが重要です。

##### ① 信頼される評価の方法であること

教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められます。

##### ② 多様な評価の方法であること

児童生徒の成長を多面的に捉えるために、多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要です。

##### ③ 学習状況の過程を評価する方法であること

学習状況の結果だけではなく過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切です。

#### ウ 評価規準の設定方法

具体的な評価については、各学校が設定する評価規準を学習活動における具体的な児童生徒の姿として描き出し、期待する資質・能力が発揮されているかどうかを把握することが考えられます。その際には、具体的な生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが必要です。特に、総合的な学習（探究）の時間においては、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通しながら評価場面や評価方法を工夫し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることが重要です。

### (4) 「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の学習指導

#### ア 学習過程を探究的にすること

探究的な学習にするためには、学習過程が以下のようなことが重要です。

##### ① 【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

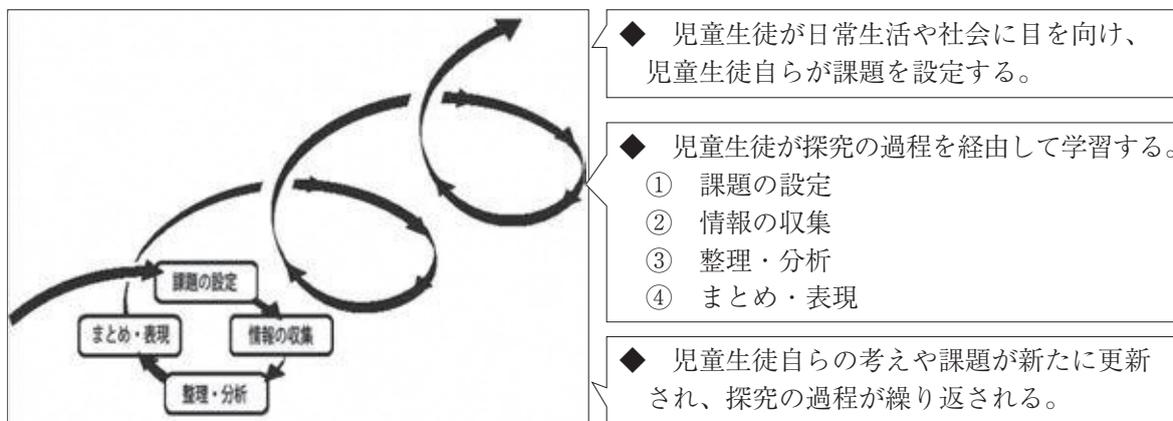
##### ② 【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする

##### ③ 【整理・分析】 収集した情報を整理したり分析したりして思考する

##### ④ 【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

こうした探究の過程は、児童生徒の学習の姿であり、およそその活動の流れのイメージです。いつも①～④が順序よく繰り返されるわけではなく、順番が前後することや、一

つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もあります。この探究の過程は何度も繰り返され、高まっていきます。総合的な学習の時間において「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を重視することは、探究的な学習の過程をより一層質的に高めていくことにほかなりません。



【図：探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

#### イ 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

総合的な学習（探究）の時間においては、目標にも明示されているように、特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要があります。そうすることで、多様な考えをもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながります。また、協働的に学ぶことにより、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにもつながります。具体的には、以下のような場面と児童生徒の姿を想定することができます。

##### ① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ

体験活動では、それぞれの児童生徒が様々な体験を行い多様な情報を手に入れます。それらを出し合い、情報交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりして、課題が明確になっていく場面が考えられます。

##### ② 異なる視点から考え協働的に学ぶ

物事の決断や判断を迫られるような話合いや意見交換を行うことは、収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして考えることにつながります。異なる視点からの意見交換が行われることで、互いの考えが深まります。

##### ③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ

一人ではできないことも集団で実現できることは多くあります。児童生徒同士で解決できないことも地域の人や専門家などとの交流を通じて学んだことを手掛かりに学ぶこともできます。また、地域の大人などとの交流は、児童生徒の社会参画の意識を目覚めさせます。

##### ④ 主体的かつ協働的に学ぶ

①～③で示したように、協働的に取り組む学習活動においては、「なぜその課題を追究してきたのか(目的)」、「これを追究して何を明らかにしようとしているのか(内容)」、「どのような方法で追究すべきなのか(方法)」などの点が生徒の中で繰り返し問われることとなります。このことは、生徒が自らの学習活動を振り返り、その価値を確認

することにもつながります。協働して学習活動に取り組むことが、生徒の探究的な学習を持続させ発展させるとともに、一人一人の生徒の考えを深め、自らの学習に対する自信と自らの考えに対する確信をもたせることにもつながります。学級集団や学年集団を生かすことで、個の学習と集団の学習が互いに響き合うことに十分配慮し、質の高い学習を成立させることが求められます。

**(5) 各教科等と「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の関連**

他教科等及び総合的な学習（探究）の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることが必要です。身に付けた資質・能力は、当初学んだ場面とは異なる新たな場面や状況で活用されることによって、一層生きて働くようになります。こうした資質・能力の獲得のためには、総合的な学習（探究）の時間の探究的な学習の過程において、各教科等で身に付けた資質・能力や、それまでの総合的な学習の時間において身に付けた資質・能力を相互に関連付けるような学びの展開が重要です。

一方、総合的な学習（探究）の時間で身に付けた資質・能力を各教科等で生かしていくことも大切です。総合的な学習（探究）の時間の成果が、当該学年はもとより先の学年における各教科等の学習を動機付けたり推進したりすることも考えられます。各教科等と総合的な学習（探究）の時間とは、互いに補い合い、支え合う関係であることを理解することが大切です。

## 5 外国語教育

### (1) 学習指導要領の改訂について（平成29・30年改訂の学習指導要領説より）

平成29年改訂の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成30年改訂の高等学校学習指導要領において、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次のような、これまでの成果と課題等を踏まえた改善が図られました。

- ・グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- ・平成20年及び平成21年改訂の学習指導要領は、小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施することにより、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする力を身に付けさせることを目標として掲げ、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」などを総合的に育成することをねらいとして改訂され、様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。
- ・しかし、学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校種間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られている。

平成29年及び平成30年の改訂では、小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として「聞くこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」の三つの領域を設定しました。また、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、五つの領域の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしています。さらに、中学校及び高等学校では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしています。

平成29・30年改訂の学習指導要領における外国語活動・外国語科の目標			
外国語活動	小学校外国語科	中学校外国語科	高等学校外国語科
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

## (2) 外国語活動及び外国語科における「言語活動」について

外国語活動や外国語科の目標の中で、コミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成したりコミュニケーションを図る資質・能力を育成したりするのは、「言語活動を通して」と示されています。そのため、外国語活動や外国語科において、言語活動は、とても重要です。言語活動は、外国語活動では「聞くこと」と「話すこと」であり、外国語科では「読むこと」と「書くこと」が加わります。

外国語活動や小学校外国語科における言語活動については、「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」(文部科学省2017)において、次のように説明されています。小・中・高等学校で一貫した目標の実現を図るため、小学校段階で扱った言語活動を発展させて、中学校段階や高等学校段階にふさわしい言語活動にして行われるなど、よりよい連携に向けて、外国語活動や小学校外国語科における言語活動について理解を深めていきたいものです。

外国語活動や外国語科における言語活動は、記録、要約、説明、論述、話し合いといった言語活動よりは基本的なものである。学習指導要領の外国語活動や外国語科においては、言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動を意味する。したがって、外国語活動や外国語科で扱われる活動がすべて言語活動かというそうではない。言語活動は、言語材料について理解したり練習したりするための指導と区別されている。実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うという言語活動の中では、情報を整理しながら考えなどを形成するといった「思考力、判断力、表現力等」が活用されると同時に、英語に関する「知識及び技能」が活用される。つまり、英語を用いず、日本語だけで情報を整理しながら考えなどを形成する活動は、外国語活動や外国語科においては言語活動とは言い難い。一方で、英語を用いているが、考えや気持ちを伝え合うという要素がない活動も言語活動であるとは言い難い。例えば、発音練習や歌、英語の文字を機械的に書く活動は、言語活動ではなく、練習である。練習は、言語活動を成立させるために重要であるが、練習だけで終わることのないように留意する必要がある。

出典：「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」(文部科学省2017 pp.23-24)

※ 高等学校の「統合的な言語活動」とは、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の複数の領域を結び付けて統合した言語活動のことであり、中学校の外国語科においても、複数の領域を関連付ける統合的な言語活動を視野に入れた目標が設定されていますが、高等学校では、こうした統合的な言語活動を一層重視した目標設定がなされています。

## (3) 指導計画の作成に当たって(平成29・30年改訂の学習指導要領より)

指導計画の作成に当たっては、小学校並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の①～⑧の事項に配慮するものとします。

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英

語の音声や語彙、表現、文法（小学校を除く）などの知識を、外国語活動においては三つの領域、外国語科においては五つの領域（高等学校「論理・表現Ⅰ」、「論理・表現Ⅱ」及び「論理・表現Ⅲ」においては三つの領域）における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

- ② 小・中学校では、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間または3学年間を通じて、外国語活動または外国語科の目標の実現を図るようにすること。また、高等学校では、多様な生徒の実態に応じ、生徒の学習負担に配慮しながら、年次ごと及び科目ごとの目標を適切に定め、学校が定める卒業までの指導計画を通して十分に段階を踏みながら、外国語科の目標の実現を図るようにすること。
  - ③ 小・中学校では、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、英語の特徴等に関する事項や言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、外国語活動においては、英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。そして、小学校外国語科においては、第3学年及び第4学年において外国語活動を履修する際に扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。さらに、中学校外国語科においては、小学校第3学年から第6学年までに扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。
  - ④ 中・高等学校では、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。
  - ⑤ 小・中学校では、言語活動で扱う題材は、児童生徒の興味・関心に合ったものとし、国語科や理科、音楽科や図画工作科など、他の教科等で児童生徒が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。また、高等学校では、言語活動で扱う題材は、生徒の興味・関心に合ったものとし、国語科や地理歴史科、理科など、他の教科等で学習した内容と関連付けるなどして、英語を用いて課題解決を図る力を育成する工夫をすること。
  - ⑥ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。また、高等学校では、言語能力の向上を図る観点から、言語活動などにおいて国語科と連携を図り、指導の効果を高めるとともに、日本語と英語の語彙や表現、論理の展開などの違いや共通点に気付かせ、その背景にある歴史や文化、習慣などに対する理解が深められるよう工夫をすること。
  - ⑦ 障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
  - ⑧ 授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。
- ※ 「内容の取扱い」については、学習指導要領を参照の上、記載事項に配慮してください。

## 6 教育の情報化

社会生活において、ICTを日常的に活用することが当たり前の中になる中、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用していくことが不可欠です。さらには、教師の働き方改革や特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実などの側面においても、欠かすことはできません。ICTの整備も含め、学校における教育の情報化の推進を図ることは、極めて重要なこととなっています。

「教育の情報化」は、教育の質の向上を目指すものとして、次の三つから構成されています。

- ・ 情報教育……………子供たちの情報活用能力の育成
- ・ 教科指導におけるICT活用……………各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用
- ・ 校務の情報化……………教員の事務負担の軽減と子供と向き合う時間の確保

### (1) 情報活用能力の育成

情報活用能力とは、「情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質」のことです。新学習指導要領では、全ての学校段階の学習指導要領の総則において、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成することが明記されました。

情報活用能力は、次の3観点8要素から構成されています。それぞれが独立したものではなく、相互に関連付けて、バランスよく身に付けさせることが重要です。

#### ア 情報活用の実践力

- ・ 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用
- ・ 必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造
- ・ 受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### イ 情報の科学的な理解

- ・ 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・ 情報を適切に扱って、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

#### ウ 情報社会に参画する態度

- ・ 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解
- ・ 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- ・ 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

### (2) プログラミング教育の充実

プログラミング教育は、情報活用能力の一部であり、「情報の科学的な理解」に位置付けられています。新学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校を通じて、すべての児童生徒がプログラミングを学びます。

#### ア 小学校

特別に教科は設けず、既存の教科の中で取り組みます。各教科等の特質に応じて、プログラミングを体験しながら、大まかに次の三つをねらいとした学習活動を行います。

- ・ 「プログラミング的思考」を育む。
- ・ プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられて

いることなどに気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育む。

- ・各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとする。

プログラミング的思考とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」です。プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますが、それ自体はねらいとしていません。

また、プログラミング教育を各教科等の内容を指導する中で実施する場合は、あくまでも、それぞれの教科等の評価規準により評価するのが基本となることなどに留意する必要があります。

#### イ 中学校

技術・家庭科（技術分野）で、「計測・制御のプログラミング」、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学習します。

#### ウ 高等学校

情報科で新設される共通必修科目「情報Ⅰ」で、プログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習します。また、選択科目「情報Ⅱ」では、プログラミング等について更に発展的に学習します。

### (3) 情報モラル教育の基本的な考え方

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」のことです。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどです。

情報モラル教育を行うに当たり、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要です。学校全体で体系的な指導計画を作成し、授業の中で情報モラルの視点をもった学習活動に取り込むことが大切です。

例えば、児童生徒同士で討論することや、インターネットで実際にあるいは擬似的に操作体験をしたり、調べ学習をしたりすることを通して、「情報モラルの重要性を実感できる授業」を実践する必要があります。また、学校だけでなく、家庭や地域と連携を図りながら推進することも重要です。その学習活動例の一部を以下に示します。

- ・情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- ・情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ・情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ・健康を害するような行動について考えさせる学習活動

### (4) 教科指導におけるICT活用例

#### ア 学習指導の準備と評価のための教員による活用例

- ・授業で提示する教材を検討し、提示のタイミングや見せ方を検討する。

- ・授業で活用する写真や動画をデジタルカメラ等で記録する。
- ・成績処理や評価を行う際に、表計算ソフト等を活用する。

#### イ 授業での教員による活用例

- ・教科書の挿絵や写真を実物投影機等で拡大表示し、興味関心を高める。
- ・模範動作や自分の動きの映像をプロジェクタ等で拡大表示し、課題を明確にする。
- ・Web上のデータや画像をプロジェクタ等で拡大表示し、思考や理解を深める。
- ・課題を次々に提示するフラッシュ型教材を活用し、知識の定着を図る。

#### ウ 児童生徒による活用例

- ・インターネット等を活用し、学習に必要な情報を選択・収集する。
- ・授業で学習したことや調査結果を、文章・図・グラフ等の資料にまとめ発表する。
- ・学習用ソフトウェアのドリル教材を活用し、繰り返し学習や個別学習を行う。

ICTを活用した音声・画像・動画などのデジタルコンテンツやインターネット等の情報通信ネットワークを学習活動に活用する際には、著作権や個人情報保護についても十分に理解しておくことが大切です。(→「VII-4 教育情報の管理と配慮事項」で詳述)

### (5) ICT機器利活用に係る基本ルール

教職員がスマートフォンやパソコン等のICT機器を校務及び個人的に活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながったりします。信頼される学校教育を推進する観点から、県教育委員会では、私用で機器を扱う際も含めて、教職員として特に守るべき基本ルールとして「教職員のICT機器利活用に係る基本ルール」(平成27年10月)を設けました。その一部を以下に示します。

#### ア メール(電子メールやSNSなど)の利活用に係る基本ルール

- ・児童生徒や保護者との私的なメールは行わない。生徒指導、教育相談はメール以外の手段で行い、必ず組織で対応する。
- ・部活動の連絡等、公務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行う。

#### イ ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- ・SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を持って行う。
- ・SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意する。

#### ウ 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- ・授業では原則、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しない。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- ・不適切かつ不要な情報が提示されないことがないよう、授業での活用時には事前のチェックを確実にを行う。

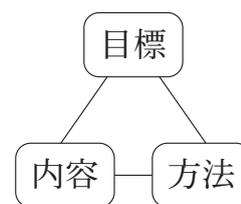
#### エ 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- ・著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わない。
- ・学校ホームページ等に児童生徒の画像を載せる際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に行うこと。また、その手続きを常に確認する。

## 7 確かな学力の育成

### はじめに

学校教育の営みは、「生きる力」の育成に係る意図的・計画的・継続的で組織的な営みであり、目標、内容、方法の三つの要素を含みます。ただ、それらは本来、教育においては一体的なものです。特に、実践では、それらが有機的につながっていることが重要ですが、ここでは、確かな学力の育成に係る基本的な考えを捉えるため、要素ごとに見つめていきます。



### (1) 目標について

そもそも学力の概念は、歴史的に見れば変化してきている面をもつものです。ここでは、大本に立ち返り、現在の法・国・県の視点から捉えます。

#### ① 法

現在、日本における学校教育は教育基本法第1条に定められた目的のもと、同法第2条に掲げる目標を達成するように行われています。そして、同法第6条第2項において学校教育全体を貫く重点について次のように規定しています。

学校においては教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

#### ② 国

平成8年(1996)文部科学省(当時は文部省)では、今後の社会変化を見据えて、「生きる力」の育成を掲げました。そして、平成15年(2003)に「生きる力」の要素として確かな学力を位置付け、子供一人一人が、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育ていくことを重視してきています。この度の学習指導要領改訂においても、「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要となるとして、総則編において以下のように述べています。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。(以下略)

ここに述べられているように、この度の改訂では、学校教育法第30条第2項と整合する形で、資質・能力の三つの柱(下記)の考え方を基盤に、各教科等の目標も基本的な構造として同じ形式に改められました。また、それぞれの柱の習得、育成、涵養をバランスよく実現できるよう留意することが求められています。(※涵養…自然に水がしみこむように徐々に養い育てること)

#### <資質・能力の三つの柱>

- ・実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」
- ・未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」
- ・学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間力等」

これらの三つの柱は、確かな学力のみならず、「生きる力」全体を捉えて整理していると述べられています。そして、三つの柱の中でも特に「学びに向かう力、人間性等」について、他の二つの柱に大きな影響を与えるとしつつ、「主体的に学習に取り組む態度」や「多様な人々と協働」することなどが含まれるとしています。

#### ③ 県

本県においては、6教振前期計画において子供たちが「社会を生き抜く基盤となる確

かな学力」を身に付けることを目指し、学習指導要領改訂を見据えつつ、探究型学習（H27～）を推進し「子供が主体的・協働的に課題の解決に取り組むこと」を重視してきました。6 教振後期計画においてもそのような学びを目指す趣旨は同じであり、「探究型学習で育成を目指す資質・能力は、学習指導要領で育成を目指す資質・能力と同じ」としています。

これら全てを貫いているのは、「生きる力」の育成が目指されている点です。つまり、確かな学力とは、「生きる力」の文脈で捉えるものです。そして現在、「生きる力」全体を整理しているものは資質・能力の三つの柱という枠組みです。

## (2) 内容について

前述のように、この度、目標構造が資質・能力ベースで整理されました。実践に当たっては、内容・教科について、基本を踏まえ、深く研究する必要があります。

例えば、総合的な学習（探究）の時間においては、目標や内容を各学校で定めることとなっています。また、この度の改訂では、学校の教育目標設定について、考え方が示されるとともに、教科等横断的な視点に立って資質・能力を育成することが示されており、子供が教科等を学ぶ意義を実感できるようにしたいものです。

実践に当たっては、「教科書を教える」のか「教科書で教える」のかという考え方が基本となります。教材は、いわば内容を学ぶための乗り物です。乗り物は様々です。（例えば、同学年の教科書でも、発行所が異なれば、掲載されている物語文が異なっていること等があります。）適切な教材選びが重要です。実際に「何を通して」内容を学ぶのかは、子供にとって大きな問題だからです。ただ、適切な教材選びは難しいものです。特に、子供一人一人の学びを大切にしたい授業を展開しようとするほど、教材について、その具体性や発展性を考えておく必要があります。また、子供の実態を踏まえて教材をアレンジすることや、上司や同僚の助言や実践に謙虚に学ぶことも大切です。そして、学びの主人公である子供の視点から見て、その教材がどのように見えるかを考えることを大切にしたいものです。なお、最近では、子供が学ぶための材料というニュアンスを強調し、教材を「学習材（参照：総合的な学習（探究）の時間学習指導要領）」とよぶこともあります。

## (3) 方法について

学習指導要領では、授業改善の視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付け、単元や題材の構成や学習の場面等に応じ、ふさわしい方法を選択しながら工夫して実践できるようにすることが重要であると述べています。そして、学びの質を高めるための授業改善の取組については、既に多くの実践が積み重ねられてきており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はないとしています。

本県においては、学習指導要領の改訂を見据えて探究型学習に取り組み、先駆的な実践を重ねてきています。その蓄積を踏まえて学習指導要領の趣旨をしっかりと捉え、さらなる授業改善に取り組んでいきたいものです。

## おわりに

確かな学力の育成を目指す際は、ここに挙げたように、「公教育の理念や趣旨等の大本に立ち返って考えること」と「子供一人一人をよくみること」の両面を常に大切にしながら授業改善に取り組み、目標・内容・方法が有機的につながった授業を展開し、学びの質の向上を実現していきたいものです。

<コラム> 探究型学習の取組みの蓄積を踏まえた授業改善

《 探究型学習とは 》

知識・技能と学び方をバランスよく習得させながら、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成することを目指す。

「課題の設定」「情報収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という一連の探究活動のプロセスに、児童生徒が主体的・協働的に参加することを通して

自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習のことであり、多様な学習方法・形態の総称である。

本県では、平成27年度から学習指導要領の改訂を見据えて探究型学習を推進し、確かな学力の育成に向けた授業づくりを大切にしています。そうした授業づくりを通して育成を目指す資質・能力は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善で育成を目指す資質・能力と同じです。資質・能力の育成には、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学習の利点を生かし、「担い手」を基盤としながら、児童生徒の思考に寄り添うことが大切です。その上で、教員が自ら探究的に教材研究を行い、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を鍛え、質の高い学びを目指します。

《 学びの質を高めるための「学習活動の充実」 》

新学習指導要領では、授業改善における取組みの活性化の観点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けており、具体的な授業の在り方は、「児童生徒の発達段階や学習課題等により様々である」として「多様な学習活動を組み合わせることが重要である」と示しています。本県では、児童生徒が主体的・協働的に探究していく授業づくりややり取り・マネジメントの充実などの取組が、学校で広く行われてきています。本県のこれまでの取組みの蓄積を踏まえ、学びの質を高めるために、学習活動をより充実させていくことができるよう、以下のことに留意したいものです。

資質・能力を児童生徒一人ひとりが身に付けていく姿を思い描きながら…

○ **内容や時間のまとまりをどのように構成するか** というデザインを考える。

- ・ 自身の学びや変化を自覚できる場面を、どこに設定するか。
- ・ 対話によって、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を、どこに設定するか。
- ・ 学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面を、どのように組み立てるか。

○ **主体的・協働的な学びを展開できるようにする。**

- ・ 「整理・分析」「まとめ・表現」における、思考の整理等を充実させる。
- ・ 次の学びへの意欲をもてるように、学習や授業の改善に生かす学習評価を充実させる。

令和3年度「学校教育指導の重点」より  
山形県教育委員会

## V 生徒指導と学級経営

### 1 生徒指導

#### (1) 生徒指導の基本的な考え方

##### ア 生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

##### イ 自己指導能力の育成

自己指導能力とは、日常生活の様々な場面において、どのような選択が適切であるかを自分で判断して実行し、その結果についても自分で責任を負うことのできる能力のことです。

自己指導能力の基盤として、他者からの影響を受けて行動するのではなく、自らの思いや判断に基づいて行動したり、他者への依存を絶って自らの考えと責任において行動したりする資質が求められます。そのためには、児童生徒一人一人に自由と安全な環境と、挑戦意欲を引き出す自己決定の場の設定が必要です。

一方、自分の欲求や衝動に従った行為や行動が自身の本意とする結果になるとは限りません。必要に応じて自らを抑えたり、計画的に行動することを促したりする資質も重要です。教師と児童生徒の深い信頼関係を基盤とした指導が内面化し、一人一人の自律的な行動ができる資質を育てていきます。

##### ウ 三つの人間観

###### ① 「内在的な価値をもつ存在」としての人間観

表面的には問題と思われる言動をとる場合でも、根底にはよりよく生きたいという願いがあります。人は誰でもよくなろうとする意欲と力をもっている存在であるという捉え方が大切です。

###### ② 「主体的な存在」としての人間観

自己実現に向けて、生き方・在り方を決定し、行動し、それらのことについて責任をとるのは、児童生徒自身です。児童生徒一人一人を主体的な存在として捉えます。

###### ③ 「独自の存在」としての人間観

生徒指導は、児童生徒の人格の完成を目指すものです。児童生徒一人一人を唯一無二のかけがえのない存在として捉えることが大切です。

##### エ 生徒指導の三機能

生徒指導は児童生徒の意欲や関心を高めたり引き出したりする機能をもっています。教育活動（各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など）のあらゆる場面で次の三つを意識した指導を意図的・継続的に行うことが、自己指導能力を育みます。

###### ① 児童生徒に自己存在感を与える。

児童生徒の独自性や個性を尊重し、一人一人が自己の存在感や有用感を実感できるように配慮し工夫することが大切です。人から認められ、人の役に立つという体験は、

児童生徒にとって大きな自信となり、次なる積極的な行動につながります。

② 共感的な人間関係を育成する。

教師と児童生徒及び児童生徒同士が互いに心を開き合い、尊重し合う人間関係を築くことで相互理解が深まり、自己受容が促進されます。

③ 自己決定の場を与える。

児童生徒が判断し、決定し、実行するという活動や経験の場をできるだけ多く設定するとともに、努力の過程を認め励ますことで、新たな課題に取り組む意欲を引き出します。

## オ 効果的な生徒指導のために

① すべての教師がすべての機会に行う。

生徒指導は、すべての教師がすべての児童生徒を対象に教育活動のすべての機会を生かして行われるものです。教師が一人で抱え込んだり、生徒指導担当に任せてしまったりすることなどがないようにしなければなりません。

② 生徒指導計画と組織をつくる。

学校全体としての指導の重点や方針を明確にするための生徒指導計画や組織をつくり、いつどのような指導を行うかについて共通理解を図ります。

③ 積極的に研修する。

教師自身が絶えず研究と修養に努め、研修会に参加したり、研究を積み重ねたりするなど、時代や社会の変化に即応した生徒指導を学び、研鑽することが大切です。

## (2) 日常の生徒指導

### ア 学級（ホームルーム）経営における生徒指導

学校における児童生徒の人間形成・成長発達は、その大部分が、学級（ホームルーム）を中心とする生活の中で行われます。担任は、学級活動その他あらゆる日常の機会を通じて、計画的に生徒指導を推進する中心的な存在です。そこで担任は、次のことに留意しながら学級経営に当たる必要があります。

① 児童生徒理解の場としての学級経営

児童生徒一人一人の資質を伸ばすには、個々の能力、適性等についての正しい理解が必要です。学級担任は、児童生徒と触れ合う機会に最も多く恵まれているとともに、家庭環境、学校における人間関係など多くの情報を得る立場にあり、それを生かして児童生徒の理解を深めます。なお、知り得た秘密の保持について、十分配慮する必要があります。

② 居場所づくりとしての学級経営

学級には、集団に不適應感を覚え、人とうまくかかわれない児童生徒がいます。共感的な人間関係を育成し、安心して生活できる心の居場所づくりを進めていきます。

③ 自発的・自治的な活動の場としての学級経営

学級は集団生活を営んでいくときに生じる問題の解決や、様々な仕事や役割の分担・処理など、集団生活の向上のために協力し合う自発的・自治的活動の場でもあります。児童生徒一人一人を尊重し、集団への所属感や連帯感が高まるよう配慮して学級経営を行うことで、自主的な態度が育成されます。

#### ④ 家庭と連携した学級経営

家庭環境は、児童生徒の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼしています。児童生徒を理解し指導していくには、家庭をよく理解する必要があります。担任は、家庭との直接的な窓口であり、その中心的な役割を担わなければなりません。適切な情報を提供し、保護者の話に十分耳を傾けるなど、良好な人間関係を基盤としながら、相互理解と協力を深めていくことが大切です。

#### イ 教科における生徒指導

一日の学校生活の中で、児童生徒が教師と触れ合う時間の多くは、教科学習の場です。教科指導に生徒指導の機能を生かすことで学習への意欲が育ち、学習指導の成果を上げることにつながります。次の点を大切にして教科指導を行います。

- ① 授業の場で児童生徒に居場所をつくる。
- ② 分かる授業を行い、主体的な学習態度を養う。
- ③ 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- ④ 言語活動を充実させ、言語力を育てる。
- ⑤ 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

### (3) 児童生徒理解

#### ア 基本的な考え方

- ① 教育は、児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わる。

理解なしの指導は、徒労に終わるばかりでなく、児童生徒や保護者の心を傷つけ、教師との関係を悪化させ、教師不信、学校不信につながることがあります。

- ② 行動の背後にあるものを理解しようとする態度を持つ。

児童生徒の行動は、様々なことが相互に関連し合っています。行動の背後にある見えない部分を理解するよう努めることが必要です。

- ③ 内面（感情や気持ち）の理解を大切にする。

最初から教え諭そうとする、いわゆる訓育的な指導姿勢ばかりが前面に出してしまうと、児童生徒は悩みや本心を語らなくなります。児童生徒の言葉に真剣に耳を傾けながら、「寄り添いの姿勢」で接することが大切です。

- ④ 安心して何でも言える関係をつくる。

児童生徒は、教師に分かってもらえていると感じれば安心して本音を語り、受け入れられた喜びを実感し、ますます自分を語るようになります。何よりも、児童生徒と教師との普段のかかわりによる信頼関係の構築が大切です。

#### イ 児童生徒理解の方法

- ① 観察法

児童生徒の個別的理解の促進を目的とします。言語的側面だけでなく、表情や姿勢などの非言語的側面、話をしている時の視線などの社会的側面、挨拶や会話時の気持ちを通じ合うかなどの情緒的側面についての資料を収集します。

- ② 面接法

児童生徒との面接では、指導を主たる目的とする場合と、理解を主たる目的とする場合とに分かれます。後者の面接では、対面のコミュニケーションをとりながら、知

識、要求、考え、悩み、性格などの資料を収集します。

③ 質問紙調査法

児童生徒の特性を平均的な傾向と比較しながら理解することを目的としています。教師が必要に応じて作成する場合と、既成の質問紙で妥当性や信頼性が確かめられているものを用いる場合があります。

④ 検査法

標準化された検査を用いて、児童生徒の能力、性格、障がいなどを把握することを目的とします。

- 知能検査（個別式知能検査、団体式知能検査）
- 人格検査（質問紙法、投影法、作業法）
- 神経心理学検査（発達障がいにかかわる諸検査）
- 学力検査（各教科）

⑤ 作品法

各教科等の作品や運動能力、自己表現（日記、作文等）を通して児童生徒の理解を図ります。

⑥ 事例研究法

児童生徒の蓄積された事例（日々の観察記録、面接記録、調査結果、他の機関などからの情報）を基に理解を深めていく方法です。

**ウ 保護者からの資料収集**

保護者を通して児童生徒理解につながる資料を収集する際は、面接法が多く用いられます。保護者の話を十分傾聴し、信頼関係をつくるのが大切です。

**エ 児童生徒理解の留意点**

客観的、多面的、正確な児童生徒理解を図るために、目的に応じて複数の方法で複数の教師が、複数回資料を収集することが大切です。そうした上で組織的な情報共有・分析を進め、児童生徒理解を深めて適切な対応につなげていきます。

**(4) 教育相談**

**ア 基本的な考え方**

学校における教育相談は、児童生徒が自らの内に持つ力によって自己変容していく過程を援助し、一人一人のよりよい成長を図ることを目的に行われます。

**イ 教育相談の方法**

教育相談は、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が児童生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かすことが大切です。教育相談には、児童生徒のニーズに合わせて次の三つの段階があります。

① 一次的援助（開発的教育相談）

児童生徒の人間関係づくりや進路指導など、すべての児童生徒が持つ発達上のニーズに対応する援助のことです。

② 二次的援助（予防的教育相談）

休みがちである、不安を抱えている、心配な行動が見られるなど、指導上配慮を要する児童生徒への援助のことです。児童生徒の気になるサインをいち早く察知し、問

題行動や不適応を未然に防ぐため、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力しながら、複数の教員が連携して対応します。

③ 三次的援助（問題解決的教育相談または治療的教育相談）

不登校やいじめ、問題行動など、特別な対応が個別に必要な児童生徒に対する援助のことです。教員間の連携はもちろん、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは専門機関との連携も積極的に図ります。

ウ 教育相談の進め方

① 児童生徒との信頼関係を築く。

「私の身になって聴いてくれる先生」だと児童生徒が感じることで、信頼関係は深まります。そのためには、心を傾けて児童生徒の気持ちや願いを聴くこと、原因探しをするより解決の仕方を一緒に考えていくことなどが大切です。

② 児童生徒に積極的な関心を持ち、理解に努める。

小さなサインを見逃さず、言葉や行動の背景にある気持ちに思いを寄せ、児童生徒の理解を深めることが大切です。

③ 児童生徒とのかかわりについて、振り返る。

教師の言葉や行動が、どのように児童生徒に届いているのか考え、声や目をかけることで、より効果的な指導・援助ができます。

④ 児童生徒の話を能動的に聴く。

児童生徒の気持ちに添って積極的に反応することが、気持ちをどんどん引き出すことにつながります。主なスキルは、次のとおりです。

- うなずき……聴き手が聴いていることを動作で示すと、話し手が安心して話しやすくなる。
- エコー……聴き手が話し手の言葉を同じように繰り返すことで、話し手自身がその考え方を、深く見つめることができる。
- 支持……話し手の言葉に対し、聴き手が共感する言葉を積極的に示すことで、話し手の心中に自信が生まれる。

エ 学級（ホームルーム）担任による教育相談

学級（ホームルーム）担任は、児童生徒にとって最も身近な存在です。日常の触れ合いを通して相互理解が深められ、幅広い相談活動が可能です。また、得られた情報をもとに、秘密保持に留意した上で学級経営に生かしていくことができます。

○代表的な相談形態

- |       |         |        |         |         |
|-------|---------|--------|---------|---------|
| ・個別相談 | ・グループ相談 | ・チーム相談 | ・呼び出し相談 | ・チャンス相談 |
| ・定期相談 | ・自発相談   | など     |         |         |

オ 保護者との教育相談

悩みや問題をもつ児童生徒の保護者の中には、学校から適切な助言を得たいと思う反面、家庭の中のことを指摘されたくないという複雑な気持ちを抱く方もいます。保護者が子供に対して抱く深い愛情をよく理解し、保護者の気持ちを受容しながら、じっくり耳を傾け、共感的な態度で聴くことが大切です。

## カ 他の職員との連携の在り方

効果を上げるためには、学級担任と学年担任団、生徒指導担当・教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとの連携が不可欠です。

### ① ケース会議の実施

事例について話し合うことは、他の教師からの助言や示唆による新たな事実の発見、違った視点での捉え方など、全職員の共通理解を深めることにつながります。

### ② 養護教諭との連携

保健室は、児童生徒にとって受容的な空間であり、本音を語りやすい場であることから、養護教諭と連携することにより、より効果的な相談が可能になります。

### ③ 秘密の保持と校内連携

児童生徒は秘密が守られるという教師との信頼関係によって、自由に安心して話をしてくれます。したがって、秘密を他の教師に話さなければならない場合は、本人の了解を得た上で慎重に進める必要があります。

### ④ 関係機関との連携

必要に応じ、県教育センターや市町村教育相談窓口、児童相談所、発達障がい者支援センター、精神保健福祉センター、警察、医療機関等と連携して進めます。

## (5) 問題行動の理解と対応

### ア 問題行動の捉え方

児童生徒の問題は、広義には「発達や社会適応の面から見て、問題となる行動」と捉えることができ、次の二つを含んでいます。

○社会的に好ましくなく、家庭や学校、地域で問題となるような行動

○発達視点から見て、年齢に応じた発達を示していないため、現在及び将来の社会生活への適応が困難になると予想されるような行動

問題行動という概念は普遍的なものではなく、見る人の立場、役割、価値基準などによって変化します。児童生徒の「問題行動」に対しては、「その行動を通して何を訴えているのか」、その行動の背後にあるものを捉えようとする姿勢が大切です。

### イ 問題行動の特質

人間が生活していく上で、欲求が常に充足されるとは限りません。欲求不満に耐える力が弱く、正しい解決ができない場合は、不適応行動となって現れます。

児童生徒の不適応の現れ方を便宜上「反社会的問題行動」（外側への反抗）と「非社会的問題行動」（内側への逃避）とに区分しています。しかし、これは不適応の表面化した兆候上の違いであって、本質的な差異を示すものではありません。

生徒指導に当たる者は、表面に現れた問題行動のみに目を奪われることなく、問題行動を起こす児童生徒の本質的な問題に目を向けていく必要があります。

### ウ 問題行動への対応

#### ① 問題行動を起こした児童生徒への対応

##### (ア) 発見者による対応

軽微または一時的な問題行動は、その場での対応や説諭で指導の効果が上がります。問題行動の内容や程度によっては、その場での対応の他、校長及び教頭、学年

主任、学級（ホームルーム）担任、生徒指導担当や教育相談担当、養護教諭に報告・相談をします。また、必要に応じて全職員に周知します。

(1) 学校としての対応

○本人に対する対応

問題行動を起こした児童生徒に対しては、あくまでも教育的な見地に立って対応することが大切です。学校の体面にこだわったり、他の児童生徒への悪い影響を過大視したりして、配慮に欠けた性急な対応をとることがないように注意する必要があります。組織として方針を話し合い対応していくことが大切です。また、家庭との連携や協力は不可欠です。

○他の児童生徒に対する対応

問題行動が与える影響が大きいと判断されるときには、適切な時期に他の児童生徒に対しても指導する必要があります。その場合は、どんな指導をどこまでするか十分検討します。

② 問題行動防止のための計画

学校の全体的な生徒指導計画の一環として、実情に即した具体的な問題行動防止の計画を立てて推進することが大切です。また、問題行動の対策は個々のケースで違うので、児童生徒の生活状況に関する情報交換や様々な事例の研修会などを計画的に実施することも必要です。

③ 関係機関との連携

外部の相談機関や医療機関、警察、児童相談所などと連携を取りながら対処しなければならない場合があります。関係機関の目的や機能をよく理解した上で連携を図ります。その際、関係機関に任せておけばよいという考えに陥らないようにする必要があります。また、校区内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、地域の子供育成会などとも連携を密にしておくことが大切です。

(6) いじめの理解と対応

ア 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法によるいじめの定義のポイントは次の三点です。

- その児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒による行為。
- 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによるものを含む）。
- その児童生徒が心身の苦痛を感じている行為。

この定義において、特に、被害を受けた児童生徒の心理的苦痛の有無が重要な判断基準になっている点に注目する必要があります。いじめを見過ごさないためにも、法律上の定義の趣旨を確実に理解しておくことが大切です。また、法律では、学校及び教職員の責務として、いじめの防止・早期発見への取組み、そしていじめに対する適切かつ迅速な対処を求めています。

いじめはどんな児童生徒にもどんな学校にも起こりうることを念頭に、法律の条文や国・県のいじめ防止基本方針に目を通すとともに、各学校が定めているいじめ防止基本方針を読み、理解するところから始めます。そして、日頃より児童生徒とのかかわりを大事にして信頼関係を築き、小さなサインを見逃さないように努めることが、いじめ防

止の前提です。

## イ いじめへの対応

もし、児童生徒や保護者からいじめを受けているとの訴えがあったり、いじめを疑うような行為を見聞きしたりした場合には、一人で判断したり抱え込んだりすることは絶対にしてはいけません。学校に設置されているいじめ防止対策組織において組織で対応することが不可欠であり、このことは法律にも規定されています。

まずは被害にあっている児童生徒の訴えを丁寧に聴き、事実を正確に把握します。そして児童生徒の心情に寄り添い、その安心安全を確保することを第一に考えます。併せて保護者にも丁寧な説明を行い、信頼関係を築いて連携を図ります。

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは許されない行為であるという立場のもとで毅然とした指導を行います。ただし、いじめを行った事実と児童生徒の人格をきちんと分け、その心の内への理解と配慮も忘れないようにします。また、周囲の児童生徒に対しても、いじめを自分や学級の問題として考える機会と捉えて指導を行う必要があります。

日頃からの生徒指導の積み重ねが、いじめを未然に防止し、いじめの早期発見につながることを肝に銘じることが大切です。

## (7) 不登校の理解と支援

### ア 基本的な考え方

文部科学省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義しています。統計調査では、年間30日以上欠席の児童生徒を対象にしていますが、広義としてとらえ、遅刻や早退などを含めた児童生徒の状況に目を配り、早期対応ができるようにすることが重要です。

不登校の要因は、多様化・複雑化しており「どの子にも起こり得る」という認識が必要になっています。また、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえ、支援に当たっては「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」という視点で行います。不登校の発生を予防するためには、普段から「すべての児童生徒にとって居心地のよい学校づくり」を目指していくことが非常に大切です。

### イ 不登校の児童生徒への支援

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要としているのか、その都度見極め（アセスメント）を行った上で、適切な働きかけやかかわりをもつことが支援の第一歩となります。そのためには、いじめや他の生徒指導の対応同様、学校全体で情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たる必要があります。特に不登校の背景にいじめや虐待がある場合、早期の組織対応が必要です。

指導体制としては、学年担任団、不登校対策担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携が不可欠で、必要に応じ、県教育センターや市町村教育相談窓口、児童相談所、発達障がい者支援センター、精神保健福祉センター、医療機関、民間施設等の外部機関と連携して進めます。また、保健室や相談室などの別室

の活用や柔軟な受け入れ体制の整備、個別の指導記録の作成と活用などが有効な手段となります。

不登校児童生徒の社会的な自立のためには、学校・学級の一員として関係の糸を切らないようかかわりを持ち続けることが大切です。同時に、不登校児童生徒の保護者の不安や悩みはたいへん大きいため、家庭に対しても適切な働きかけや支援を行うことが必要になります。

## (8) その他生徒指導上配慮すべきこと

### ア 児童生徒を見守る目

日頃より信頼関係づくりに努め、児童生徒を見守る目を養います。児童生徒の小さな変化や児童生徒の発するSOSのサインに気づくことが、自殺、不登校、問題行動等を未然に防ぎ、いじめや児童虐待の被害を早期に発見することにつながります。すべての場面において、児童生徒の人権を守るという視点を基本に据えることが大切です。

### イ 児童虐待への対応

児童虐待防止法において、学校及び教職員は、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保する役割が求められています。学校は、児童生徒がその一日の大部分を過ごす場所であり、教師は日常的に児童生徒と長時間接していることから、児童生徒の変化に気づきやすい立場にあります。

児童虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」があります。不自然な外傷がある、服装・身なりにおかしな点が見られるなど体に現れるサインのほか、これまでと違った行為や行動が見られたりトラブルを起こしたりすることがサインになる場合もあります。普段と異なる様子を感じたら、一人で抱え込まず、一人で判断せず、管理職や学年主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭等に相談し、組織的に対処することが不可欠です。そして、虐待が疑われる場合には、学校が市町村の対応窓口や児童相談所に通告します。

### ウ 体罰等の禁止

体罰とは、教師が児童生徒に対し、「身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）」、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）」にあたりと判断される行為で、学校教育法で禁止されています。また、人格を否定する言葉や自尊心を著しく低下させる言葉を投げかける暴言のほか、恐怖感や精神的負担を与える行為も不適切な行為とされています。叱咤激励のつもりでの行為が体罰に受け取られることもあります。

体罰や暴言等の不適切な行為は、児童生徒の心や体を傷つけ、その後の成長に悪影響を与えることを強く認識しなければなりません。また、学校や教師への信頼を失墜させる行為でもあります。体罰を絶対しないという強い意志を持って児童生徒と向きあい、「共感的な対話」と「毅然たる態度」による指導で児童生徒の心を動かし、自立を促していくよう努力することが必要です。

## 2 学級経営

### (1) 学級経営

学校には、多様な価値観をもつ家庭から通学してくる個性豊かな児童生徒が在籍しています。児童生徒に有意義な学校生活を送らせる教育活動の基本的な単位が学級（ホームルーム）です。児童生徒にとって学級とは、学校生活の拠点であり、諸活動に適応していく資質を育てる場であると言えます。

学級経営とは、学級経営案をもとに、学習や生活の指導を中心として学級を意図的・計画的に組織し、効果的な教育指導を行う機能です。そしてそのねらいは、児童生徒一人一人の持つ資質や能力を遺憾なく発揮させ、所属している学級集団の質を高めたり、発展させたりすることにあります。

学級経営に当たっては、「居場所づくり」と「絆づくり」を大切にします。「居場所づくり」とは、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所にしていくことです。「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して児童生徒自らが良好な人間関係を紡いでいくことです。「居場所づくり」は担任が主体になりますが、「絆づくり」は児童生徒が主体であり、担任はいわば黒子として場や機会の提供に徹します。

学級経営には、担任の創意と自主的な裁量に任されている面が多くあります。このことは、担任として重い責任を伴うことでもありますが、教師としてのやりがいを感じる部分でもあります。

### (2) 学級経営の内容

学級にかかわるすべての教育活動が学級経営です。日常のことから行事に至るまで、人間的な触れ合いを基本に指導していくことが大事です。

担任と学級のかかわりは、校種や学校規模、各学校の特色等によって、大きく異なります。校種の特徴や児童生徒の発達段階を考慮して、集団としての課題解決を図りながら、お互いに啓発し合い人間性を高めていくことが大切です。

児童生徒の実態  
家庭の願い  
学校教育目標  
学年の経営方針  
各教科や道徳等の目標



#### 学級経営の具体的内容

- ① 学習指導
- ② 道徳指導
- ③ 生活指導
- ④ 生徒理解と相談業務
- ⑤ 行事などへの参加指導
- ⑥ 教室環境の整備、管理
- ⑦ 学級集団・個々の生徒の指導
- ⑧ 学級事務の処理
- ⑨ 家庭・地域との連携 等

### (3) 学級経営の進め方

#### ア 学級経営案の作成

学級経営案は、担任が担当する学級の経営方針を明示したものです。学校の教育目標や学年の経営方針を踏まえて作成することは勿論ですが、児童生徒の状況に合わせた弾力的な経営案であることも必要ですので、定期的に検証と見直しを繰り返すことも大切です。

#### 学級経営案の例

- ① 学級経営の方針
- ② 学級の実態
  - ・在籍、配慮児童
  - ・学力、諸検査による客観分析
  - ・一人一人の生活や気質、集団の雰囲気等
- ③ 学級指導の具体的内容
- ④ 月別、学期別の重点
- ⑤ 教室環境の整備に関して
- ⑥ 生徒の健康安全に関して
- ⑦ 学習指導や進路指導に関して
- ⑧ 家庭との連絡について
- ⑨ 学級組織（係、班などの組織図）
- ⑩ 学級経営に関する評価

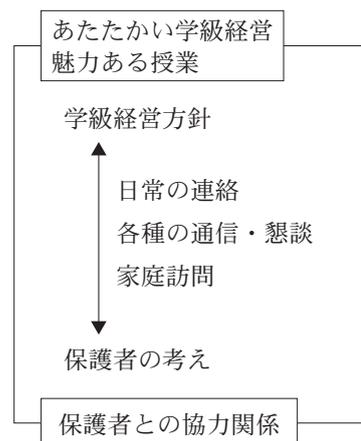
#### イ 学級目標の設定

学級目標は、学級経営案をもとに「目指す児童生徒像」の具現化を図るために設定します。担任は児童生徒の発達段階を考慮するとともに、担任と児童生徒の両者の願いが生かされるように十分留意した上で、児童生徒の自治的活動を促し設定します。そして、日頃の学級生活や学校行事等において、児童生徒が学級目標を常に意識できる工夫（掲示や学級通信など）を図り、また目標実現のための具体的な行動目標を設定させ、実践させます。

大切なことは、節目節目に目標達成のために一人一人がどのように行動したかを振り返る機会を作ることです。こうした定期的な話し合い活動を行うことにより、自分たちの問題を自分たちで解決しようとする態度や望ましい学級風土（文化）が醸成され、居心地のよい学級が形づくられていきます。

#### ウ 保護者との連携

学級経営や学習活動を充実させるためには、保護者とつながり連携することが必要です。受容的・共感的な態度で保護者の思いを十分に聴き、受け止め、信頼関係を築くことが大切です。その上で、学校から伝えるべきこと、家庭での協力をお願いしたいことなどを話すようにしたいものです。



## エ 児童生徒の良さが生きる学級組織づくり

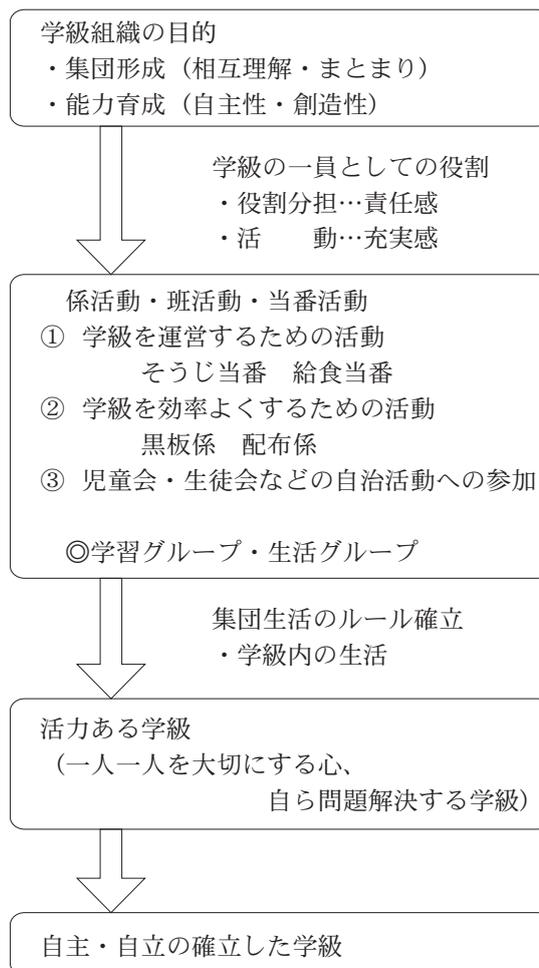
### ① 意欲が生まれる学級組織

学級が集団として動くためには、学級を組織することから始まります。組織とは、集団内における役割分担であり、学級は組織活動によって生き生きとしてきます。毎日の生活を維持する上での仕事や集団の生活向上のための活動などを明確にしていくことが大切です。学級の組織を編成する際には、児童生徒相互の人間関係や要望など、教育的配慮も必要です。

### ② 学級集団の成長のために

グループ活動を活発にすることによって、帰属意識や自己の存在感が育まれ、集団としての高まりが出てきます。

また、その活動を評価することにより、お互いの良さを認め、さらに成長させていくことにもつながります。



## オ 児童生徒と創る教室環境

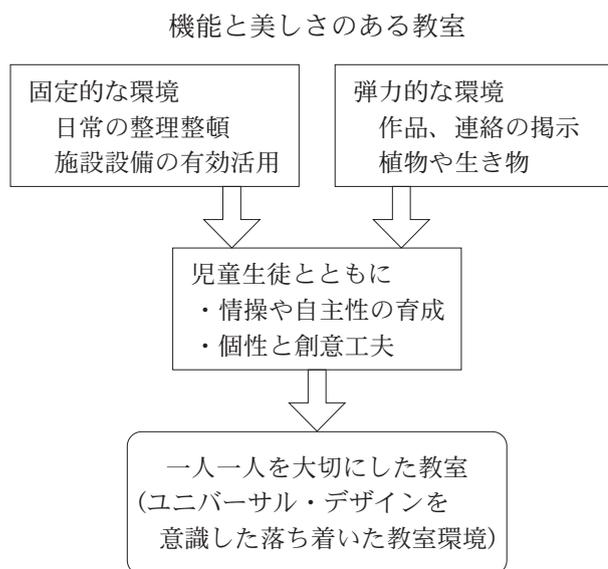
担任は、教室に温かさや優しさ、和やかさを加え、啓発的な教育環境にしていくことが大切です。掲示物を換えたり、席順を変えたりしただけでも学級の雰囲気が変わってきます。

### ① 創意ある教室

学習や生活など過ごしやすい雰囲気づくりや日常の整理整頓を含め、継続した教室環境の維持・管理に目を向け、整備された教室にしていきます。

### ② 健康で安全な教室

教室内の施設・設備は、児童生徒の健康安全に密接にかかわりがあります。机・椅子の調整や採光、電気設備など全般的に注意を払わなければなりません。



#### (4) 学級事務

##### ア 学級事務の種類と内容

学級事務は、年度当初や年度末に特に多くなりますが、正確かつ迅速に処理することが要求されます。表簿に関する学級担任の事務の主たるものは次のとおりです。

① 年度当初の事務内容	・ 在籍児童生徒の確認 ・ 指導要録の作成整備 ・ 健康診断票の整備 ・ 教室環境整備（座席、靴箱、ロッカー、採光、換気等）	・ 家庭環境調査と資料の収集 ・ 指導要録抄本の確認 ・ 時間割の作成と確認	・ 個人調査と資料の収集 ・ 出席簿の作成 ・ 教科書、副読本の確認
② 定期的に行うもの	・ 出席簿の整理統計 ・ 施設設備の安全点検	・ 家庭訪問の計画実施	・ 成績表、通知表の作成
③ 随時行うもの	・ 健康診断事後処理 ・ 教室環境の整備	・ 転出入等の手続き	・ 備品管理、会計事務
④ 年度末に行うもの	・ 指導要録の整理 ・ 進路指導事務	・ 成績一覧表、関連資料の整理 ・ 備品整理、諸会計の報告	・ 諸公簿の整理 ・ 次年度への引継事項の確認

##### イ 表簿の種類と保存

学校において備えなければならない表簿などとその保存期間については、法令や教育委員会規則等で定められています。（表簿は、公簿とも呼ばれています）

表 簿	保存期間	法 的 根 拠
指導要録 (学籍に関する記録)	20年	学校教育法施行規則第24条、第28条
指導要録 (指導に関する記録)	5年	同 上
指導要録 抄本	該当児童生徒 の在籍期間	同 上
指導要録 写し (学籍に関する記録)	20年	同 上
児童生徒の出席簿	5年	学校教育法施行規則第25条、第28条
健康診断票	5年	学校教育法施行規則第28条 学校保健安全法施行規則第8条
教科用図書配当表	5年	学校教育法施行規則第28条
上記の他に、各学校によって、通知表・成績考査に関する表簿や週案簿など、各種の表簿が備えられています。		

##### ウ 教育情報の管理

学校では、児童生徒を理解するために多くの個人情報収集・蓄積され、教育活動の資料として活用されています。日頃から児童生徒の個人情報保護について十分配慮するとともに、学校の情報管理のルールを守ってこれらを管理することが大切です。

### 3 指導要録と通知表

学校の教育活動は意図的・継続的に行われるものであり、その活動は計画→実践→評価という一連の活動が繰り返されながら展開されます。学校評価の中でも大きな位置を占めている児童生徒の学習状況等の評価は、各学校の教育課程などの見直しにもつながります。

一人一人の児童生徒のよさや成長の状況を総合的に記録して伝えるものに指導要録があります。また、保護者に児童生徒の学校生活の状況を知らせるものとして通知表があります。

#### (1) 指導要録の取扱い

##### ア 指導要録の基本的な性格及び機能

指導要録は「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」の2葉で編成され、以下の機能・性格を持っています。

- ① 児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して、教育指導のための資料とすること
- ② 児童生徒の入学・卒業、学業などの記録に基づいて、外部に対する証明を行う際原簿となること

##### ○ 「学籍に関する記録」には

- ・児童生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- ・保護者の氏名及び現住所
- ・入学、卒業、転学、進学先・就職先
- ・学校名及び所在地、校長氏名印、学級担任氏名印

##### ○ 「指導に関する記録」には

- ・各教科の学習の記録（観点別学習状況、評定）、道徳科の評価（記述）
  - ・外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録
  - ・行動の記録、出欠の記録
  - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項
  - ・出欠の記録
- 等 を記入します。

##### イ 指導要録の記入とその留意点

児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に評価する



- ① 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）や個人内評価を重視するとともに、一人一人の自己実現状況や努力の過程などを評価し、次の指導に生かす。
- ② 多面的・総合的に評価した児童生徒の特性を、個性の伸長に役に立つように記載する。
- ③ 平常の指導過程における評価や診断的評価なども考慮した長期的な総括的評価として工夫する。

- ④ いつ、どんなことについて、どのようにかかわったか、指導・助言などによって児童生徒がどのように変容したかなどの具体的な記録を踏まえて記載する。

## (2) 望ましい通知表の在り方

### ア 通知表の目的と機能

通知表は、児童生徒の学習や校内での生活の状況を保護者や本人に知らせることにより、学校と家庭が協力を密にし、児童生徒の理解を深め、教育効果を高めるためのものです。

通知表の機能としては、次のことがあげられます。

- ① 学校における指導の成果等、児童生徒個人に関する情報を定期的に家庭に提供し、学期毎及び学年末のまとめとしての連絡をすること。
- ② 学校の教育目標、教育方針を保護者に理解を得るための手段となること。
- ③ 児童生徒自身の自己反省の資料となり、学期及び学年における努力の成果を自覚させ、今後の学習への動機づけを高めることに役立つこと。
- ④ 教師が児童生徒の理解を深めるのに役立つこと。

### イ 通知表の作成とその留意点

家庭と協力しながら一人一人のよさを伸ばし、今後の学習・生活に生かす



- ① 一人一人の児童生徒を正しく理解し、信頼性の高い整備された資料に基づいて記入する。
- ② 学習状況や進歩の状況、優れている点や努力をしている点、あるいは家庭における指導のポイントなどをわかりやすく記入する。
- ③ 通知表の見方や活用の仕方について説明し、児童生徒及び保護者の理解を得る。

学習の結果や学校生活の状況としての評価情報とともに、評価規準や判定基準等を明らかにし、学校としての評価についての考え方や方針を明確に示すことが必要です。

○指導に役立たせる評価のために、

- ・評価する時期や場合を工夫する
- ・評価方法を工夫する（行動観察、学習ファイル等）
- ・評価補助簿を充実させる
- ・文章による記述を活用する 等が考えられます。

※ 通知表は、法定の公簿ではありませんが、教育上重要な機能を有しており、学校の実態に応じて、その様式などが工夫されています。

一方、指導要録は、学校教育法施行規則第24条の規定により、校長が作成しなければならない法定の公簿です。実際には、校長の校務分掌権に基づき学級担任等が記入の事務を行います。

## VI 特別支援教育

### 特別支援教育とは

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育」パンフレット

### 1 共生社会の実現に向けて

#### (1) 法的整備

- 障害者の権利に関する条約（H26年1月 批准）

障がいに基づくあらゆる差別の禁止 障がい者が社会に参加し包容されることを促進

- 障害者基本法の改正（H23年7月）

十分な教育を受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるように配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実を図る

- 中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（H24年7月）

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28年4月 施行）

- 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（H28年4月 施行）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指す

- 山形県手話言語条例（H29年3月 施行）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、ろう者としてろう者以外の方々が共生することのできる地域社会を実現することを目指す。

#### (2) インクルーシブ教育システム

「共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み」です。「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、文部科学省ではその構築をめざして特別支援教育の充実を図っています。

（「山形県の特別支援教育」山形県教育委員会）

### (3) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒にとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

### (4) 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして施行されました。障がいを理由とする差別を解消するために「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

### (5) 合理的配慮

「障害者が、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」（「障害者の権利に関する条約」第2条）個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに焦点を当て、より個別化された配慮が行われることが大切です。

#### 合理的配慮の観点（3観点11項目）

##### ■観点① 教育内容・方法

###### ①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

###### ①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

##### ■観点② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

##### ■観点③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

### ○合理的配慮の決定・提供に当たって

- ・まずは、本人・保護者の意向を受け止め、教育的見地から充分検討し、代案等を示しながら丁寧に合意形成を図ります。
- ・合理的配慮は「個別の教育支援計画」に明記し、評価・見直しを行います。切れ目ない支援のために「引き継ぎ」を行います。

## 2 山形県の特別支援教育の推進

山形県では、「やまがた総合発展計画」及び「第6次山形県教育振興計画」（平成27年～）を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものとして、「第3次山形県特別支援教育推進プラン～切れ目ない支援によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす～」（計画期間：平成30年度から5年間）を策定しました。この第3次プランでは、第2次プラン（平成25年度～29年度）の成果と課題を踏まえ、より一層の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、以下の基本目標と6つの施策を定めました。

#### 【基本目標】

- ・インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- ・障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- ・関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

#### 【施策の枠組み】

- 1 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
- 2 関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築
- 3 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
- 4 特別支援学校における教育の充実
- 5 社会参加に向けた支援の充実
- 6 教員の専門性の向上

#### 切れ目ない支援とは

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

#### インクルーシブ教育システムとは

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

### 3 通常の学校における特別支援教育の推進と充実

#### (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

「学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。(中略) 通常の学級にも障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、(中略) 文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい知識と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。」(小学校学習指導要領解説 総則編 平成29年7月)

#### 主な発達障がい の定義について

##### 自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

##### 高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

##### 学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

##### 注意欠陥/多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れその状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

##### アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

## (2) 気付きと理解

通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒のつまずきや困難な状況を早期に発見するためには、児童生徒が示す様々なサインに気付きサインを見逃さないことが大切です。そのため、通常の学級・教科担任についても、特別支援教育に関する研修を積極的に受講し、発達障がいも含めた様々な障がいに関する知識を深めるとともに、児童生徒のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようになることで、適切な指導や必要な支援につなげていく力を身に付けることが必要です。

### 学級担任や教科担任として支援が必要な児童生徒のサインに気付くための場面や機会の例

(ア) 児童生徒の困っている状況からの気付きと理解（学習や生活場面で子どもが困っている状況からの気付きです）

- ・教科書を読む時に、行をとばしたり、単語を言い換えたりして読んでしまいます。
- ・ノートを書く時に、他の子と比べてとても時間がかかってしまいます。

(イ) 指導上の困難からの気付きと理解（指導上困っている場面や状況からの気付きです）

- ・順番が待てずに、他の人の学習をじゃましてしまいます。
- ・授業中、たびたび座席を離れて立ち歩いてしまいます。

(ウ) 保護者相談での気付きと理解（家庭訪問や教育相談における保護者からの情報による気付きです）

- ・次々と物を出してしまい、部屋中散らかりっぱなしで片付けができません。
- ・翌日の学習の準備ができません。何でも鞆に詰め込んでしまいます。

## (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

障がいのある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めることが必要です。

### ア 個別の教育支援計画

家庭・地域や教育・福祉・医療・労働等の関係する機関が関わって長期的な視点で作成する支援計画であり、教育機関が中心になって作成するものです。児童生徒や保護者の願いや実態把握に基づき、長期的な展望をもって、児童生徒及び家族への支援の目標や内容を検討し、計画立案します。学校その他、各関係機関が、その児童生徒や家族にどんな支援を行うのか、どう役割分担するのかについて検討し、計画に記します。

また、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮の具体的内容について可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要です。さらに、作成・実施・評価のプロセスを通して改善を加えることが大切です。就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かしていくようにします。

### イ 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。各教科

等の指導に当たっては適切かつ具体的に作成します。

## ウ 各計画の活用

各計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童生徒を担当する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があります。

## (4) 支援・指導の実際

### ア 特別支援教育の視点を生かした学級づくり

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うために、支援が必要な児童生徒も含めた学級全員が、互いの良さを認め合い、大切にすると温かい学級づくりを心がけます。そのために、障がいへの偏見や差別を解消する教育（障がい者理解教育）を推進するとともに、教師自身が、支援の必要な児童生徒への関わり方の手本を示しながら、周囲の児童生徒の理解を促していきます。また、発達障がい等の児童生徒は、失敗経験の繰り返しや対人関係の形成の困難さから、自信と希望を損ない、やがて「二次的な障がい」につながる場合もあります。その児童生徒が望ましい行動をとったときは、見逃さずに認めていくことで、自尊感情・自己有用感が高まり、結果として「二次的な障がい」に至ることを防ぐことになります。

### イ 全ての児童生徒にとってわかる・できる授業

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりとは、配慮を要する児童生徒には「ないと困る支援」で他の児童生徒にも「有効な支援を」工夫していくことです。めざすところは、「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できる授業」です。配慮を要する児童生徒への対応として、個別の取り出し指導を考える前に、学級全体でユニバーサルデザインの視点で授業づくりをしてみましょう。

#### ユニバーサルデザインの7つの視点

##### 《学級づくり》

- ① 教室環境
- ② 学習や生活のきまり
- ③ 関係づくり

##### 《授業づくり》

- ④ 授業の構成
- ⑤ 教師の話し方、発問や指示
- ⑥ 板書、ノートやファイル
- ⑦ 教材・教具

それぞれの視点には、4～8個の項目があります。児童生徒の実態に応じて、そこから取捨選択をして必要な視点を授業に取り入れましょう。

（「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」山形県教育センターHP）

ユニバーサルデザインの視点を取り入れることによって、授業の視覚化・焦点化・共有化が図られ、みんながわかる喜びや学ぶ意義を実感できる授業になります。

- ・ 授業の視覚化：言葉の指示だけでなく、効果的に視覚情報を活用することです。
- ・ 授業の焦点化：ねらいや活動を絞り、何を学習するのかをはっきりさせることです。
- ・ 授業の共有化：学習形態や交流方法を工夫し、互いの考えや思いを伝えられるようにすることです

## (5) 校内支援体制の充実

### ア 校内委員会

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために設置された特別支援教育に関する委員会です。校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事（主任）、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者等で構成されます。

名称は、学校によって異なり、中学校や高等学校では生徒指導や教育相談に関する委員会等と兼ねている場合もあります。

### イ 特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育をコーディネート（調整）する役割を担う教員です。校務分掌として校長から指名を受けて、「学校内の関係者や関係機関との連絡調整」「各学級担任への支援」「巡回相談員や専門家チームとの連携」「学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進」等の役割を担います。なお、担当する教員は、学校の実情に応じて教頭、教務主任、特別支援学級担任、生徒指導主事等、様々です。学校の状況によって複数名を指名することもあります。

### ウ 関係機関との連携

校内における教育支援体制を支えるために、学校の外にも様々な体制が存在します。専門的な支援が必要となる場合には、巡回相談や専門家チーム、近隣の特別支援学校や関係する医療機関、福祉機関等の外部の専門家の力を活用して支援に当たることが大切です。具体的な連絡調整は、特別支援教育コーディネーターが中心となって行っていくことになります。

### エ 担任として

担任としてどんな指導をしていくか考えることは大切なことです。しかし、自分一人で解決しようと考えると負担感が強くなってしまいます。特別支援教育コーディネーター等に相談し、校内委員会を活用しながらより良い適切な支援について、学校全体で考え取り組む必要があります。「支援の共有化・共通化」が必要です。

## (6) 保護者との連携

特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、保護者と信頼関係を築き、協働して支援することは、教育的効果の高まりにつながります。

特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、丁寧に説明を行い、保護者の理解を得るように努めます。児童生徒の状況によっては、医療的な対応が有効な場合がありますが、本人や保護者の困り感に寄り添い信頼関係を築きながら、保護者と十分に話し合うことが大切です。また、必要に応じて、一人一人に必要な支援について本人や保護者と話し合い、合理的配慮として個別の教育支援計画に記載することで「支援の共有化」や「切れ目ない支援」を行うことが大切です。

## (7) 小学校、中学校における特別支援学級・通級指導教室の設置

### ア 特別支援学級

特別支援学級は、市町村が小中学校に設置している学級で、児童生徒の障がいの状態

等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われています。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視、自閉症・情緒障がい等の学級があります。

また、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習も計画的に行われています。在籍者は全国的にも増加傾向にあります。

本県における特別支援学級は、小学校は238校中221校（92.8%）、中学校96校中92校（95.8%）に設置されています。（分校は含まない）

本県の特別支援学級の設置状況（令和2年5月1日現在 学級数）

障がい種別 校種	知的障がい	肢体不自由	病弱 身体虚弱	難聴	弱視	自閉症・ 情緒障がい	合計
小学校	217	23	21	9	2	217	489
中学校	96	5	19	6	1	91	218

（前年度比：学級数 +21学級）

### 〔特別支援学級の教育課程〕

特別支援学級は、小学校、中学校に設置された学級であるため、原則的には、小学校、中学校の教育課程に関する法令上の諸規定に従って教育課程を編成します。

ただし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。そのため、特別支援学級では、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができることになっています。特別の教育課程の編成については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考に「自立活動を取り入れること」と「学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に変えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること」となっています。

### イ 通級による指導（通級指導教室）

小学校、中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

山形県では、「言語障がい」「学習障がい等（LD等）」「難聴、言語障がい」の通級指導教室が設置されています。インクルーシブ教育システム構築に向けて「多様な学びの場の整備」が進められ、特にLD等を対象とする通級指導教室が増設され、指導の充実が図られています。

平成30年度から、高等学校においても通級指導が制度化され、特別の教育課程を編成することで、自立活動等の指導を行うことができるようになりました。

通級による指導は、自分の学校にある通級指導教室に通級する自校通級と、近くの学校の通級指導教室に通級する他校通級があります。なお、特別支援学級の児童生徒は通級による指導の対象となりません。

本県の通級指導教室の設置状況（令和2年5月1日現在）

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	人数合計	備考
言語障がい	30校	427名	611名	1,038名	小30、中0
学習障がい等	33校	267名	4名	271名	小20、中8、高5
難聴、言語障がい	2校	0名	2名	2名	山形聾・酒田特支
合計	65校	694名	617名	1,311名	

（前年度比：実施校数 - 2校、通級者数 - 78名）

〔通級による指導の教育課程〕

障がいのある児童生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める必要があります。また、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導（自立活動）であり、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに十分留意することが必要です。

通級による指導の授業時数は、年間35単位時間（週1）から280単位時間（週8）までを標準としていますが、学習障がい等のある児童生徒については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間（月1）から280単位時間（週8）までを標準としています。

通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指し、在籍学級の担任や教科担任と通級指導担当の教員が随時、学習の状況等について情報交換を行い連携を図りながら計画的、組織的に学習活動を行うことが大切です。

ウ 個別の教育支援計画と個別の指導計画

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための個別の教育支援計画と個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うための個別の指導計画を全員について作成し、効果的に活用していきます。

4 特別支援学校における特別支援教育の推進と充実

(1) 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い児童生徒のための学校で、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行っています。

平成18年に学校教育法が改正され、従来の盲・聾・養護学校は、障がいの重度・重複化、多様化に対応して適切な教育を行うため、平成19年度から、複数の障がい種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されました。

特別支援学校では、小学校、中学校、高等学校に相当する、小学部、中学部、高等部と

いった「学部制」をとっています。各学部の学級には、単一障がい学級のほか、重複障がいのある児童生徒のために重複障がい学級が認可されています。

さらに、早期からの教育を担う幼稚部を設置している学校もあります。そして、高等部には、卒業後の社会自立をめざし、普通科や障がいに応じた職業学科（専攻科）を設置している学校もあります。一般就労を意識した教育課程を編成して、高等部のみを置く特別支援学校もあります。

また、教育の形態の特色として、心身の障がいが重度であるか又は重複しているため、学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒のために、教員を派遣して教育を行う「訪問教育」という形態があります。訪問する場所は、児童施設、医療機関、家庭等様々です。

#### 〔特別支援学校の教育課程〕

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられています。また、子どもの障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。なお、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校については、知的障がいの特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されています。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程に準ずる教育では各教科の目標、各学年の目標及び内容等が各校種の学習指導要領に準ずることになります。「準ずる」とは、原則として同一ということの意味をしています。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校等の学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障がいの状態や特性に十分考慮しなければなりません。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障がいである児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動を履修させます。ただし、指導の形態として、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、それら（ただし、中学部における総合的な学習の時間は含まない。）を合わせて指導を行う場合があります。いずれの場合においても、カリキュラム・マネジメントの視点から児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容等を設定し、指導を行うことが重要です。また、児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導が適切に行われるよう指導計画を作成し、指導を行う必要があります。

また、重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます。ただし、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うことのないよう留意する必要があります。

#### (2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

特別支援学校では、保護者、医療、福祉、労働等の関係諸機関と連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うための「個別の教育支援計画」と、一人一人の実態に応じた指導を充実するための「個別の指導計画」を作成しています。

## ア 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は障がいのある児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成します。保護者と十分相談し、本人及び保護者の意向や将来の希望、障がいの状態やこれまでの経過、関係機関の支援の状況等、支援内容を検討する上で必要な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載します。また、本人及び保護者と合意形成を図った「合理的配慮」についても記載し、保護者と共有します。

## イ 個別の指導計画

障がいの状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導をいっそう推進するため、各教職員の共通理解の下、各教科等すべてにわたって学習指導要領に基づいた「個別の指導計画」を作成しています。適切な計画のもと効果的な指導を行うために計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルを繰り返し、指導目標や指導内容、指導方法を改善していくことが大切です。

### (3) 学習指導

#### ア 適切な実態把握

障がいのある児童生徒に接する時、できない部分だけに目が向きがちですが「ここまでできる、これならできる」という見方がとても大切です。

また、学習面だけではなく、日常生活にも目を向けると、指導・支援につながる大きなヒントが隠れていることがあります。児童生徒をより多面的に「みる」目を養い、一人一人の伸びようとする芽(可能性)を丁寧に見取る力を高める必要があります。実態を的確に把握するに当たって保護者から情報を得ることは欠くことができませんが、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、児童生徒が支援を受けている福祉施設等から情報を得たりして実態把握を行うことも重要です。

#### イ 個別の指導計画に基づく評価

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにします。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにします。

児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにしていきます。

#### ウ 学習者の意欲を引き出す教材・教具の工夫

障がいのある児童生徒の「学び」の保障には、教材・教具の工夫がとても重要です。発達段階や興味・関心も含めた児童生徒の実態をよく見極め、できた喜びやわかる喜びを感じることができる教材・教具が必要です。

#### エ ティーム・ティーチングによる指導

実際の指導場面では、ティーム・ティーチングによる集団指導や個別指導等、授業形態を工夫しながら指導に当たっています。集団指導では、児童生徒の実態の捉え方や目

標、指導内容、学習の進め方等について、教師それぞれの考えを話し合い、共通理解を図って授業づくりをする必要があります。

#### (4) キャリア教育の充実

児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

特別支援学校 学習指導要領 総則編（小学部・中学部）（平成30年3月）

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援学校 高等部学習指導要領（平成31年2月 告示）

※「各学校段階において示した考え方」については、p105～106を参照

キャリア教育では、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことを求められています。

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）を要としながら、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科（公民科に新設された科目「公共」をはじめとする）や各教科等における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になります。また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められます。

また、キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、職場見学や職場体験活動、就業体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠です。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められます。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別的教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要です。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を

図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

#### ○キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。

特別支援学校 高等部学習指導要領（平成31年2月 告示）

これを受け、各特別支援学校では地域の産業界との連携の下、職業教育の推進に力を入れ、生徒の職業自立を目指しています。

#### (5) 地域のセンター的な機能

学校教育法では、特別支援学校は、幼稚園から高等学校までの要請に応じて特別支援教育に関する助言又は援助を行うように規定されています。このことを受け、それぞれの地域において、以下のような特別支援教育のセンター的な機能を果たすよう努めています。

- ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員への支援機能
- イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ウ 障がいのある児童生徒等への指導・支援機能
- エ 福祉、医療、労働等の関係諸機関等との連絡・調整機能
- オ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員に対する研修協力機能
- カ 地域の障がいのある児童生徒等への施設設備等の提供機能

#### (6) 特別支援教育コーディネーター

通常の学校と同じように校内において特別支援教育推進のキーパーソンとなります。校務分掌として、校長から指名を受け、次のような役割を担います。地域のセンター的な役割との関連もあり、通常の学校との違いもあります。

- ア 校内の支援体制づくり（校内委員会における指導、助言）
- イ 学校内の関係者や専門家チーム・巡回相談員等の関係諸機関との連絡・調整
- ウ 保護者に対する学校の窓口
- エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携・支援
- オ 地域における特別支援教育の核として、専門機関とのより密接（具体的）な連絡調整 等

県内の特別支援学校（令和2年5月1日現在）

	学 校 名	所在地	学 部 等	障がい種別
県 立	山形県立山形盲学校 ◇	上山市	幼・小・中・高・専	視覚障がい
	山形県立山形聾学校 ◇	山形市	幼・小・中・高・専	聴覚障がい
	山形県立酒田特別支援学校 聴覚障がい教育部 知的障がい教育部 ☆	酒田市	幼・小・中 小・中・高	聴覚障がい 知的障がい
	山形県立山形養護学校 ☆	山形市	小・中・高	病弱
	山形県立米沢養護学校 ☆◇	米沢市	小・中・高	知的障がい
	やまなみ学園分教室	長井市	小・中	
	長井校	長井市	小・中	
	西置賜校	長井市	高	
	山形県立ゆきわり養護学校 ◇	上山市	幼・小・中・高	肢体不自由
	山形県立鶴岡養護学校 ☆◇	鶴岡市	小・中・高	知的障がい
	おひさま分教室	鶴岡市	小・中	病弱
	山形県立新庄養護学校 ☆◇	新庄市	小・中・高 <sup>*</sup>	知的障がい
	山形県立村山特別支援学校	山形市	小・中・高	知的障がい
	山形校	山形市	小	
	天童校	天童市	小	
	山形県立楯岡特別支援学校	村山市	小・中・高	知的障がい
	寒河江校	寒河江市	小	
	大江校	大江町	中・高	
	山形県立上山高等養護学校 ◇	上山市	高	知的障がい
	山形県立鶴岡高等養護学校 ◇	鶴岡市	高	知的障がい
国立	国立大学法人 山形大学附属特別支援学校	山形市	小・中・高	知的障がい

☆訪問教育実施校

◇寄宿舎設置校

※高等部就労コース設置校

## Ⅶ 学校全体で取り組むこと

### 1 学校における体育・健康に関する指導

これからの社会を生きる児童生徒に、健やかな体の育成を図ることはきわめて重要なことです。体力は、人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」を支える重要な要素です。児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

そのため、幼い頃から体を動かしたり、運動やスポーツに親しんだりするなど、「する、みる、支える、知る」といった生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していく資質・能力を育成することが重要です。また、心身の健康の保持増進のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の充実が必要です。さらに、子供の生活の安全・安心に対する懸念が広まっていることから、安全教育の充実も必要です。

こうしたことから、体育・健康に関する指導について、新しい学習指導要領の総則第1章第1の3では、次のように示されています。

【H29.3 告示 中学校学習指導要領（中学校の場合）】

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しています。

さらに、このような体育・健康に関する指導は、体育科・保健体育科の時間だけではなく、家庭科、技術・家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校教育活動全体を通じて行うことによって、一層の充実を図ることができます。

つまり、学校における体育・健康に関する指導は、右の図1のように教科「体育・保健体育」の授業を中核とした、三つの層をなす活動が相互に関連をもってこそ効果が期待できるといえます。

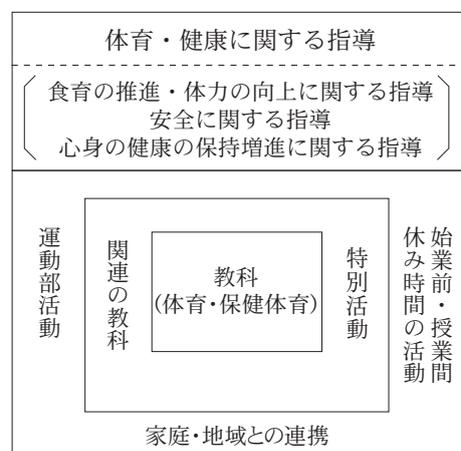


図1

## ◇体育・健康に関する指導を効果的に進める

地域や学校の実態及び児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切です。

なお、中学校と高等学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任されてしまうおそれがあります。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切です。

### (1) 体育に関する指導

児童生徒の体力は、低下傾向に概ね歯止めがかかってきてはいるものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると基礎的運動能力が依然として低い状況にあります。また、積極的に運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向や小学校低学年においては、運動をしない児童の割合が高い状況にあることが認められています。

このような状況を踏まえ、体育に関する指導については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。

このため、教科としての体育科・保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足や集会などの特別活動や運動部活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められています。

## ◇体力の向上に向けた取組のポイント

学校における体力の向上に向けた取組みとしては、小学校低学年からの体育、保健体育科の授業の充実とともに、県内各学校で主体的に取り組まれている特色ある体力づくり（1学校1取組）を推進・充実させることが考えられます。その際、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や、山形県体力・運動能力調査等を用いて児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的継続的に指導することが必要です。また、保護者や地域に対して積極的にその取組みを発信し、理解や協力を得ながら体力向上と運動習慣の日常化を図っていけるよう、「学校・家庭・地域」が一体となった取組みが重要です。

本県では、「次代を担う子どもの元気アップ推進事業」を実施しています。この事業により、各学校は、小・中学校の体育授業や体育的行事等に地域のスポーツ人材を活用して、児童生徒の体力の向上や運動への動機付けを効果的に図ることができます。

なお、「山形県体力・運動能力調査システム」を利用することにより、各学校で児童生徒の体力・運動能力の現状把握と分析を的確に行うことができます。

「山形県体力・運動能力調査システム」

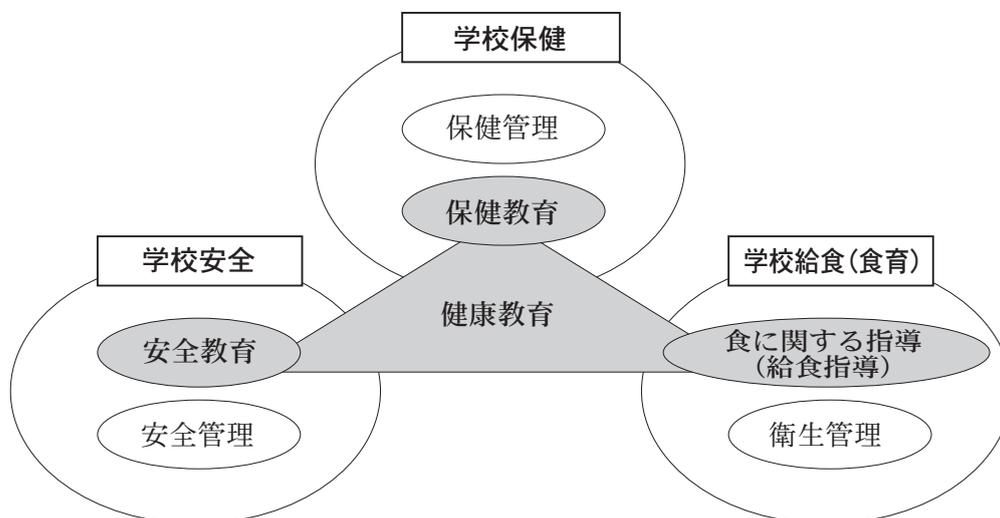
<http://www.spo-net-yamagata.com/tairyoku/>

## (2) 健康に関する指導

### ア 健康教育とは

健康教育とは、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育です。(昭和63年7月文部省体育局長通知)

#### 【学校健康教育の領域】



～保健体育審議会答申：平成9年9月～

学校においては、学校保健・学校安全・学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図っていますが、とりわけ教育指導面においては、保健教育、安全教育及び給食指導（食育）などを統合した概念を健康教育として整理し、児童生徒の健康課題に学校が組織として一体的に取り組む必要があります。

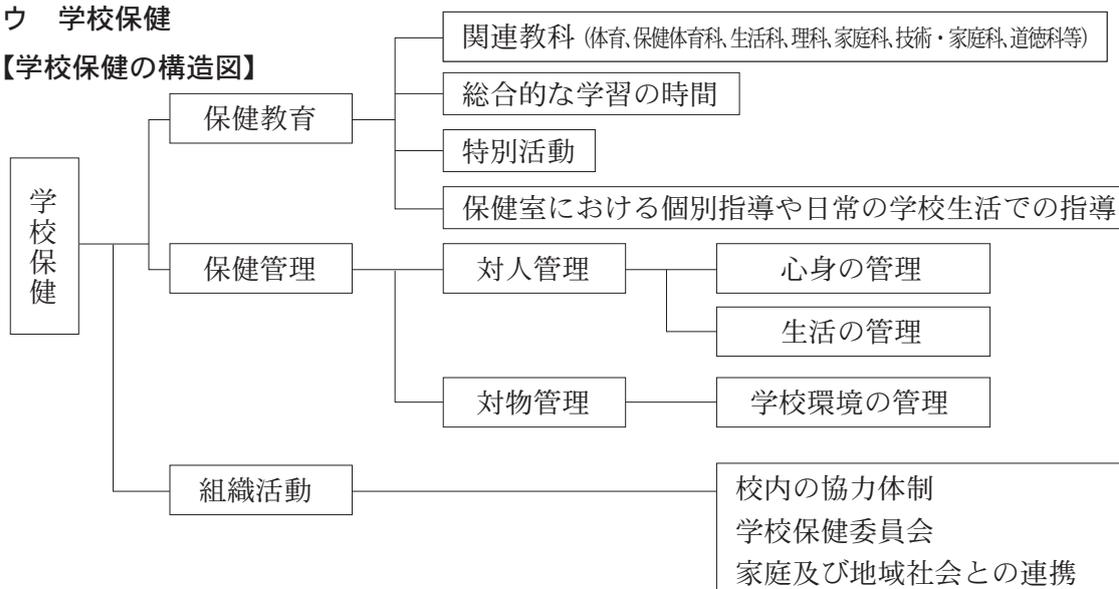
### イ 健康教育の進め方

健康教育は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から、学校においては「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する指導の全体計画」など、各分野の計画と学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導を行う必要があります。また、児童生徒の発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて組織的・計画的に行います。その際、自分自身の生活習慣や心身の状態などに気付き、健康課題を自ら解決していく態度や安全に行動できる態度を児童期の早い段階から育成することが必要です。

また、学級担任は、個々の児童生徒の特性を十分に理解し、健康状態の日常的な観察により、問題の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒の個別指導を押し進めていく必要があります。特に、心や体の健康に悩みや不安をもつ児童生徒については、学校内の専門性を有する教職員や学校外の専門家と連携を図り、適切な指導の充実を図ることが重要です。

## ウ 学校保健

### 【学校保健の構造図】



#### ◇保健教育

児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることです。

#### ◇保健管理

学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校における感染症・食中毒の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置などの活動を通して、児童生徒の健康の保持増進を図ることです。

### ① 心の健康問題への対応

#### ア 教科における指導

心の発達や心身の相関関係、自己形成などの内容について、小中高の体育科、保健体育科でそれぞれの発達段階に応じた指導をします。

#### イ 健康相談の充実

学級担任や養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが連携しながら適切に対応する必要があります。

#### ウ 健康観察の充実

日常の健康観察を重視し、子供の心の問題の早期発見、早期対応に努め、適切に関わっていく必要があります。

### ② 薬物乱用問題への対応

学校においては、保健教育の中で、薬物乱用防止教室を行ったり、地域社会が一体となったりして、この問題に取り組んでいくことが大切です。

### ③ 学校における性に関する指導

性に関する指導を進めるに当たっては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること、保護者や地域の理解を得ながら進めること、個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、教職員の共通理解を図り、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を実施することなどに留意する必要があります。

#### ④ アレルギー疾患・感染症への対応

教職員等の学校関係者が、ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギー疾患及び感染症（食中毒を含む）について、正しい知識を持って共通理解のもと適切に対応することが大切です。また、新型コロナウイルス感染症への対応では、基本的な感染予防対策及び児童生徒の健康観察の徹底などの必要な対策を講じることが大切です。

#### ⑤ 学校環境衛生問題への対応

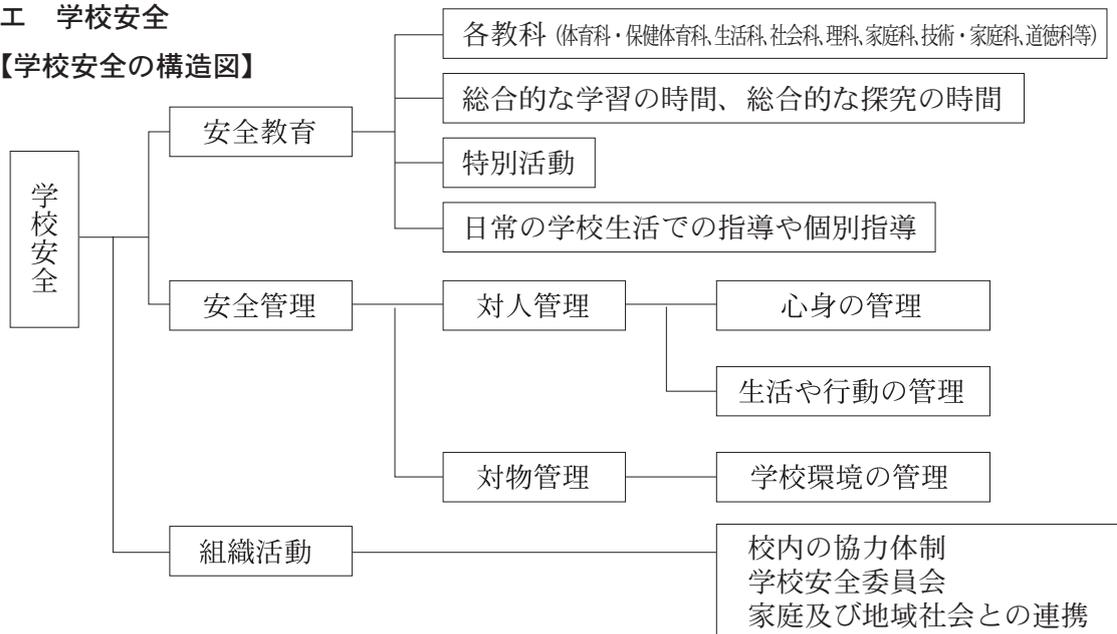
学校の全教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、それぞれの職務の特性を生かし、計画的に学校環境衛生活動を行うことが大切です。

#### ⑥ がん教育への対応

保健教育において、がんについて正しく理解すること、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることが大切です。

### エ 学校安全

#### 【学校安全の構造図】



#### ◇安全教育

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定・行動選択ができるようにすることや、当面しているあるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を図ることです。

#### ◇安全管理

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることです。

#### ① 危険予測・危険回避能力を育成する安全教育の推進

生涯を通じて安全な生活を送るために、児童生徒一人一人に日常の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避する能力を育成する必要があります。生活安全（不審者対応）、交通安全、災害安全（学校安全の三領域）に関する訓練や指導は、各学校で策定されている学校安全計画に基づき計画的に実践することが重要です。

## ② 学校における児童生徒の安全確保対策の確実な実施

学校は、児童生徒が安全で安心して、学習を行うことが求められる場所であり、学校において、その安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。学校安全の三領域の観点から安全点検を計画的かつ継続的に行うとともに、各学校で作成した危機管理マニュアルを定期的に検証することが大切です。

## ③ 地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する体制の整備や関係機関との連携

通学路を含め学校内外における児童生徒の安全を確保することが求められている中、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備を図るとともに、警察官等の協力を得て実践的な対処方法を身に付けさせる防犯教室、交通安全教室等の開催など関係機関と連携した安全教育がこれからますます重要となります。

### 《事故への対応》

万一事故が発生した場合には、各学校で作成されている危機管理マニュアルに基づき、生命の危機を防ぐための迅速で適切な対応が要求されます。校内・校外を問わず様々な緊急時の場面において、その場に遭遇した教職員が応急処置を含めどのように対応すべきか共通理解をしておく必要があります。併せて、負傷者がいた場合の、保護者への連絡、学校医・専門医との連携、救急車要請等を含めた緊急時の体制を整備しておくことが大切です。（参考：事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例）

## オ 食に関する指導

学校における食育を進めるためには、給食の時間はもとより、各教科や道徳科、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要です。特に、学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子供に提供することにより、子供の健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、「生きた教材」として活用することができます。

### 【学校における食育の推進】

#### ① 食育とは

食育基本法（平成17年法律第63号）の中では、「食育」を次のように説明しています。

- (1) 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- (2) 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

#### ② 食に関する指導内容

山形県教育委員会では、「食育」を体系的に進めていく上で、次の点を重視しています。

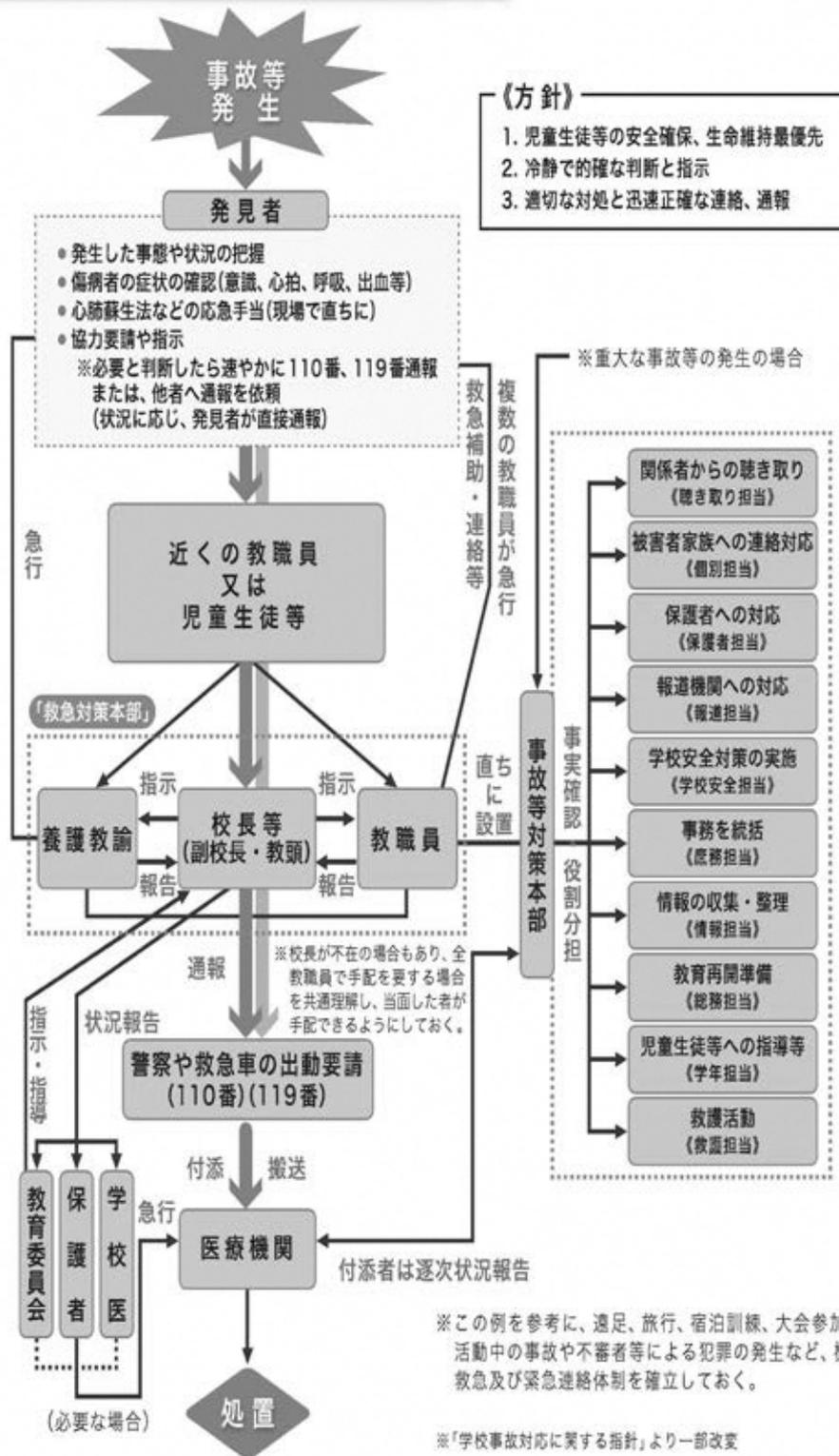
食育は、「食を通じた人づくり」である。

- ◇ 「こころ」づくり（豊かな心の育成、社会性の涵養）
- ◇ 「からだ」づくり（身体健康維持・増進）
- ◇ 「おこない」づくり（自己管理能力の育成）

#### ③ 朝食摂取率向上にむけて

望ましい食習慣を身につけるためには、1日のスタートである朝食は不可欠です。生活習慣病の低年齢化を防止するためにも、栄養教諭等を中心に学校全体で朝食の大切さを周知、指導していくことが大切です。

# 事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



学校の危機管理マニュアル作成の手引  
(平成30年2月：文部科学省作成)

## 2 キャリア教育

### (1) キャリア教育の方向性

平成29年3月31日告示の小学校及び中学校学習指導要領と平成30年3月30日告示の高等学校学習指導要領総則には、キャリア教育の充実を図ることが明記されました。

今回の学習指導要領改訂の背景には、日本社会の様々な領域において急激に進行している構造変化があります。特に産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結しています。そういった状況により、子どもたちが将来に不安を感じ、学校での学習に自分の将来や社会との関係で意義が見いだせないことから、学びへの意欲が湧かず、内発的な学習習慣が確立していないといった状況も指摘されています。このことは繰り返し公表される国際的な調査結果でも明らかであり、その状況改善に向け、キャリア教育の充実が謳われました。

平成20年12月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を諮問し、平成23年1月に答申がまとめられました。本答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と新たに定義付け、キャリア教育を通して中心的に育成すべき力として「基礎的・汎用的能力」を提示しています。平成30年6月には「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、今後5年間（～令和4年度）に取り組むべき教育政策の目標の一つとして「社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成」が明示され、「各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進」が挙げられています。

こうした状況に鑑み、子どもたちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。

#### ◇キャリア発達とは

**社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程**

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日)

子供の心と体は、発達の階段を一步一步上りながら成長します。そうした発達過程にある子供たち一人一人が、それぞれの段階に応じて、適切に自己と「働くこと」との関係付けを行い、自立的に自己の人生を方向付けていく過程、言い換えると「自己の知的、身体的、情緒的、社会的な特徴を一人一人の生き方として統合していく過程」が「キャリア発達」です。

#### ◇キャリア教育で育成すべき力ー「基礎的・汎用的能力」とはー

平成23年1月の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」で示された、「基礎的・汎用的能力」は、以下の「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成されます。

##### ○ 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝え

ることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

ことができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

○ **自己理解・自己管理能力**

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。

○ **課題対応能力**

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

○ **キャリアプランニング能力**

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

(2) **キャリア教育の目標**

キャリア教育の目標設定に当たっては、キャリア教育の定義を踏まえるとともに、「基礎的・汎用的能力」の育成に十分配慮しつつ、地域、学校の特色や児童生徒の実態に即して、入学から卒業までを見通してどのような力を育成するのかを具体的に定めることが重要です。またキャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面を持ちながら段階を追って発達していくことを深く認識し、子供たちがそれぞれの発達の段階に応じ、自分自身と働くことを適切に関係付け、それぞれの発達の段階における発達課題を解決できるような取組を展開します。各学校においては、以下に示すような小学校・中学校・高等学校それぞれのキャリア発達段階と発達課題の特質を踏まえた目標の設定に十分配慮します。

**ア 小学校におけるキャリア教育の目標**

キャリア発達段階：進路の探索・選択にかかる基盤形成

キャリア発達課題：○自己及び他者への積極的関心の形成・発展

○身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上

○夢や希望、憧れる自己のイメージの獲得

○勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成

① 家庭、学校、地域での諸活動の中で、自分の役割を果たすこと等を通して、自分のよさに気づき、自分のよさを伸ばしていくとともに、友達のよさや考えも認め、互いに協力して学習や活動に取り組むことができる。

② 家族の職業に触れる活動等を通して、身近な人の仕事や職業を知り、生活と職業とのかかわりや自分の将来について、イメージを持ち考えることができる。

③ 家庭での手伝いや学校での係活動・体験活動等を通して、働くことの大切さを知るとともに、仕事における役割の必要性和自分の仕事に対しての責任を理解することができる。

④ 「将来どんな人になりたいか」「大きくなったらどんな仕事に就きたいか」等の夢や希望を膨らませ、素直に自己の将来を設計し、生活・学習の課題を自分の力で解決していく等、物事に対して前向きに取り組むことができる。

## イ 中学校におけるキャリア教育の目標

キャリア発達段階：現実的探索と暫定的選択

- キャリア発達課題：
- 肯定的自己理解と自己有用感の獲得
  - 興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成
  - 進路計画の立案と暫定的選択
  - 生き方や進路に関する現実的探索

- ① 家庭、学校、地域での諸活動の中で、他者（学校内、学校外の人）とのかかわりを通して、肯定的な自己理解や、自己有用感を獲得するとともに、自他を尊重した豊かなコミュニケーション能力を身に付けることができる。
- ② 職業や進路に関する多くの情報を主体的に収集するとともに、必要な情報を選択、活用して、多様な職業の世界を知り、自分の生き方や進路に関する現実的な探索を積極的に行うことができる。
- ③ 職場体験学習や上級学校調査等を通して、働くことの意義や働く人々の生き方、職業の社会的な役割を知るとともに、学ぶことと生活や職業との関連、今学習していることの必要性や意味を理解することができる。
- ④ 将来の夢や希望の実現に向け暫定的な進路計画を立案し、その実現のために生活や学習の充実に努め、自覚を持って進路を選択できる等、主体的に生きる力を身に付けることができる。

## ウ 高等学校におけるキャリア教育の目標

キャリア発達段階：現実的探索・試行と社会的移行準備

- キャリア発達課題：
- 自己理解の深化と自己受容
  - 選択基準としての職業観・勤労観の確立
  - 将来設計の立案と社会的移行の準備
  - 進路の現実吟味と試行的参加

- ① 将来設計を明確化し、主体的な選択基準となる勤労観、職業観を確立することができる。自己理解を一層深め、自己の能力や適性を理解し伸長させるとともに、他者との交流をとおして多様な価値観を知り、自己の成長を図ることができる。
- ② 情報収集能力や情報活用能力を高め、社会の動きを知り、社会に対する関心を高めることができる。また、職業や上級学校に関する情報を収集・検討し、社会のニーズや就業機会を知るとともに、自己の進路を具体的に選択し、自己の希望や能力・適性に照らした的確な将来設計をすることができる。
- ③ インターンシップやオープンキャンパス等の試行体験活動を通して自己の生き方を見つめ直し、働くことや学ぶことの意義を再確認する。現実の世界をしっかりと認識し、将来の生き方や職業を選択することができる。
- ④ 将来設計を具体化するための進路計画を立案し、積極的に試行することができる。また、進路選択はキャリア形成の第一歩であることを認識し、将来にわたって仕事と個人生活との両立を図りながら、自己実現を図ることができるよう、長期的な視点をもつことができる。

### (3) キャリア教育の推進

#### ア 基本的な方向性

- 特別活動の学級活動・ホームルーム活動を要としつつ、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としてのカウンセリング等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて実施すること。
- 特に日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大事にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育成すること。
- キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、児童生徒の学習意欲を喚起すること。

#### イ 学校における具体的な方向性

- 学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進
- 職場体験活動や（アカデミック）インターンシップ等の職業に関する体験活動の充実
- 学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進
- 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の活用

#### ◇「キャリア・パスポート」とは

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。

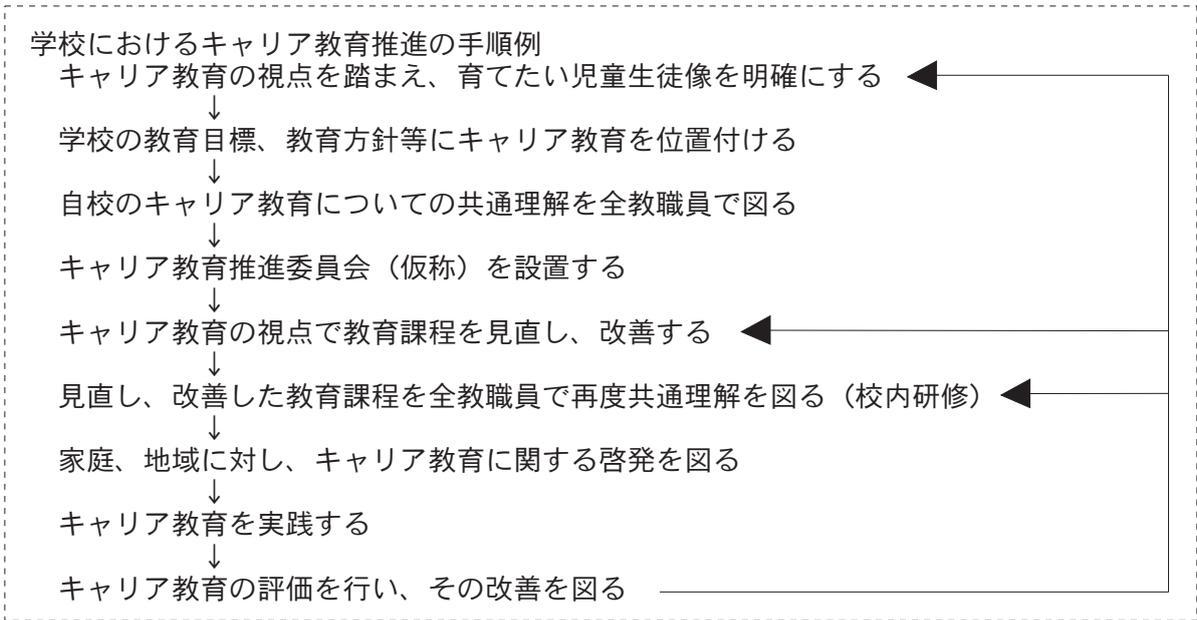
平成31年3月には「キャリア・パスポート」の例示資料及び指導上の留意事項が示されました。文部科学省では、例示資料等を参考に、都道府県教育委員会等、各地域・各学校の実態に応じ、柔軟な工夫を行いながら、令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施することと示しています。

#### ウ 校内組織の整備

キャリア教育の推進のためには、各学校が目標及び育成したい能力や態度、教育内容・方法などについて決定していかなければならないので、以下を意識して取り組みます。

- ① キャリア教育の教育的意義について、全教職員間の共通理解を図ること
- ② 教育課程における位置付けについての考えを全教職員に示すこと
- ③ 実施に向けて、例えば「キャリア教育推進委員会」等の校内組織を整えること
- ④ 委員会等を機能させ、全教職員が互いに連携を密にし、キャリア教育の指導計画を作成し、円滑な実施に努めること
- ⑤ 家庭、地域、各種団体、さらに教育委員会など学校関係者、外部の人材による支

援、さらには学校の設置者からの、推進に必要な施設・設備など予算的な支援も必要なので、自校のキャリア教育の目標や教育内容、実践状況などについて積極的に情報発信し、広く協力を求めること



## エ カリキュラムの編成

キャリア教育はそれぞれの学校段階で行っている教育活動全体を通じて取り組むものなので、各学校では、日常の教育活動の中で育成してきた能力や態度について、キャリア教育の視点から改めてその位置付けを見直し、教育課程における明確化・体系化を図りながら点検・改善していくことが求められます。キャリア教育を学校全体で推進するためには、キャリア教育の全体計画やそれを具体化した年間指導計画、各教科・科目等との関連と単元の指導計画の作成、評価まで盛り込んだカリキュラムの編成を行います。  
 〈全体計画に盛り込むべき項目の例〉

- ① 必須の要件として記すべきことから
  - ・各学校において定めるキャリア教育の目標
  - ・育成すべき能力や態度〈基礎的・汎用的能力〉
  - ・教育内容と方法
  - ・各教科・科目等との関連
- ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すことから
  - ・学習活動
  - ・指導体制
  - ・学習の評価
- ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えることから
  - ・学校の教育目標
  - ・当該年度の重点目標
  - ・地域の実態と願い
  - ・児童生徒の実態
  - ・教職員の願い
  - ・保護者の願い
  - ・校区（通学区）小中学校との連携
  - ・近隣学校との連携

### 〈年間指導計画作成の手順例〉

- ① 各学校の児童生徒の学年等に応じた能力や態度の目標を決定する。
- ② キャリア教育の全体計画で設定したそれぞれの能力や態度の目標に基づき、各学校の年間行事予定、学年別の年間指導計画に記載する内容を検討する。
- ③ 各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組み等を相互に関連付けた指導計画を作成する。
- ④ それぞれの能力や態度の到達目標に応じた評価の視点を設定し、明確化する。

### 〈年間指導計画作成の留意点〉

- 各学校の児童生徒の実態や発達段階に応じた目標や内容にする。
- 各教科・科目、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組等、それぞれのねらいや内容を踏まえて関連付けを図る。
- 児童生徒のキャリア発達を支援できるよう、具体的で系統的なものとする。
- 各教科・科目、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の学習指導要領との関連を図る。
- 評価の視点等を考慮し、評価方法を検討する。
- 家庭や地域、学校間の連携を考慮する。

※特に学習指導要領との関連を図る際は、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが作成した『「キャリア教育」資料集（平成21年度増補版）』等を参考にしたい。

### オ 家庭・保護者、地域・事業所・産業界等、学校間（異校種間）との連携

キャリア教育を推進するに当たっては、学校が児童生徒の生活時間の多くを占める家庭と積極的にかかわりを持ち、共に連携・協力をして進めることが重要です。また、キャリア教育を十分に展開するためには、地域・社会、企業、職能団体や労働組合等の関係機関、NPOなど、学校外の教育資源を有効に活用した連携も必要不可欠です。キャリアを形成していく方法等について専門的な知識や情報をもっている保護者、社会人、職業人などから直接学ぶ機会をもつこと、地域探索、事業所訪問、職場体験活動、インターンシップ、企業訪問や上級学校の体験授業など、体験的な活動を行うことで、児童生徒の中に社会人として必要な自立性や社会性が育まれ、産業構造や雇用形態、進路をめぐる環境の変化などについての理解が深まります。

また、一人の人間の成長を考えたとき、幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校や大学などの上級学校への移行には連続性があるので、キャリア教育上の連携は、必要不可欠です。学校間（異校種間）で連携し、教育活動についての共通理解を図ることで、児童生徒にとっての時系列（幼保・小・中・高・大など）を意識した、キャリア教育を推進することができます。

### カ キャリア教育を推進する指導力の向上

キャリア教育を推進する上で重要なのは、指導する教員のカリキュラム編成・運用能力、そして授業での指導力です。さらに、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、特色ある学習活動を生み出していく構想力も必要です。また、キャリア教育は、教員がチームを組んで互いに持ち味を発揮して指導に当たることによって、児童生徒の多様な学習状況に対応できるのであり、各学校では、教員全体の指導力向上を図る必要があります。したがって、教員研修、中でもとりわけ校内研修を充実させることが極めて重要です。

〈校内研修の一例（研修のテーマとねらい）〉

- キャリア教育の意義
  - ・各学校におけるキャリア教育の意義を理解する。
  - ・キャリア教育の推進に不可欠な教職員全体の意識を高める。
- キャリア教育の目標の設定
  - ・自校の児童生徒におけるキャリア発達上の課題、育成したい能力や態度を明らかにし、キャリア教育の目標を設定して、目指す児童生徒像を明確にする。

- ・明らかにされた育成したい能力や態度と各教科等の関連を考え、全体計画、年間指導計画などを作成する。
- キャリア教育の視点に立った授業づくり
  - ・各教科等の単元指導計画や一単位時間の指導計画を作成する。
  - ・授業研究により、指導力の向上を図る。
- 家庭や地域との効果的な連携
  - ・家庭や地域のキャリア教育に対する理解を促進する手立てや、学校の特性を生かした効果的な連携の進め方を話し合う。
- キャリア・カウンセリング
  - ・基本的なカウンセリング能力、コミュニケーション能力を高める。

#### (4) キャリア教育の評価

各学校におけるキャリア教育の実践が、教育目標を達成し、より効果的なものになるためには、適切な評価を行うことが大切です。評価の目的は、児童生徒の成長や変容を把握することであり、その評価に基づいて取組の改善につなげることです。したがって、キャリア教育の評価には、児童生徒の成長や変容に関する評価と教育活動としてのキャリア教育全体の評価の視点が必要となります。

各学校は、自校の目標及び育成する能力や態度、教育内容・方法等との関係から、児童生徒にどのような力が身に付いたのか、その育成のための教育活動は効果的であったか、指導計画は適切であったかなど、多面的に評価することが必要です。また、評価に当たっては、「終了時の評価」として行う目標の達成状況の評価だけでなく、「実践過程での評価」も重要です。前もって計画した活動が、効果を上げつつあるかどうか、予想しなかった問題や課題が起きていないかなどを確認し、必要な場合には計画の修正を考慮することなども大切です。

評価を実施するプロセスとしての、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけるPDCAサイクルで、キャリア教育の全体計画等の妥当性や有効性等を適切に評価するとともに、その評価を改善に結び付け、次期の計画等へ反映させていくことが重要なのです。

評価の方法としては、教師が通知表や指導要録などに記載し証明するとともに、常に児童生徒の学習状況の評価します。そのことにより学校の指導計画と自らの学習指導の改善に役立てること、一方で、児童生徒が評価を生かして自らの学習の改善に役立てることの二つが重視されます。さらに、児童生徒自身が自らの学習活動の過程や成果を振り返る機会も大切です。そのためにも、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の活用を積極的に活用していきたいと考えます。

また、評価に当たって教師は、指導計画に定めた目標や学習のねらいにそって、児童生徒一人一人の到達度を評価し、キャリア発達の程度を把握しておくことが求められます。その際、児童生徒のキャリア発達の速度や様相には個人差があり、環境による影響も考えられること、個々の児童生徒の状況や学校・地域によって設定する目標も多様であることに留意する必要があります。さらに、指導と評価の一体化を進めるためには、キャリア教育の視点を踏まえた授業、活動の一層の充実を図ることが望まれます。

《参考・引用》文部科学省『小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き』（平成23年）

### 3 読書活動の推進

読書活動は、児童生徒が言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となるものです。

本県では、「第6次山形県教育振興計画」において、読書活動に関する理解と意義の普及とともに、学校・家庭・地域を通じた社会全体での読書活動の推進に取り組んでいます。さらに、「第3次山形県子ども読書活動推進計画」において、次の三つの柱を基本方針とし、日々読書活動の推進に取り組んでいます。

- 1 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

ここでは、学校における読書活動の充実を図るための読書指導の進め方や、学校図書館の役割と機能について述べます。

#### (1) 読書指導の進め方

学校における読書指導は、学習の基盤となる資質・能力である言語能力の向上や主体的な読書態度の育成を目指して、教育活動のあらゆる機会においてなされる必要があります。

学習指導要領総則において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」と記されています。国語科では、目標に「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる」ことが示されており、児童生徒の読書に向かう基礎的態度を育てる大きな役割を担っています。また、学校の教育活動全体において読書活動の充実が図りながら意図的・計画的に指導していくことが求められています。

授業における配慮はもちろんのこと、児童生徒が優れた図書に触れる環境をつくるのが大切です。また、地域や保護者の協力を得て「読み聞かせ」を行ったりするなど、家庭や地域と連携した取組も必要です。

#### (2) 学校図書館の役割と機能

学校図書館には、次のように三つの機能が期待されています。

##### ア 読書センターとしての機能

児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む。

##### イ 学習センターとしての機能

児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする。

##### ウ 情報センターとしての機能

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする。

学校図書館は、児童生徒の知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えることが大切です。図書資料のほか、電子資料等も整備し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備える必要があります。また、各教科等において学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させていくことも大切です。指導に当たっては、司書教諭を中心に教職員が連携した取組を行うなど、学校図書館をいっそう有効に活用する教育活動の展開が求められます。

## 4 教育情報の管理と配慮事項

### (1) 著作権（知的財産権）

著作権とは、作ったもの（著作物）を他人に勝手にコピーされない、そして勝手に改変されない権利です。

特に教員は、教育現場での特例を示している「著作権法第35条」について、しっかりと認識し、拡大解釈することのないよう慎重に対応する必要があります。

この著作権法第35条では、「学校その他の教育機関における複製等」は、授業を担当する教員や児童生徒が授業の過程の中で著作物を使用する目的であるならば、必要と認められる限度で著作物を複製できることが述べられています。つまり、公開されている著作物等（画像や文章等）を複製し授業で利用する場合は、授業を担当するクラスの生徒数分を限度に、必要部数を複製し、授業で利用することができることとなります。この場合、著作者に連絡して了解を得たり、複製物の中に著作者や出典、URL（Webページのアドレス）等を明記するのがエチケットです。

なお、コンピュータソフトウェアや市販されているワークブック、ドリル問題集等には、著作権法第35条の適用はほとんど認められていませんので注意が必要です。

### (2) 個人情報の保護

学校には、児童生徒をはじめとした多くの個人情報があり、常にその保護の重要性を認識し、適正な管理に努めていかなければなりません。

例えば、職員室の机の上に児童生徒の個人情報を無造作に置くことがあってはなりませんし、テストの採点中に席を立つ場合には見られないような配慮が必要です。

個人情報の取扱いについては、次の点に留意するとともに、児童生徒にも適切な取扱いについて指導していくことが必要です。

- ① 利用目的を明確にして、その目的の範囲内で取り扱い、むやみに第三者に提供してはならない。
- ② 個人情報の収集は、原則として本人から取得し、適法かつ適正な方法で取得する。
- ③ 漏洩や改ざんなどがないように、安全措置を講じる。
- ④ 取扱いに関する責任の所在を明確にし、開示・訂正などの取扱いに対応できる透明性を確保する。

### (3) 学校における情報セキュリティ

学校における教育情報の取扱いには、教育委員会や各校で定めた規則（情報セキュリティポリシー）に従い、適切に管理することが求められます。

具体的には、個人情報の漏洩を防止する観点から、校務で使用するコンピュータや扱うファイルについてはIDやパスワードの設定を確実に実行し利用すること。また、常に最新のウィルスパターンに更新をして対策を講じていくこと。そして、万が一のために、定期的にデータのバックアップを取ることを日頃から徹底することが必要です。さらに、USBメモリなどの取扱いは規則に従い、慎重かつ確実に取り扱わなければなりません。

個人情報の流出や紛失は、個人に実害が及ぶ恐れがあるのはもちろんのこと、教育への信頼を損なうことにもなります。

#### －著作権法第35条－

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

## 5 部活動

### (1) 部活動の位置付け

中学校及び高等学校教育において大きな役割を果たしてきている「部活動」については、平成28年12月の中央教育審議会の答申において、「教育課程の外の学校教育活動としての位置付けを維持しつつ、少子化の進展や教員の負担軽減の観点を考慮して、将来にわたって持続可能な在り方を検討することが求められる。学校教育活動の一環として、関係教科等と関連付ける視点、休養日や適切な活動時間の設定などバランスのとれた生活や成長への配慮を行うとともに、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築することが不可欠である。」との指摘がなされ、新学習指導要領（中学校：H29.3告示）にはその意義や留意点等が明記されました。

【新学習指導要領「教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連」中学校：総則第1章第5の1のウ】

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

#### ア 意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。

#### イ 留意点

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにします。

#### ウ 配慮事項

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにします。

なお、各学校が部活動を実施するに当たっては、上記のことや、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月山形県教育委員会）及び「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」（令和元年7月山形県教育委員会）を参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意しましょう。

## (2) 本県の基本方針

部活動運営の方針として、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月県教育委員会）及び「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」（令和元年7月県教育委員会）を通知しており、県立学校にあってはこの方針に、市町村立中学校にあっては、各市町村教育委員会の方針に則り、各学校が策定した学校の方針を遵守して部活動を計画し指導にあたるのが大切です。

【「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」(H30.12県教育委員会)

「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」(R1.7県教育委員会)より抜粋】

	中 学 校	高 校
休養日	平日1日以上、土日（週休日）1日以上	
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度	
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設けること	
始業前練習	禁 止 *ただし、事情により校長が認めた場合は上記活動時間を超えない範囲で可	記載なし
保護者会主催の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	記載なし
*運動部 部活動を補完するクラブ 等の練習会	部活動の活動時間と合わせて上記基準を遵守すること	記載なし
*文化部 部活動と同様の「地域芸術 文化部関係団体」の活動	部活動の活動時間と合わせて上記基準を遵守すること	記載なし

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた部活動の実施について（令和2年12月現在）

部活動については、当面の間、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver.4）」に基づく感染症対策を講じながら、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に則った活動とすることとしています。

活動に際しては、感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた部活動について、気を緩めることなく実施していく必要があります。

また、ガイドラインに示されている「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要です。

なお、県内の感染の状況等を踏まえ、ガイドラインの内容を変更する場合は、その都度県教育委員会から通知しますので、通知に則って活動するようにしてください。

## (4) 文部科学省が示す部活動改革について

文部科学省から令和2年9月1日付けで「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示されました。これは国の部活動ガイドラインで示した「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策（下記ア、イ）を令和5年度から段階的に実施できるよう示したものであり、上記(1)に示した部活動の意義を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動の実現と教員の負担軽減の両立を目指すものです。

山形県においても、国の方針を踏まえ、部活動改革について検討を進めていく予定です。

ア 休日の部活動の段階的な地域移行

イ 合理的で効率的な部活動の推進

## VIII 家庭・地域との連携

学校の教育活動では、家庭教育・地域活動と連携して推進することで、児童生徒の一層の成長・発達が期待できます。ここでは教師として特に大事にしたいポイントを述べます。

### 1 家庭との連携

#### (1) 保護者面談（学校での面談・家庭訪問等）

##### ア ポイント

- ・児童生徒の成長を共に支援するための信頼関係を築くことを目的に行う。
- ・児童生徒理解のために必要な情報（家族状況、保護者の思い、進路、友人関係、養育状況、他機関との連携状況など）を得る。
- ・学校への要望・意見や不安・不満等を十分聴き取る。
- ・学校の教育方針やきまり、教育活動、進路指導について丁寧に説明し、理解を得る。
- ・児童生徒の現状・課題（学習状況、学校・家庭生活、発達や心身の成長、進路など）について認識を共有する。
- ・学校と家庭の具体的な連携の内容（お互いができること・役割分担）を確認する。

##### イ 留意点

- ・面談の場所、時間、目的、人数、おおまかな流れと役割分担（複数で対応する場合）を事前に話し合っておく。急な面談の場合も、学年主任または管理職に面談を行う旨を伝え、目的・流れなどについて事前に許可を得る。
- ・学校で時間を決めて面談をする際は極力出迎える。出迎えが難しい場合は、事前に他の教職員に対応を依頼する。その際、学校として「来校する保護者の心理」に十分配慮する。
- ・家庭訪問の際は、約束の時間を厳守し、遅れる場合は速やかに事前連絡を行い相手の承諾を得る。訪問時間や目的には十分配慮し、失礼のないようにする。
- ・家庭状況や相談の内容（児童生徒・保護者からの依頼があった場合）に事前に目を通して把握しておく。面談の中で安易にプライベートな話題に触れないこと。
- ・学校の代表として面談に臨んでいることを忘れず、言葉遣いや話す内容、身だしなみ、マナーに配慮する。特に、信頼関係づくりの面からも、常に録音されている気持ちで言葉を選び、面談内容の守秘義務（上司への報告は除外）を遵守する。
- ・常に傾聴的な態度に徹して相手の心情理解に努める。記録を取りながらの面談を避け、報告等は事後にまとめる。面談内容は速やかに学年主任や管理職に報告すること。

#### (2) 保護者会（保護者懇談会）

保護者会は、時期やそのねらいによって学年保護者会、学級懇談会、進路研修会、臨時保護者会等、様々な形態で行います。学級担任にとっては、保護者と会うことのできる数少ない機会であるため、この機会を有効に活用することが必要です。ともに、児童生徒の成長を支えていく存在として、相談することに躊躇がない関係を築くことが大切です。また、学級経営の方針を伝え、理解と協力を得る機会でもあります。

例えば、年度の初めの学級保護者会では、4月の学級開きと同様に保護者との関係づくりを行います。担任が見本を示して自己紹介を行ったり、どの児童生徒にも共通する話題

で討論をしたり、その場を担当が調整し全体をまとめることによって、自らが保護者となつながらばかりでなく、保護者同士の関係づくりができるように意図した時間にします。

## 2 PTA活動

### (1) 結成の趣旨

PTAは「子供たちが正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任を分けあい、力を合わせて子供たちの幸せのために努力していくことが大切である」という結成の趣旨のもと、学校・地域と連携して子供たちのために活動する団体として全国に広まりました。

### (2) 組織と主な活動内容

PTAは保護者と教職員、地域の方々で構成されています。学校・学年・学級・地区などを単位として、各学校で必要な役割などを考慮して組織されます。

活動内容も学校によって様々で、子供たちにとって有益な活動をする他にも、教育への理解を深め、その振興を図るために研修会を行ったり、親睦を深めたりしています。

## 3 地域との連携

児童生徒の豊かな成長のためには、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を行うことが大切です。

子供たちが未来の創り手となるために求められている資質・能力を育んでいくことを目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域社会が持つ魅力的な人材=ヒト、施設や設備等=モノ、地域に伝わる文化、行事、地域の課題=コトを積極的に活用することが、児童生徒の人的な成長につながっていきます。

地域の人々との目標やビジョンの共有を図る手法としては、学校評議員会制度や学校運営協議会における熟議を通じた地域住民との意見交流があります。また、地域と連携した具体的な活動例としては、保育園や幼稚園との共同学習、子ども見守り隊による安全指導、地域の方の得意なことを生かした学習支援（ミシン、書道、地域史、伝統芸能など）、地元企業を巻き込んだ学習（キャリア教育、プログラミング学習など）、市町村の行政職員と連携した活動（公民館行事や地域イベントとのタイアップ、ボランティア体験など）が考えられます。

教師が心掛けるべきことは、地域の実態と現状を把握し、理解しようとする姿勢を持つとともに子どもを育てる対等なパートナーという意識を持つことです。さらに、自分自身が地域と触れ合い、様々な体験を通して人的な成長を続け、良好な人間関係を構築していくことが求められています。その際には、市町村教育委員会の社会教育主管課や地域学校協働本部（\*1）といった社会教育との連携を図ることが効果的です。

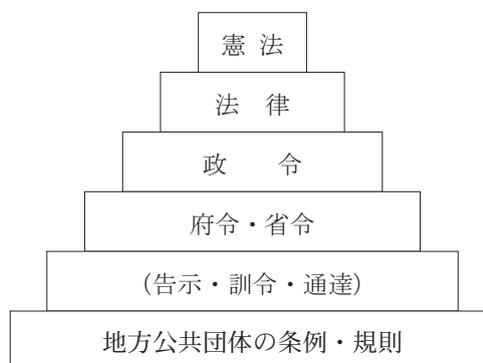
\*1 地域学校協働本部…従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成し、学校と地域が連携・協働する活動を推進する体制のこと。地域住民や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が中心となる。

## IX 資 料

### 1 知っておきたい教育関係法令

教育関係法令とは教育に関する法規範で、国の法律、政令、府令・省令、地方公共団体の条例、規則などを指します。憲法を頂点に重層構造をなしています。

国の法令では、憲法の内容を受けた教育基本法を基盤に学校教育、教育奨励、学校保健・環境、教育職員、社会教育、教育行政、教育施設などに関係する事項を定めています。これらを基にして、地方公共団体は条例、規則を定め法の正しい適用を図っています。



#### (1) 憲法と重要法規

##### ① 憲法

憲法は国の統治に関する根本原則を定めた103条からなる最高の法律です。特に、第26条は教育に関する条文で、教育を受ける権利を定めるとともに教育を受けさせる義務を定めています。

##### ② 教育基本法

教育に関する根本を定めた法律で、教育環境の変化に対応させて平成18年12月に約60年ぶりに改正されました。4章18条からなる法律です。教育の目的・理念が明示され、教育の実施に関する基本が規定されました。

##### ③ 学校教育法

学校制度と教育体系を基本的に規定した法律です。その下位法、すなわち学校教育法施行令及び学校教育法施行規則も大切ですから目を通しておく必要があります。

教育基本法の改正を受け、平成19年6月に大きな改正がありました。同時に教育職員免許法、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正されました。さらに、平成30年5月に一部改正されました。

##### ④ 地方公務員法

地方公務員の職制や身分取扱いに関する総合的な法律で、国家公務員法に準ずるものです。

##### ⑤ 教育公務員特例法

公立学校の教師に適用される法律で、初任者研修制度や研修についての規定があります。学校教育関係職員の資質の向上を図るため、平成28年11月に一部改正されました。

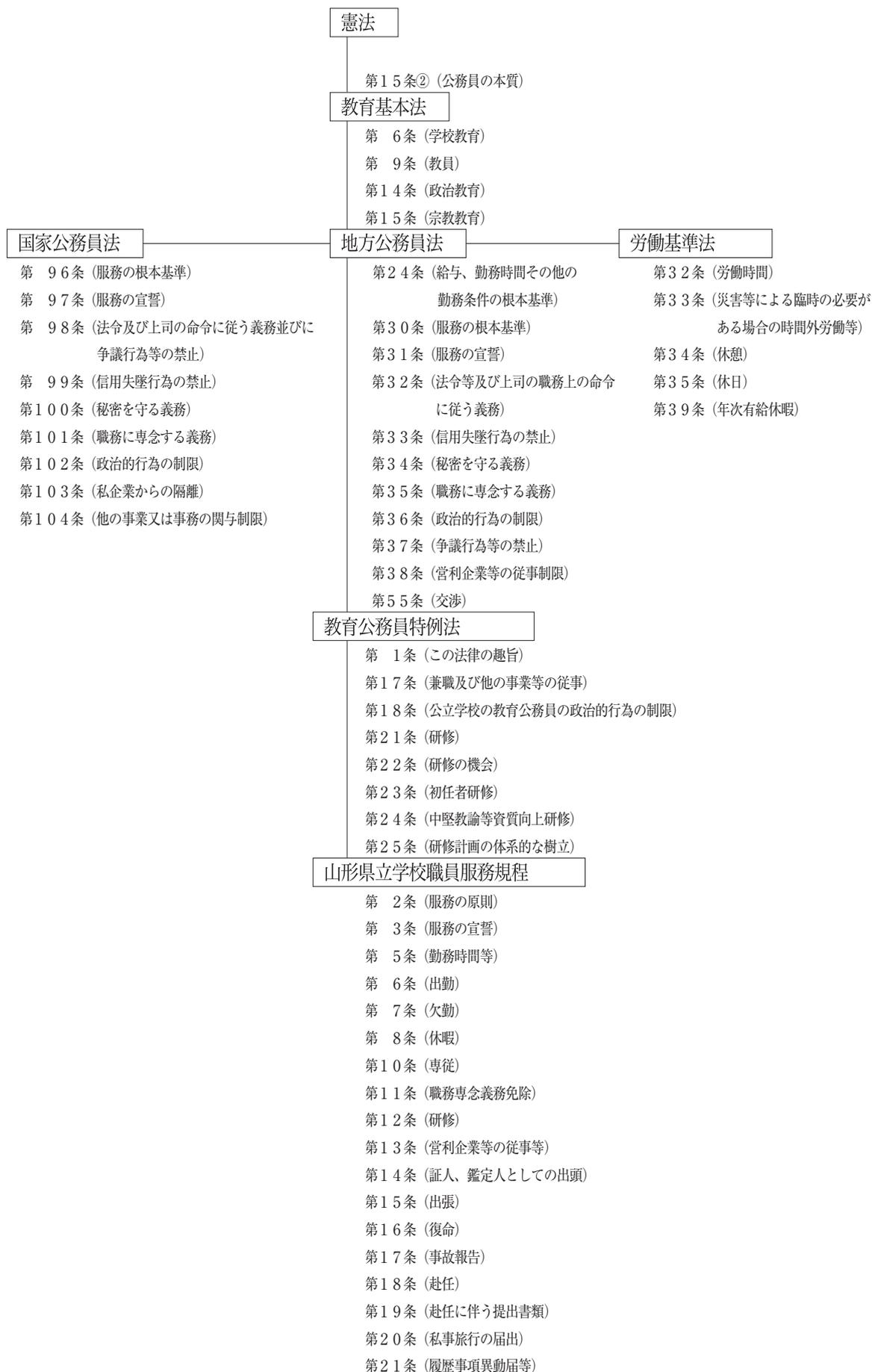
##### ⑥ 山形県高等学校管理運営規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、山形県教育委員会が所管に属する県立高等学校の管理運営の基本的事項について定めた規則です。

##### ⑦ 特別支援学校の管理運営に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、山形県教育委員会が所管に属する特別支援学校の管理に関し、基本的事項について定めた規則です。

## (2) 教職員の服務と関係法規



### (3) 教育課程編成と関係法規



## 2 山形県の教育の歩み（略年表）

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1868（明治1）		●五ヶ条の「御誓文」を發布
1869（＃2）	●本沢竹雲、上貫津村（現天童市）に格知学舎を創立	●「府県施政順序」を頒布し、小学校の設立を奨励
1871（＃4）	●興譲館内に洋学舎を創設 米沢県、宮内・小松・荒砥・宮・小国に郷学校を設置	●廃藩置県 ●文部省をおく
1872（＃5）	●学制により、置賜・酒田県は第7大学区、山形県は第8大学区に編入	●「学制」公布 ●文部省、「小学教則」及び「中学教則略」を公布
1873（＃6）	●小学校が多く設立される	●徴兵令公布
1875（＃8）	●山形県教員不足のため、小学仮伝習所を設立	●小学校の学齢、満6歳から14歳までとなる
1876（＃9）	●山形県、小学児童の入学を春2月、夏5月、秋8月、冬11月とする ●統一山形県の成立	●日本最初の幼稚園、東京女子師範学校に設立
1878（＃11）	●山形県師範学校を設立	●文部省、公立学校の開設認可権限を地方官に委譲
1879（＃12）	●これまでの教員の名称を廃止し、訓導・準訓導・授業雇に統一する	●「学制」を廃し、「教育令」を公布
1880（＃13）	●山形県師範学校の在学期間を2年半に延長前期2年を予科、後期半年を本科とする	●「集会条例」の公布 ●「教育令」の改正公布
1881（＃14）	●「小学校教員免許状授与規則」「学力検定法」を定める	●「小学校教則綱領」の制定 ●文部省、小学校教員心得を定める
1883（＃16）	●小学校教員に児童の発音矯正指導を指示	●文部省、小学校・中学校・師範学校の教科書採択につき、あらかじめ文部省の認可を必要とする旨を指示
1884（＃17）	●山形師範学校の中学科、独立して山形県中学校となる	●「中学校通則」を制定
1885（＃18）	●公私立学校の生徒集会取り締まりを通達	●「教育令」の再改正 ●内閣制度の創設
1886（＃19）	●県、「小学校教則」を制定し、9月学年開始の学年制を採用（実施は翌年から）	●「師範学校令」「小学校令」「中学校令」を公布 ●「教科用図書検定条例」を公布
1887（＃20）	●「簡易小学校（小学簡易科）教則」を制定	●「公私立小学校教科用図書採定方法」を制定
1888（＃21）	●各小学校に天長節・紀元節の祝賀式挙行を指示	●国歌「君が代」の制定を条約国に通告
1889（＃22）	●山形尋常師範学校、女子部を設置	●大日本帝国憲法・皇室典範を發布 ●市制・町村制施行 ●文部省、御真影を高等小学校に下付する旨通達
1890（＃23）	●県知事、教育勅語謄本を公私立学校に交付、勅語拝読式の挙行を訓令する	●第1回衆議院議員選挙 ●「小学校令」公布 ●「教育二関スル勅語」發布
1891（＃24）	●「御真影」「教育勅語謄本」を校内一定の場所に奉置するよう訓令	●「中学校令」を改正し、高等女学校を尋常中学校の一種とする
1892（＃25）	●鶴岡大督寺の私立忠愛小学校で給食が開始される	●教科用図書検定規則を改正し、検定基準を強化する
1893（＃26）		●文部省、女子就学の促進のために、小学校に裁縫科を設置するよう勧奨する
1894（＃27）	●山形県尋常中学校に農業専修科を設置	●「実業補習学校規程」を公布 ●「高等学校令」を公布

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1894 (明治27)	●西田川郡大山尋常高等小学校に本県最初の幼稚園が設置される	●日清戦争起こる
1895 ( " 28)	●山形県尋常師範学校に女生徒をおかないこととする	●文部省, 「高等女学校規程」を制定
1896 ( " 29)		●「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」を公布
1897 ( " 30)	●一時任用准教員の任用期限延期について訓令 ●米沢市立工業学校設立, 翌年, 県立に移管, 山形県工業学校と改称	●「師範教育令」を公布 ●文部省官制を改正, 実業教育局を新設
1898 ( " 31)	●小学校の学年を4月開始に改める ●「山形県小学校准教員養成所規則」を制定	●公立学校に学校医をおく
1899 ( " 32)	●「小学校裁縫科教員養成所規則」を制定	●「実業学校令」「高等女学校令」「私立学校令」を公布
1900 ( " 33)	●「小学校設備規程」を制定 ●北村山郡立農学校が山形県農学校と改称 ●山形市立高等女学校, 県立となり山形県山形高等女学校と改称	●道府県に視学官と視学, 郡に郡視学をおく ●「小学校令」の改正(義務教育年限を4カ年に統一, 義務教育の授業料を徴収しない)
1901 ( " 34)	●小学校の学期制を定める ●県立庄内農学校, 県立置賜農学校の設立	●「中学校令施行規則」「高等女学校令施行規則」を制定
1902 ( " 35)	●山形県女子師範学校の設立	●教科書疑獄事件起こる
1903 ( " 36)	●私立山形幼稚園の開設 ●私立米沢盲学校の設立	●「専門学校令」を公布 ●国定教科書制度の成立
1904 ( " 37)	●県, 財政節減のため, 教職員600名近く人員整理を行う	●日露戦争始まる
1906 ( " 39)	●県知事, 青年団体・女子団体・在郷軍人団体の設立を奨励	●学生の思想風紀について訓令(社会主義を排斥)
1907 ( " 40)	●「学齢児童保護会準則」を定め, これにより就学率上昇	●「小学校令」を改正(義務教育年限を6カ年に延長)
1908 ( " 41)	●再び女子学齢児就学督励を訓令	●「戊申詔書」を發布(国民精神の作興)
1909 ( " 42)	●米沢高等工業学校の創立	●文部省, 直轄諸学校に修身教育の重視を訓令
1910 ( " 43)	●県立図書館の開設	●高等女学校令の改正, 実科もしくは実科高等女学校の設置を認める
1911 ( " 44)	●小学校児童の出席奨励を訓令	●高等小学校において農業又は商業の1科目を必修とし, 教授時数を増加
1913 (大正2)	●「小学校教員職服規程」を定める(男子は黒色または紺色の立襟の背広, 女子は筒袖及び袴を着用)	●「小学校令」を改正, 教員の免許状は府県で授与し, 全国一本化となる
1914 ( " 3)	●女子師範学校附属小学校, 女子だけでなく男子の入学を認める	●第一次世界大戦起こる
1918 ( " 7)		●「市町村義務教育費国庫負担法」公布(小学校教員の俸給の一部を国庫で負担)
1919 ( " 8)	●「市町村立小学校教員職服規程」を廃止	●「大学令」「高等学校令」を公布 ●「中学校令」を改正公布(尋常小学校5年より進学を認める)
1920 ( " 9)	●山形高等学校の設立	●国際連盟の発足 ●日本最初のメーデーが開催される
1921 ( " 10)	●「県立実科高等女学校学則」を制定	●通俗教育を社会教育と改称
1922 ( " 11)	●「山形県学校医規程」を制定	●文部省, 小学校教育費の整理, 節約を訓令
1923 ( " 12)	●県主催第1回夏季大学が開催される	●郡制廃止 ●「盲学校及聾啞学校令」を公布

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1923 (大正12)		●関東大震災
1924 ( " 13)	●山形県教育総集會, 児童生徒の勤儉力行の精神・体得について答申	●大日本連合青年団の結成
1925 ( " 14)	●「山形県児童就学奨励規程」を制定 (貧困者に奨励金, 学用品を支給)	●文部省に社会教育課を設置
1926 (昭和元)	●県立山形・米沢中学校, 夜間中学を設置 ●県, 青年訓練所設置の趣旨徹底について訓令 ●県, 女子青年団の組織化について訓令	●「師範学校規程」を改正(本科1部の年限を5年とし, 小学校高等科2年卒業と同時に入学可能となる) ●「陸軍現役将校配属令」を公布 ●「青年訓練所令」「幼稚園令」を公布 ●道府県庁に学務部を新設 ●「工業労働者最低年齢法」が施行され, 学齡児童の就業禁止
1927 ( " 2)	●学校清潔方法に関する標準を訓令 ●山形聾啞学校の設立	●中学校・高等女学校・高等学校の入学試験制度を改正(内申書重視を指示)
1928 ( " 3)	●児童生徒の個性を尊重して職業指導を行うよう訓令	●普通選挙法による最初の衆議院議員選挙実施
1929 ( " 4)	●体力検査項目・方法について通知	●文部省, 夜間職業学校の設置を認める
1930 ( " 5)	●子守児童と幼児保護のため託児所の設置を奨励	●文部省, 小学校の入学試験準備教育を禁止
1931 ( " 6)	●女子補習学校の設置を促進	●文部省, 青年教育振興に関し訓令
1933 ( " 8)	●「山形県立国民高等学校学則」を定める (海外拓殖移民の養成を図る)	●満州事変起こる ●「中学校令施行規則」全面改正 (法制・経済を公民科に, 柔剣道を必修とする)
1934 ( " 9)	●児童生徒の校外指導の振興	●長野県で共産党事件に関連し小学校教員138名検挙
1935 ( " 10)	●「青年学校令施行細則」を定める	●文部省に思想局設置 ●東北地方冷害, 大凶作 ●「青年学校令」公布 ●「青年学校教員養成所令」公布
1937 ( " 12)	●小学校児童の課外授業を1日2時間以内とし, 日曜祭日・休暇中は禁止する	●全国向け学校放送開始 ●日華事変起こる
1938 ( " 13)	●青年学校専任教員臨時養成所について通達	●文部省, 国体明徴の観点から師範学校, 中学校, 高等女学校, 高等学校の授業要目を大幅に改訂
1939 ( " 14)	●虚弱児童のための林間学校を白布高湯温泉に開設 ●満蒙開拓青少年義勇軍志願の奨励について通達	●「国家総動員法」公布 ●青年学校を義務制とする(満12歳以上19歳以下の男子)
1940 ( " 15)	●「山形県戦時新生活運動要項」を定める	●「青少年学徒に賜りたる勅語」発布 ●第二次世界大戦始まる
1941 ( " 16)	●青年学校振興運動を実施	●「学校給食奨励規程」を制定 ●大政翼賛会発会 ●紀元2600年記念式典を挙げる
1942 ( " 17)	●「山形県教育綱領」を制定(国体観念の明徴, 必勝信念の確立など4則)	●「国民学校令」公布 ●太平洋戦争起こる
1943 ( " 18)	●労働力不足と食糧増産のため, 学徒の草刈動員を通達	●学徒勤労動員開始
1944 ( " 19)	●学徒動員本部設置	●「師範教育令(改正)」公布(師範学校を官立とし, 専門学校と同程度に昇格) ●青年学校教員養成所を廃止し, 青年師範学校を設置
1945 ( " 20)	●進駐軍, 神町・山形・酒田・米沢へ到着	●国民学校初等科児童の集団疎開を決定 ●「戦時教育令」公布(国民学校初等科以外の授業を4月から1年間停止) ●終戦の詔発表(ポツダム宣言受諾) ●文部省「新日本建設の教育方針」を発表

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1945 (昭和20)		●全日本教職員組合結成
1946 ( " 21)	●県内の学校御真影を奉還	●「公職追放令」公布
	●県教職員適格審査開始	●「日本国憲法」公布
1947 ( " 22)	●新制中学開校式	●「教育基本法」「学校教育法」公布
	●学習指導要領伝達講習会開始	●新学制による小学校及び中学校発足、9年の義務制となる
1948 ( " 23)	●定時制高校開校式	●新制高等学校発足
		●「教育委員会法」公布
1949 ( " 24)	●週5日制授業実施(県に申請した希望校)	●第1回教育委員選挙
		●「教育公務員特例法」公布
1950 ( " 25)	●高校再編成のための統廃合実施	●「教育職員免許法」公布
		●「地方公務員法」公布
1951 ( " 26)	●無着成恭編『山びこ学校』が刊行される	●文部省、国旗掲揚、「君が代」斉唱をすすめることを通達
		●文部省、道徳教育振興方策を発表
1952 ( " 27)	●第7回国民体育大会、山形・宮城・福島の3県で開催	●対日平和条約、日米安全保障条約調印
1953 ( " 28)	●県へき地教育振興連盟が発足	●文部省「学習指導要領一般編(試案)」を改訂発行
1954 ( " 29)	●県特殊教育研究会を結成	●中央教育審議会設置
		●「義務教育費国庫負担法」公布
1955 ( " 30)	●第8回全国高校陸上競技対抗選手権大会、酒田市にて開催	●「理科教育振興法」「学校図書館法」公布
1956 ( " 31)	●町村合併により223市町村が61に、地教委241が61となる	●「学校給食法」公布
	●県教育委員会、教育採用に学力試験実施を決定する	●「へき地教育振興法」「盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布
1957 ( " 32)	●勤務評定に反対する県教組、県内2カ所で集会を行う	●文部省「高等学校学習指導要領(一般編)」発行(昭和31年度から実施)
		●新教育委員会法公布(公選制を任命制度に改める)
1958 ( " 33)	●県教育委員会、勤務評定実施を決定する	●日本、国際連合に加盟
1960 ( " 35)	●高校生急増対策協議会開く	●小・中・高等学校の全国抽出学力調査(社会・理科)を実施
1961 ( " 36)	●24年レッドパーージされた一部教員復職	●文部省、小中学校教頭の設置
		●全国的に勤務評定反対闘争激化
1962 ( " 37)	●県教育研究所連盟が発足	●日米新安保条約に調印
1963 ( " 38)	●第1回県学力向上対策委員会が開催	●小学校の新学習指導要領による教育課程を全面实施
		●文部省、中学2・3年生全員を対象に全国一斉学力調査実施
1964 ( " 39)	●「山形県体育施設条例」を公布	●中学校の新学習指導要領による教育課程全面实施
1965 ( " 40)	●へき地学校勤務の教職員に特別昇給を実施	●「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」公布
		●高等学校の新学習指導要領による教育課程を全面实施
1966 ( " 41)	●公立高等学校入学選抜・学力検査科目9教科から3教科になる	●第1回能研テストを実施
1967 ( " 42)	●山形県長期教育計画策定委員会が発足する	●第18回オリンピック東京大会開催
1969 ( " 44)	●山形県長期教育計画を策定	●家永三郎、教科書検定を違憲として民事訴訟を起こす
		●教科書、無償給与(小学校1年から6年までを対象)
1970 ( " 45)	●第16回学校図書館全国大会が山形市で開催	●文部省、手引書「道徳指導の諸問題」を全国小・中学校に配布
1971 ( " 46)	●NHK学校音楽コンクールで山形西高3年連続日本一となる	●文部省、「大学内における正常な秩序の維持について」通達
1972 ( " 47)	●全国高等学校総合体育大会(県内9市33会場)開催	●日本万国博覧会が大阪府で開催
1973 ( " 48)	●山形大学医学部開校	●沖繩返還協定調印
		●文部省、学制百周年記念式典を東京で挙げる
		●文部省、幼稚園教育振興計画要項を通達

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1974 (昭和49)	●日教組・日高教組の全国教育研究会、山形市で開催	●義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法公布
1975 ( " 50)	●県教育センター発足 ●県庁、新庁舎に移転	●短期大学設置基準を制定
1977 ( " 52)	●「山形県教育振興計画」を策定	●小・中学校の新学習指導要領を告示
1978 ( " 53)	●県中学校30周年記念式典が山形市で開催	●高等学校の新学習指導要領を告示
1978 ( " 53)	●PTA指導者海外研修(ヨーロッパ3カ国)を実施	
1979 ( " 54)	●全国小学校家庭科教育研究大会が山形市で開催	●はじめて国公立大学共通一次試験実施
	●第1回生涯教育県民大会が山形市で開催	●養護学校、小・中学部の義務制実施
1980 ( " 55)	●国民体育大会山形県招致委員会を設置	●文部省「児童・生徒の非行防止について」通知
	●東北特殊教育研究大会が鶴岡市で開催	●教科書論争活発
1981 ( " 56)	●中国教育事情視察団を派遣	●教科用図書検定基準一部改正
1982 ( " 57)	●東北地区高等学校PTA研究大会が山形市で開催	
1983 ( " 58)	●第32回全国高等学校保健研究大会が山形市で開催	●教育職員養成審議会「教員の養成及び免許制度の改善」を答申
1984 ( " 59)	●第33回全国へき地教育研究大会が天童市外7市町村で開催	●臨教審第一次答申がなされる
1985 ( " 60)	●「第3次山形県教育振興計画」を策定	●教育課程審議会が日の丸、君が代の義務化を促す
	●全国学校給食総合センター運営協議会が山形市で開催	
1986 ( " 61)	●東北地区情報技術教育研究総会並びに研究協議会が東根市で開催	●子どものいじめの実態調査を発表 いじめの事件数は減少傾向にあるが、中身の陰湿化が目立つ
1987 ( " 62)	●第22回東北理科教育研究大会が山形市で開催	●大学卒の女子の就職率は過去最高の73.6%
1988 ( " 63)	●北海道・東北ブロック養護教諭実技講習会が上市市で開催	●文部省が厳しすぎる校則見直し指導を発表する
		●文部省が教員の初任者研修制度化の概要と留意事項を地方教委に通達
1989 (平成元)	●山形県道徳教育振興会議(第1回～第3回)が開催	●文部省新学習指導要領告示
1990 ( " 2)		●小学校初任者研修実施
1991 ( " 3)		●中学校初任者研修実施
		●高等学校初任者研修実施
1992 ( " 4)	●第47回国民体育大会(べにばな国体)開催	●学校週5日制(月1回)実施
		●特殊教育諸学校初任者研修実施
1994 ( " 6)	●教職10年経験者研修導入	●いじめ問題の深刻化
1995 ( " 7)		●学校週5日制(月2回)実施
1996 ( " 8)	●「第4次山形県教育振興計画」策定	●第15期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を第一次答申
	●第6回「全国産業教育フェア」開催	●第16期中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を第二次答申
1997 ( " 9)	●第10回「全国健康福祉祭」開催	●教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」を第一次答申
	●第1回環境教育フォーラムが山形市で開催	
1998 ( " 10)	●県教育問題懇談会(中高一貫教育研究会議)開催	●幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領告示
	●「山形県情報教育推進計画」策定	●中高一貫教育に向けて、学校教育法の一部を改正する法律成立
	●全国ボランティアフェスティバル山形開催	●教育課程審議会「幼小中高盲聾及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申
	●「第4次山形県教育振興計画」改定	

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」(幼児期からの心の教育の在り方について) 答申</li> <li>●長野冬季オリンピック開催・同パラリンピック開催</li> </ul>
1999 ( " 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国高等学校総合文化祭山形大会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第145回通常国会において「国旗・国歌法」が成立</li> </ul>
2000 ( " 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国スポーツ・レクリエーション祭山形大会開催</li> <li>●小国町と金山町で中高一貫教育が2001年度から正式にスタートすることに決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少年の重大事件が相次ぐ</li> <li>●教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」を答申</li> </ul>
2001 ( " 13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感性教育シンポジウム開催</li> <li>●北海道・東北地区中高一貫教育推進フォーラム山形開催</li> <li>●全国生涯学習フェスティバル「まなびピア山形2001」開催</li> <li>●知事「小・中に30人学級導入」発言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育改革国民会議、17の提言を最終報告</li> <li>●中央省庁再編(文部科学省誕生)</li> <li>●21世紀教育新生プラン策定</li> <li>●えひめ丸沈没</li> <li>●大阪池田小児童殺傷</li> </ul>
2002 ( " 14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育山形「さんさん」プラン(21人から33人の学級編制)がスタートし、県教委主催で「全国少人数学級編制研究会」を開催</li> <li>●教育県山形の未来を考える教育講演会の開催(講師:河合隼雄文化庁長官)</li> <li>●すべての公立高校で推薦選抜実施, 連携型(中高一貫教育校)選抜実施</li> <li>●高校生文化フェスティバル「発見!やまがたのすごい人」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●六つの教育改革関連法案成立(通常国会)</li> <li>●中央教育審議会「教育基本法の見直し」「教育振興基本計画策定」を諮問</li> <li>●確かな学力の向上のための「学びのすすめ」のアピール</li> <li>●完全学校週5日制の実施(幼稚園から高等学校)</li> <li>●新学習指導要領完全実施(幼稚園・小学校・中学校)</li> <li>●小学校設置基準及び中学校設置基準の制定・施行, 高等学校設置基準の改正</li> <li>●教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布</li> </ul>
2003 ( " 15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職10年経験者研修導入</li> <li>●初任者研修拠点校方式の実施</li> <li>●教育山形「さんさん」プランが小学校1年生から5年生まで実施され, 県教委主催で「全国少人数教育公開研究会」及び「少人数学級編制研究会(第3~4回)」を開催</li> <li>●地域文化継承の実践活動研究発表「子どもまつりフェスティバル」開催</li> <li>●公立高校入試制度の改善(絶対評価による内申, 面接を判定資料にすること可等)</li> <li>●県立新庄神室産業高校開校</li> <li>●すべての公立高校に学校評議員を配置</li> <li>●日韓中高生交流事業(高校)による訪韓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化審議会「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」を答申</li> <li>●新学習指導要領実施(高校)</li> <li>●中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」「食に関する指導体制の整備」を答申</li> <li>●小学校, 中学校, 高等学校等の学習指導要領一部改正</li> </ul>
2004 ( " 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5次山形県教育振興計画『山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」』が策定され, 各学校や関係機関に配付</li> <li>●教育山形「さんさん」プランが小学校1年生から6年生まで実施され, 県教委主催で「全国少人数教育公開研究会」及び「少人数学級編成研究会(第5~6回)」を開催</li> <li>●「いのちの教育」全県フォーラムの開催</li> <li>●「県立高等学校の将来の在り方について」県立高等学校将来構想検討委員会報告</li> <li>●「英語が使える日本人の育成のための行動計画」に基づく英語教員研修開始</li> <li>●山形県進路指導研究協議会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され, 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を創設</li> <li>●中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(中間報告), 「今後の学校管理の在り方について」及び「大学入学資格検定の見直しについて」を答申, 義務教育特別委員会を設置し「教育基本法の改正・学力世界トップ・教員の質の向上・現場主義・義務教育国家負担制度の改革」等の検討</li> <li>●教育課程実施状況調査科目別報告書(高校)</li> <li>●OECD(PISA)生徒の学習到達度調査, TIMSS2003国際比較結果の概要(国立教育政策研究所)報告により, 学力低下問題</li> <li>●学校安全緊急アピール—子どもの安全をまもるために—が出される。</li> </ul>

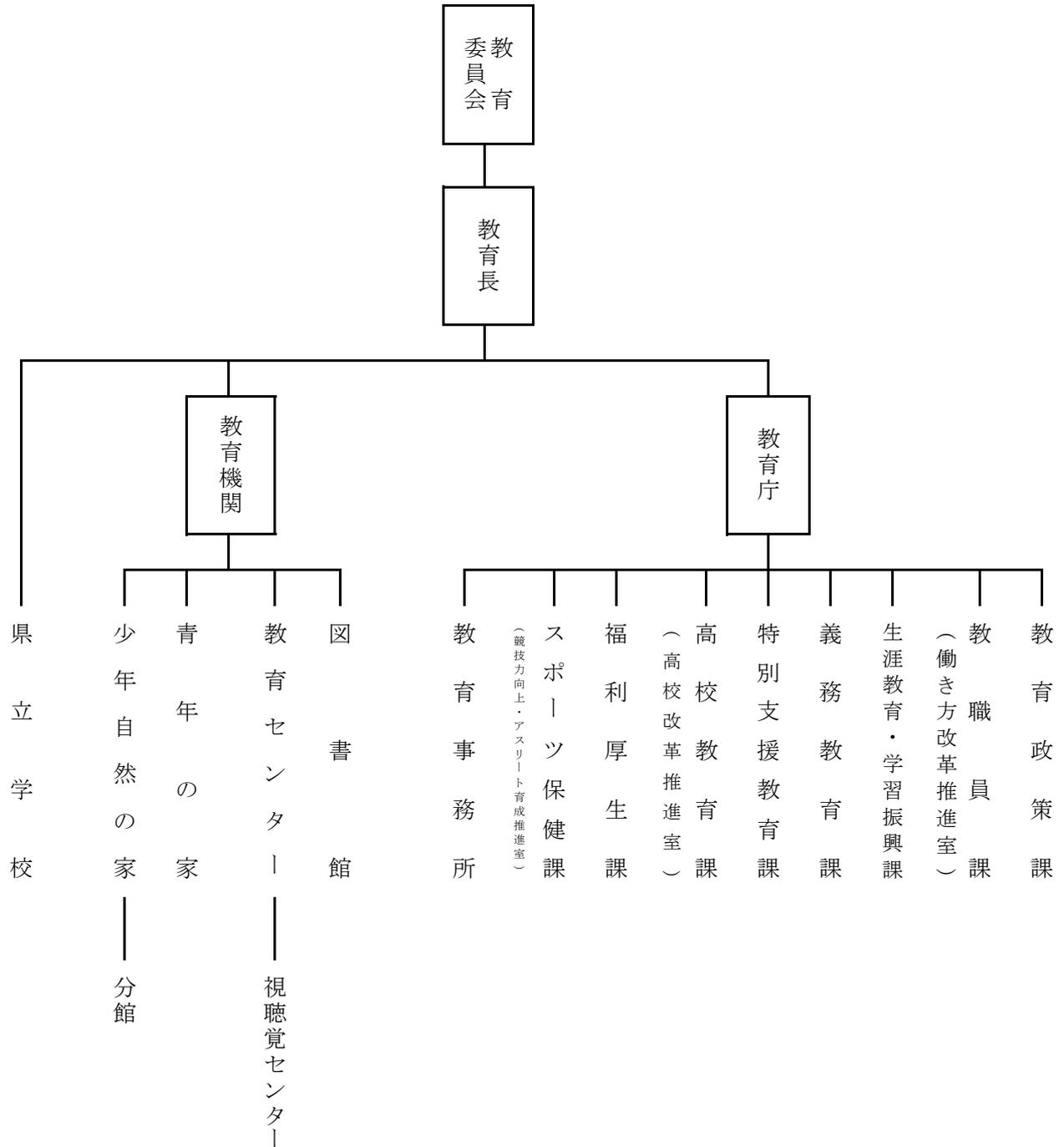
年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5次山形県教育振興計画がスタート</li> <li>●学校の組織マネジメント能力を高めるためのフォローアッププログラム推進事業の開始</li> <li>●「県立高校教育改革実施計画」(策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」(答申)、「審議経過報告」の取りまとめ</li> <li>●中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)</li> </ul>
2006 ( " 18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次代創造高校づくり推進事業の開始</li> <li>●国際化推進事業の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育基本法の改正</li> <li>●中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申)</li> <li>●内閣に教育再生会議の設置</li> <li>●高等学校における必履修科目の未履修問題</li> </ul>
2007 ( " 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法の一部改正により「特別支援教育」の開始</li> <li>●24時間電話相談の開始</li> <li>●「山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について(報告)」の提出</li> <li>●若者対策事業の開始</li> <li>●キャリア教育指導計画「総合実践プログラム」の作成・実践</li> <li>●「最上川の文化的景観」の世界遺産登録申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学6年、中学3年の222万人を対象に「全国学力調査」実施</li> <li>●中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)</li> <li>●「学校教育法等の一部を改正する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」の3法案が成立・公布</li> <li>●中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中間報告</li> </ul>
2008 ( " 20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やまがた教育「C」改革の開始</li> <li>●「山形県特別支援教育推進プラン」の策定</li> <li>●県立村山特別支援学校、楯岡校の開校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)</li> <li>●学校評価ガイドライン(改定)</li> <li>●幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領(告示)</li> <li>●「全国学力・学習状況調査」の結果公表について議論が起こる</li> <li>●教育再生懇談会で児童生徒の携帯電話使用が議論される</li> <li>●少人数教育再構築会議の最終報告書が提出される。</li> </ul>
2009 ( " 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育山形「さんさんプラン」の拡充 ※中学校3学年までの少人数学級編制を段階的に導入(～H23完全実施予定)</li> <li>●産業教育審議会答申</li> <li>●YAMAGATAドリームキッズ(山形県スポーツタレント発掘事業)がスタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校、特別支援学校学習指導要領(告示)</li> <li>●教員免許更新制の導入</li> <li>●新型インフルエンザの流行</li> <li>●新幼稚園教育要領実施</li> </ul>
2010 ( " 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5次山形県教育振興計画の見直し</li> <li>●公立高校入学者選抜制度の改善(推薦入学者選抜において、推薦要件と選抜規準を公表)</li> <li>●「県立高校教育実施計画」(改訂)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立高等学校の授業料無償化と高等学校等就学支援金制度の開始</li> <li>●『生徒指導提要』発刊</li> <li>●OECD(経済協力開発機構)のPISA調査(生徒の学習到達度調査)において、読解力を中心に学力が改善傾向。</li> </ul>
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5次山形県教育振興計画後期プランがスタート(～H27)</li> <li>●教育山形「さんさん」プラン 中学校3年生まで完全導入</li> <li>●全国高等学校総合体育大会第61回全国高等学校スキー大会(山形市蔵王スキー場)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●義務標準法等の一部を改正する法律の成立により、小学校1年生の学級編制の基準を35人に引き下げる。</li> <li>●新学習指導要領全面実施(小学校)</li> <li>●中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)</li> </ul>

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2012 (平成24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県立酒田光陵高等学校開校</li> <li>● 教育山形「さんさん」プラン再構築会議により見直し</li> <li>● 県立特別支援学校再編・整備計画策定</li> <li>● 公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から普通科での推薦入試廃止の報告書提出</li> <li>● 「やまがた教育の日（11月第2土曜日）」と「いのち輝く7つの約束」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）</li> <li>● 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（報告）</li> <li>● 新学習指導要領全面実施（中学校。高校は数学と理科について先行実施）</li> <li>● 大津市の中学生いじめ自殺に係るいじめ対応緊急調査など一連の対応</li> </ul>
2013 ( " 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県立楯岡特別支援学校開校</li> <li>● 第2次山形県特別支援教育推進プラン策定</li> <li>● 「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」作成 全教職員配付</li> <li>● 「体罰の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」作成</li> <li>● 山形県環境教育指針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめ防止対策推進法 施行</li> <li>● 学校教育法施行令の一部改正（障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みの変更）</li> <li>● OECD（経済協力開発機構）のPISA調査（生徒の学習到達度調査）において 数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなった。</li> </ul>
2014 ( " 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県立村山産業高等学校開校</li> <li>● 県立村山特別支援学校山形校開校</li> <li>● 県立村山特別支援学校天童校開校</li> <li>● 県立楯岡特別支援学校寒河江校開校</li> <li>● 県立米沢養護学校長井校開校</li> <li>● 山形県いじめ防止基本方針策定</li> <li>● 県立高校の将来の在り方検討委員会から「社会の変化に対応した県立高校の将来の在り方について報告書」提出</li> <li>● 県立高校再編整備基本計画の策定</li> <li>● 公立高等学校入学者選抜において、普通科での推薦選抜を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 公布（地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等）</li> <li>● 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現」に向けた高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革について」（答申）</li> </ul>
2015 ( " 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第6次山形県教育振興計画スタート</li> <li>● 探究科等新学科設置及び普通科活性化に係る検討委員会から「探究科等新学科の設置及び普通科活性化の方策について報告書」提出</li> <li>● 県立楯岡特別支援学校大江校開校</li> <li>● 県立鶴岡養護学校おひさま分教室開校</li> <li>● 小中一貫校新庄市立萩野学園開校</li> <li>● 探究型学習推進事業スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央教育審議会「大学設置基準等の改正について」（答申）</li> <li>● 公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げ</li> </ul>
2016 ( " 28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県立東桜学館中学校・高等学校開校</li> <li>● 山形県障がいのある人もない人も共に学ぶ社会づくり条例施行</li> <li>● 公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会から、県外からの志願者受け入れ等の報告書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者差別解消法施行</li> <li>● 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）</li> <li>● 教育公務員特例法等の一部を改正</li> <li>● 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領（告示）</li> </ul>
2017 ( " 29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県立米沢養護学校西置賜校開校</li> <li>● 全国高等学校総合体育大会南東北総体2017開催</li> <li>● 山形県教員指針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育法の一部を改正する法律公布（専門職大学及び専門職短期大学の制度化等）</li> <li>● 学校教育法施行令の一部を改正する政令公布（家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること等）</li> <li>● 中央教育審議会「学校における働き方改革に係る緊急提言」</li> <li>● スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定</li> <li>● 高等学校学習指導要領（告示）</li> </ul>

年 号	山 形 県 の 教 育	日 本 の 教 育 な ど
2018 (平成30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内の高等学校3校に探究科、3校に普通科探究コースを新設</li> <li>● 公立高等学校及び県立中学校入試において採点ミスが判明。「公立高等学校及び県立中学校入学者選抜第三者委員会」を設置。「公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスに係る再発防止・改善策」策定</li> <li>● 「学校における働き方改革の取組み手引」作成</li> <li>● 県探究型学習課題研究発表会開催</li> <li>● 「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園教育要領完全実施、新学習指導要領完全実施（小学校道徳）</li> <li>● 学校教育法等の一部を改正する法律公布（デジタル教科書を認定等）</li> <li>● 私立大学医学部で不正入試発覚相次ぐ</li> <li>● 民法の一部を改正する法律公布（成年年齢を18歳に引き下げ等）</li> </ul>
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」策定</li> <li>● 第6次山形県教育振興計画（後期計画）策定</li> <li>● 庄内中高一貫校（仮称）の2024年度開校の方針が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き</li> <li>● 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）</li> <li>● 文部科学省が「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を公表</li> <li>● 文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターから学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編が出される</li> <li>● 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱の廃止</li> <li>● OECD（経済協力開発機構）のPISA調査（生徒の学習到達度調査）において数学的リテラシー及び科学的リテラシーは世界トップレベルである一方、読解力は2015年調査よりも平均得点及び順位が低下</li> <li>● 令和3年1月実施予定の「大学入学共通テスト」における国語、数学の記述式問題の導入見送り</li> </ul>
2020 ( " 2 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東南置賜地区の県立高校再編整備計画に基づき、米沢産業高校（仮称）の教育基本計画を策定するため、「米沢産業高校（仮称）教育基本計画策定委員会」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新学習指導要領全面実施（小学校）</li> <li>● 政府「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条第1項に基づき全都道府県を対象に5月6日まで緊急事態宣言を発出</li> <li>● 文部科学省が新型コロナウイルス感染症に係るその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）は実施しないと通知</li> <li>● 文部科学省が義務教育段階の「1人1台端末」の整備を前倒し</li> <li>● 文部科学省が「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について通知</li> <li>● 文部科学省が新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを示す</li> <li>● 文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について公開</li> <li>● 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行</li> </ul>

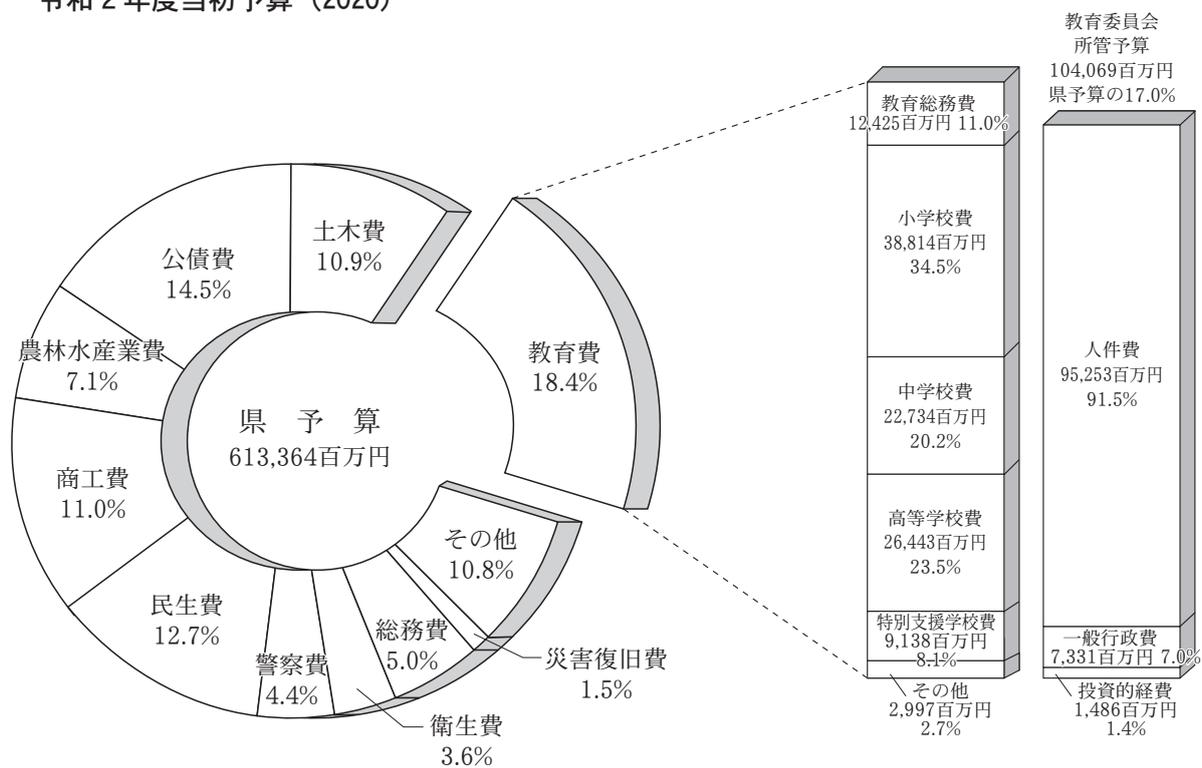
### 3 教育関係各種資料

#### 県教育委員会の組織（令和3年度）

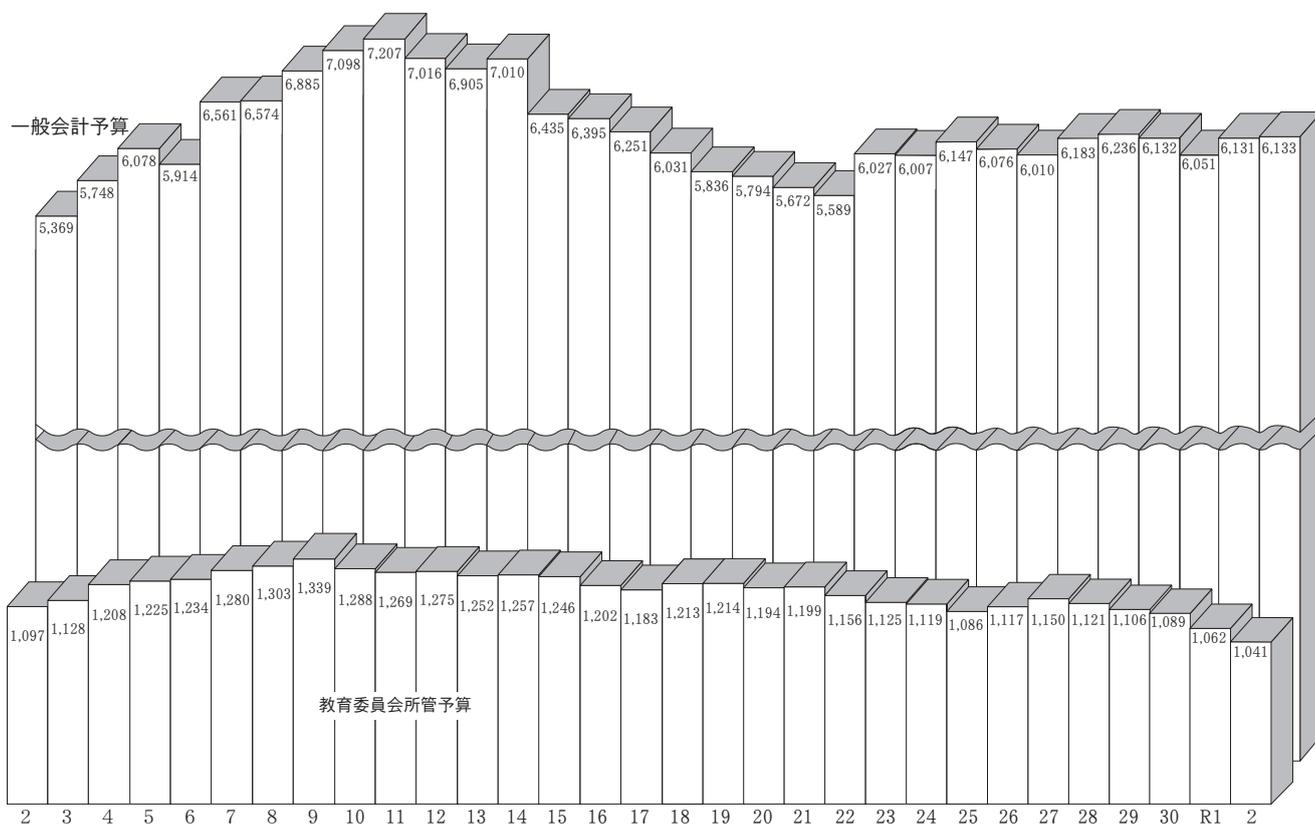


# 令和2年度県予算と教育費

令和2年度当初予算（2020）



●一般会計予算と教育委員会所管予算の推移  
(単位：億円)



# 人口、学校数及び児童生徒数の状況

○R2.11.1現在  
 ○学校数に分校・休校を含む  
 ○数値は公立・国立の計  
 ※（ ）内は私立で外数  
 ○高等学校は全日制・定時制の計  
 資料：文部科学省「学校基本調査の速報」、  
 県統計企画課調  
 令和2年度山形県の特別支援教育

**山形県**  
**人口 1,064,031人**

	校数	児童生徒数	人
小学校	244校	50,890	人
中学校	97校	27,482	人
義務教育学校	1校	374	人
高等学校	47(14)校	19,304(9,058)	人
特支学校	19校	1,139	人

**〈最上〉**  
**人口 70,449人**

	校数	児童生徒数	人
小学校	18校	2,959	人
中学校	11校	1,679	人
義務教育学校	1校	384	人
高等学校	6(1)校	1,418(316)	人
特支学校	1校		

**〈庄内〉**  
**人口 262,141人**

	校数	児童生徒数	人
小学校	62校	12,029	人
中学校	23校	6,608	人
高等学校	12(3)校	4,898(2,058)	人
特支学校	3校		

**〈村山〉**  
**人口 531,136人**

	校数	児童生徒数	人
小学校	106校	26,119	人
中学校	45校	14,049	人
高等学校	18(7)校	9,234(5,456)	人
特支学校	12校		

**〈置賜〉**  
**人口 200,305人**

	校数	児童生徒数	人
小学校	58校	9,703	人
中学校	18校	5,146	人
高等学校	11(3)校	3,754(1,201)	人
特支学校	3校		

**特別支援学校**

視覚障がい	1校	15人
聴覚障がい	2校	40人
知的障がい	15校	949人
病弱	2校	49人
肢体不自由	1校	87人

## 卒業後の進路状況（令和元年3月卒業者）

（単位：人）

中 学 校	
卒業生数	9,630
高等学校進学者	9,582
専門学校進学者	16
専修学校（高等課程）	12
専修学校（一般課程）	4
公共職業能力開発施設	0
就 職 者	4
そ の 他	28

高 等 学 校	
卒業生数	9,791
大学進学者	4,515
大 学（学部）	3,912
短 大（本科）	540
その他	63
専門学校進学者	2,334
専修学校（専門課程）	1,872
専修学校（一般課程）・各種学校	285
公共職業能力開発施設	177
就 職 者	2,755
そ の 他	187

（資料：学校基本調査の速報）

## 進学率・就職率の推移

年度	中 学 校				高 等 学 校			
	進 学 率		就 職 率		進 学 率		就 職 率	
	山形県	全 国	山形県	全 国	山形県	全 国	山形県	全 国
60	96.5	94.1	2.2	3.7	20.9	30.5	59.0	41.1
8	97.5	96.8	0.9	1.4	30.2	39.0	38.7	24.3
13	98.0	96.9	0.6	1.0	35.8	45.1	32.6	18.4
18	98.9	97.7	0.2	0.7	42.5	49.3	28.7	18.0
19	98.8	97.7	0.4	0.7	44.1	51.2	28.9	18.5
20	99.0	97.8	0.2	0.7	45.1	52.8	28.9	19.0
21	99.1	97.9	0.2	0.5	46.7	53.9	26.9	18.2
22	99.1	98.0	0.1	0.4	45.8	54.3	25.0	15.8
23	99.3	98.2	0.1	0.4	46.3	53.9	25.8	16.3
24	99.3	98.3	0.2	0.4	46.1	53.5	26.1	16.8
25	99.4	98.4	0.1	0.4	44.4	53.2	28.2	17.0
26	99.4	98.4	0.1	0.4	44.7	53.8	29.6	17.5
27	99.4	98.5	0.2	0.4	45.1	54.5	29.5	17.8
28	99.3	98.7	0.2	0.3	44.9	54.7	29.8	17.9
29	99.5	98.8	0.1	0.3	45.3	54.7	28.7	17.8
30	99.5	98.8	0.1	0.2	45.3	54.7	30.1	17.6
1	99.5	98.8	0.1	0.2	44.6	54.7	29.8	17.7
2	99.5	98.8	0.0	0.2	46.1	55.8	28.0	17.4

注：1 就職進学者は両方に含む

2 60年度以降の進学率には通信制課程進学者を含む

（資料：学校基本調査の速報）

## 児童生徒の体格・体力・運動能力（令和元年度）

		体 格		体 力 ・ 運 動 能 力							
		身 長 (cm)	体 重 (kg)	握 力	上 体 起こし	長座体 前 屈	反 復 横 跳 び	20m シャトルラン	50m走	立 ち 幅 跳 び	ソフト (ハンド) ボール投
男子	小5(10才)本県	139.2	35.4	16.61	20.08	31.94	42.98	53.15	9.59	151.39	22.55
	小5(10才)全国	139.0	34.4	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32	9.42	151.45	21.61
	中2(13才)本県	161.4	51.0	28.92	26.62	43.37	51.06	84.46	8.04	194.09	20.31
	中2(13才)全国	160.0	49.2	28.65	26.96	43.50	51.91	83.53	8.02	195.03	20.40
女子	小5(10才)本県	141.1	35.3	16.37	18.95	36.59	41.84	45.80	9.72	146.59	14.57
	小5(10才)全国	140.2	34.2	16.09	19.46	37.62	40.14	40.79	9.64	145.68	13.61
	中2(13才)本県	155.1	47.9	23.71	23.30	45.55	46.71	60.04	8.79	168.04	12.96
	中2(13才)全国	154.8	47.3	23.79	23.69	46.32	47.28	58.31	8.81	169.90	12.96

（資料 体格：令和元年度学校保健統計調査結果速報、体力・運動能力：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣調査結果）

## 県内図書館の状況

	館数 (R2.4.1)	蔵書数 (R2.3.31)	個人貸出数 (R元年度)
県立図書館	1	863,863	124,408
市町村立図書館	24	3,355,935	4,023,855

※上記のほか、市町村公民館図書室が11館設置されている。

※蔵書数は、雑誌、視聴覚資料等、録音図書、電子的資料は含めない。

## 社会教育講座等の状況

### ●社会教育講座（令和元年度）

	成人教育	女性教育	高齢者教育	青少年教育	家庭教育
学級・講座数	1,501	129	257	779	256
市町村数	35	25	30	34	31

※講座には、首長部局が実施するものを含む。

## 社会教育関係施設設置状況

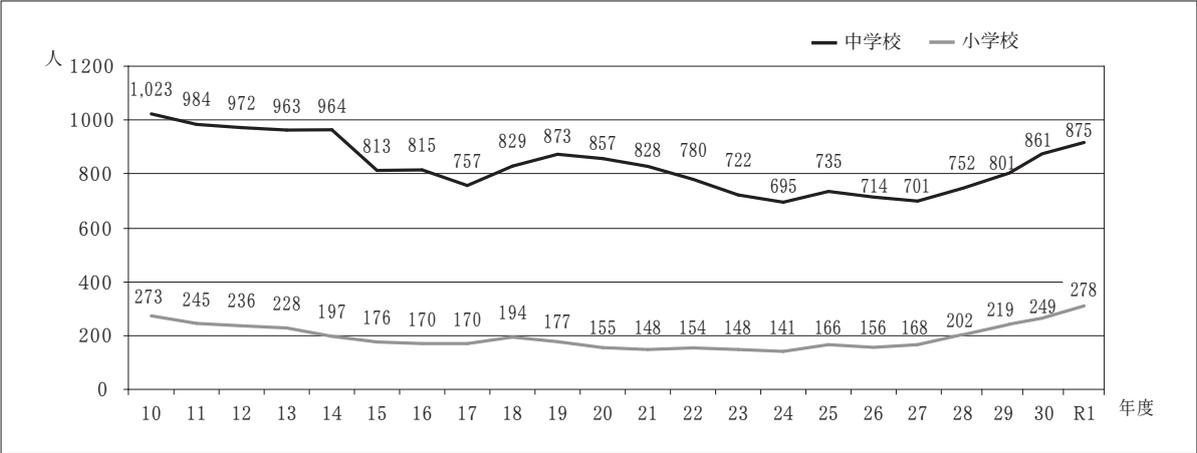
	県	市町村	その他	計
公民館		624		624
図書館	1	24		25
博物館	1	2	11	14
視聴覚センター ライブラリー	1	2	3	6
青少年教育施設	6	8		14
生涯学習センター	2	12		14
文化会館	2	20	1	23

※生涯学習センター及び文化会館は社会教育調査(H30.10.1現在)、その他の施設は「山形県社会教育2020」より

## 文化財の指定状況(令和2年10月31日現在)

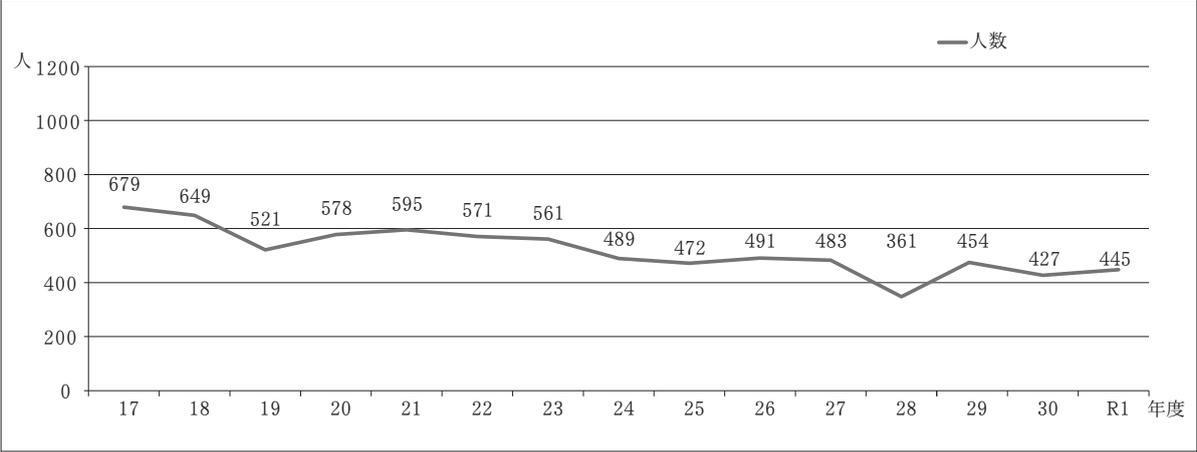
		国指定文化財		県指定文化財	
国 宝	建造物	1	/		
	絵画	1			
	工芸品	2			
	古文書	1			
	考古資料	1			
	小計	6			
重 要 文 化 財	建造物	29	有 形 文 化 財	建造物	47
	絵画	7		絵画	77
	彫刻	11		彫刻	72
	工芸品	29		工芸品	106
	書跡	4		書跡	29
	典籍	0		典籍	11
	古文書	7		古文書	3
	考古資料	6		考古資料	21
	歴史資料	2		歴史資料	31
	小計	95		小計	397
重要無形文化財	0	無形文化財	3		
重要有形民俗文化財	10	民俗文化財	有形民俗	7	
重要無形民俗文化財	6	民俗文化財	無形民俗	22	
特別天然記念物	3				
記 念 物	史跡	28	記 念 物	史跡	31
	名勝	8		名勝	2
	名勝史跡	1			
	天然記念物	13		天然記念物	68
	小計	50		小計	101
合計	170	合計	530		

## 山形県小・中学校における不登校児童生徒数の推移（30日以上欠席）



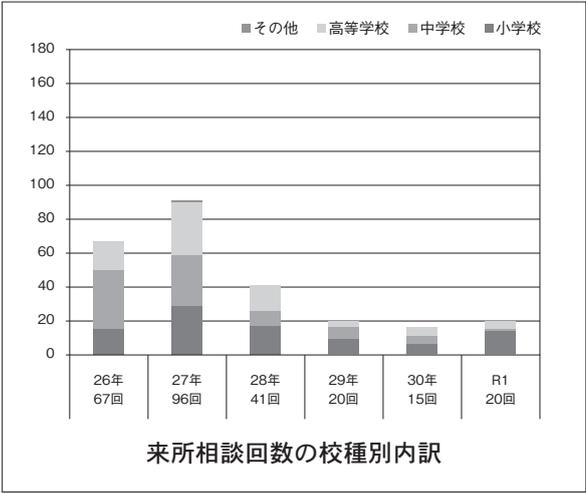
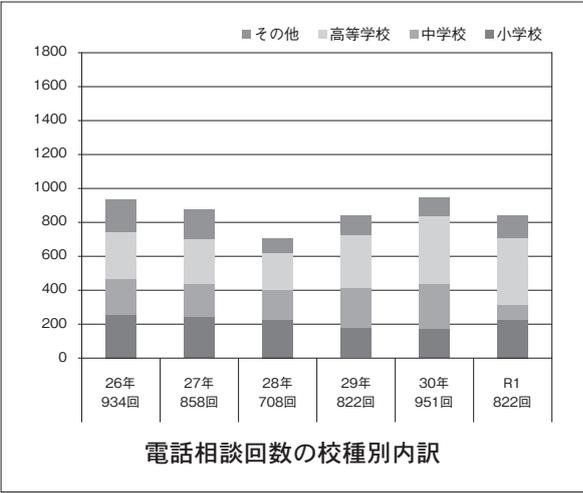
（資料：令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査結果（文部科学省））

## 山形県高等学校（公私立）における不登校生徒数の推移（30日以上欠席）



（資料：令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査結果（文部科学省））

## 教育相談（県教育センター）の校種別内訳の推移



## 4 接遇

### (1) 正しい話し方

#### ア あいさつ

- \* 誰に対しても、どこでも、積極的に自分からあいさつをしましょう。
- \* 出張から帰ったときは「お世話になりました」とお礼を言い、復命をしましょう。

#### イ 相手との話し方

- \* 俗語や略語はできるだけ避け、わかりやすい言葉遣いをしましょう。
- \* 要点はメモで整理してから話しましょう。
- \* 相手の話の腰を折らないようにしましょう。

### (2) 来客の応対

#### ア 来客を迎えるとき

- \* 気が付いた人が率先して対応しましょう。
- \* 椅子に腰掛けたままでなく立ち上がって迎えるようにしましょう。

#### イ 案内するとき

- \* 来客の斜め前に立って案内をしましょう。
- \* ドアの開閉は、外開きのときは来客を先に招き入れ、内開きの時は先に室内に入って招き入れましょう。

### (3) 電話の応対

#### 〔電話をかけるとき〕

##### ア 用件は簡潔に

- \* 電話をかける前に、予め用件や内容をまとめ、箇条書きにしておきましょう。
- \* 長く待たせるようなときは、かけ直すなどの工夫をしましょう。

##### イ 電話の手順

- \* 初めに「〇〇と申します」と名乗り、「いつもお世話になっております」を述べましょう。
- \* 相手の名前を確認しましょう。(聞き取れなかった場合)
- \* かけた相手が不在の場合、親しい間柄なら折り返し電話をいただくようお願いしてもよいですが、お願いするような用件の場合はこちらからかけ直しましょう。

##### ウ 電話はやさしく切る

- \* 電話はかけた方が切りましょう。
- \* 切るときは受話器をガチャンと置いて相手に不快な感じを与えないようにやさしく切りましょう。

#### 〔電話をうけるとき〕

- \* 電話が鳴ったらできるだけ早く取り、学校名と氏名を名乗り、相手を確認しましょう。
- \* 用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱しましょう。

#### 〔電話を取り次ぐとき〕

- \* 指名の人が不在のときは、「校長は不在です。明日はおりますので、こちらからご連絡いたしましょうか。」等、連絡の取れる時や連絡の取り方についても伝えましょう。
- \* 自分で判断しかねる時は、主任や担当者に取り次ぎましょう。

#### (4) 電子メールの対応

- \*初めての相手に、容量の大きい添付ファイル等を送信すると、通信費や時間等で迷惑をかけることがありますので、避けましょう。
- \*開封通知を強要するのは失礼に当たります。
- \*返信は、なるべく早めに、相手からのメール文を上手に引用しながら返信をします。
- \*セキュリティ面で万全ではないので、機密情報のやりとりには使わないようにします。
- \*お互いの安全のためウイルス対策を適宜行いましょう。

#### (5) 名刺交換の基本ポイント

- \*所属・肩書き・氏名を相手に伝えながら名刺を差し出します。
- \*相手の名前の読み方は名刺交換の際に確認しましょう。
- \*名刺交換は必ず立ち上がった状態で、間にテーブルなどを挟まずに、目下の者が先に名刺を出しましょう。
- \*いただいた名刺は、面談中は、自分の側のテーブルの端に置きます。

#### (6) 身だしなみ

あなたの印象が職場の印象を決めるので、清潔感があること、相手に不快感を与えないこと、仕事がしやすく動きやすいことが基本です。

##### 〔男性の身だしなみ〕

###### ア 基本

- \*スーツ・ワイシャツ・ネクタイ・革靴（会議や出張の際）を基本とします。
- \*運動着での通勤は望ましくありません。
- \*ワイシャツの襟や袖口のボタンはきちんと留めるのが基本です。
- \*ワイシャツの下に色物や柄もの下着やTシャツは避けた方がよいでしょう。
- \*白い靴下やアンクルソックスは避け、スーツの色等に合わせ、ダークカラーがよいでしょう。

###### イ クールビズ等

- \*ジャケットとスラックスを基本とし、襟の付いたシャツを着用します。襟が付いていてもラフすぎないものが好ましいです。

##### 〔女性の身だしなみ〕

###### ア 基本

- \*スーツ、ジャケット＋スカート、ジャケット＋パンツを基本とします。
- \*肌の露出の多いものは避けた方がよいでしょう。
- \*素足（生足）は避け、ストッキングの色柄も職場にふさわしいものを心がけましょう。
- \*校内で着用する靴等も靴音が響き過ぎるタイプは避けましょう。

###### イ 化粧

- \*知的で清潔感のある化粧を心がけ、化粧直しは更衣室等で行いましょう。
- \*香りも人によっては不快に感ずることもあるので、配慮しましょう。
- \*髪の色は明る過ぎないなど、配慮しましょう。

◇参考：便利！わかりやすい冠婚葬祭マナー <http://www.jp-guide.net/manner/>

## 5 山形県のシンボル

### 山形県章



全体の底辺を100として  
二等辺三角形の底辺=34.8  
二等辺三角形の高さ=33.6  
細辺の底辺=4.4  
重複底辺=2.2  
空二等辺三角形の底辺=12.1

(昭和51年8月21日 制定)

### 山形県旗



(昭和38年3月26日 制定)

県の山々を三つの三角形で表し、同時に最上川の流れも表している。鋭角的な三角形は県の発展を意味している。

### 山形県の花「べにばな」

江戸時代に名声を博し、今も県を象徴する花。(昭和57年3月31日制定)

### 山形県の木「さくらんぼ」

初夏の味覚として全国一の生産量を誇る果樹。(昭和57年3月31日制定)

### 山形県の鳥「オシドリ」

雄雌仲むつまじい鳥で溪谷・溪流等に生息。(昭和57年3月31日制定)

### 山形県の獣「カモシカ」

山岳全域に生息が確認された特別天然記念物。(昭和57年3月31日制定)

### 山形県の魚「サクラマス」

桜の咲く頃、川をそ上し、海や川に春を告げる魚。(平成4年3月9日制定)

## 山形県民の歌「最上川」

(昭和57年3月31日制定)

この歌は、昭和天皇が東宮であられた大正14年に山形県に行啓され、その翌15年の「御歌会始」において御製「最上川」としておよみになられたものである。

昭和5年にたって、宮内庁の許可を得て、東京音楽学校の島崎赤太郎教授が作曲し、以来、県民に親しまれてきている。

昭和57年3月31日「県民の歌」に制定した。

最上川  
昭和天皇 御製  
島崎赤太郎 作曲  
広き野を  
ながれゆけども  
最上川  
うみに入るまで  
にござりけり



令和3年度 初任者のための研修資料

## 学び続ける教師

令和3年3月12日発行

編集・発行 **山形県教育センター**

住 所 天童市大字山元字犬倉津2515

